

目 次

第 1 号 6月9日(金曜日)

平成29年第2回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	4
請願・陳情	1 2
休会の件	1 2
散会	1 2

第 2 号 6月14日(水曜日)

平成29年第2回下郷町議会定例会会議録(第2号)	1 5
議事日程第2号	1 6
開議	1 7
一般質問	1 7
星 輝夫君	1 7
猪股謙喜君	2 0
玉川邦夫君	2 6
湯田純朗君	3 4
小椋淑孝君	4 4
山名田久美子君	4 7
日程の追加	5 1
請願・陳情	5 1
散会	5 3

第 3 号 6月15日(木曜日)

平成29年第2回下郷町議会定例会会議録(第3号)	5 5
議事日程第3号	5 6
開議	5 9
報告第 1号 平成28年度下郷町一般会計の繰越明許費について	5 9
報告第 2号 専決処分の報告について	6 1
(専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について)	
議案第20号 専決処分につき承認を求めることについて	6 3
(専決第1号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定につい て)	

議案第 2 1 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	7 2
	(専決第 2 号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設 定について)	
議案第 2 2 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	7 2
	(専決第 3 号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課 税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について)	
議案第 2 3 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	7 4
	(専決第 4 号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の設定について)	
議案第 2 4 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	7 6
	(専決第 5 号 平成 2 8 年度下郷町一般会計補正予算 (第 7 号))	
議案第 2 5 号	専決処分につき承認を求めることについて……………	7 8
	(専決第 6 号 平成 2 8 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予 算 (第 5 号))	
議案第 2 6 号	字の区域の変更について……………	7 9
議案第 2 7 号	下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について……………	8 1
議案第 2 8 号	消防ポンプ自動車購入契約について……………	8 4
議案第 2 9 号	雪寒建設機械購入契約について……………	8 6
議案第 3 0 号	下郷町公営住宅 (1—3 号棟) 建設工事請負契約について……………	8 9
議案第 3 1 号	下郷町公営住宅 (1—4 号棟) 建設工事請負契約について……………	8 9
議案第 3 2 号	防災安全交付金 (橋梁補修) 工事請負契約について……………	9 7
議案第 3 3 号	平成 2 9 年度下郷町一般会計補正予算 (第 1 号) ……………	9 9
議案第 3 4 号	平成 2 9 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	9 9
議案第 3 5 号	平成 2 9 年度下郷町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	9 9
議案第 3 6 号	平成 2 9 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	9 9
議案第 3 7 号	平成 2 9 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……	9 9
動議について……………		1 0 6
議員提出議案第 3 号	「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書の提出について……………	1 2 9
閉会……………		1 3 0

平成29年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成29年6月9日			
本会議の会期	平成29年6月9日から6月15日までの7日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	平成29年6月9日	午前10時00分	議長 佐藤 勤
	散会	平成29年6月9日	午前10時46分	議長 佐藤 勤
応招議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	8番 猪 股 謙 喜	9番 湯田 健 二
	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤	
欠席議員	7番 小 玉 智 和			
会議録署名議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 修 二	税務課長兼会計管理者 星 健 一
	町民課長 大竹 義 則	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 渡部 芳 夫
	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 渡部 清 一	農業委員会事務局長 横山 利 秋	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井 哲 書	書記 荒井 康 貴	書記 芳賀 和 也	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年第2回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：平成29年6月9日（金）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名
1 番 星 輝 夫
2 番 玉 川 邦 夫

日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案理由の説明
日程第 4 請願・陳情

委員会付託
(総務文教常任委員会)

陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

日程第 5 休会の件
散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

ただいまの出席議員は11名であります。

7番、小玉智和君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第2回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、室井哲君。

○議会事務局長（室井哲君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に平成29年3月定例会から今定例会までの間の議員の皆様様の活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般財団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、本年6月から平成30年3月までの議会行事予定一覧表、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表、さらには議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（佐藤勤君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤勤君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において1番、星輝夫君及び2番、玉川邦夫君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤勤君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月16日までの8日間をしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月16日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤勤君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成29年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会につきましては、報告2件、議案18件についてご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、去る4月2日に元下郷町議会議長の星嘉明様をご逝去されました。星様は、平成6年に町議会議員に初当選され、昨年3月までの6期21年の長きにわたり、町議会議員として町政発展のため尽力されました。特に平成16年から2年間は議会議長として活躍されました。改めまして、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、6月に入り、農家の皆様には田植えも終わり、一段落かと思えます。今年は、ゴールデンウィークの4月末から5月にかけて、全国的には多くのところで30度を超える真夏日になるなど、例年にない暑い5月となりました。本町においても5月22日には31度を記録しております。6月に入り平年並みになったようですが、ここ数日の朝晩は肌寒いようであります。議員の皆様におかれましても体調に十分注意していただきたいと思えます。

今年のゴールデンウィーク期間中の観光客の入り込み者数につきましては、天候に恵まれ、町全体では増加傾向にありましたものの、大内宿は昨年と比べまして5%ほど減少、塔のへつりについては2割ほど増加、養鱒公園については今年からチラシを作成し、新聞折り込みを行うなど、PRに努めたことにより、約2倍の1万人を超え、大きく伸びております。そのほか戸赤の山桜まつり、桑取火のかたくりまつり、倉水地区の長寿の水まつりなどにも多くの観光客の入り込み数があったようであります。

4月21日から運行を開始しました特急「リバティ会津」の効果でございますが、湯野上温泉駅の利用者についてはゴールデンウィーク期間中、車で訪れる方が多く、鉄道の利用者数には余り影響がなかったようであります。

観光循環バスへの効果であります。4月22日に運行が開始されたこともあり、周知期間が短かったこと等が影響し、期待したほどの結果にはならなかったようであります。

今後は、夏の猿楽大地のそば畑、秋の観音沼の森林公園の紅葉に向けて、キャラバンなどを通してPRに努め、利用者数の増につなげていきたいと考えております。

また、5月21日には第14回時空の路ヒルクライム in 会津が会津美里町本郷庁舎スタートで開催されました。町内外から定員の800名の参加があり、部門ごとに分かれた参加者はゴールの氷玉峠頂上まで、13.5キロを一気に駆け上がり、ゴール付近ではおもてなし会場が設置され、選手たちにはしんごろうや金子牧場じゅうねんアイスなどが振る舞

われ、有意義な交流となったようであります。今年は、大内地区の山形屋で前夜祭も開催され、多くの人に参加し、にぎわいを見せておりました。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、前議会以降における主な出来事についてご報告をさせていただきます。

昨年11月25日にオープンした会津下郷駅の喫茶室の名称について募集したところ、町内外から117件の応募がありました。3月23日、役場で開かれた理事会において、渡部花子さん（刈林）が考案した「駅カフェしもごう」が最優秀賞に選ばれました。これからは「駅カフェしもごう」の名称のもと、町民の皆様には憩いの場としてご利用いただきたいと思っております。

冒頭でもお話しをしましたが、4月21日の東武鉄道新型特急「リバティ会津」乗り入れにあわせて、会津田島駅で盛大に記念式典が開催されました。午前9時45分、会津田島駅着の一番列車には、首都圏より約150名が乗車、内堀雅雄県知事をはじめとする関係者がお出迎えをいたしました。式典では、主催者を代表して大宅宗吉南会津町長が利便性や快適性が向上した「リバティ会津」に乗車してもらい、関東圏からの交流人口増加に努めていきたい。また、これを機に、会津地域の魅力を関係団体が力を合わせ発信し、地域の発展に力を入れていきたいと挨拶を述べました。内堀県知事は、乗り入れがゴールではなくスタート、たくさんのお客様に乗車していただき、会津全体をもっともっと元気にしていただきたいと祝辞を述べられました。その後、運行を記念したテープカットやくす玉開花を行い、会津田島駅からの一番列車を見送ったところであります。

また、町では同日、会津鉄道が運行する「リバティ会津リレー号」に乗車したツアー客約40名を私を初め、町内観光関係団体が湯野上温泉駅でお出迎えをいたしました。駅駐車場に準備したおもてなし会場では地元郷土料理が振る舞われ、渡部勇吉町観光協会長による観光PRや大川溪流太鼓保存会による郷土芸能も披露されました。この列車は、特急「リバティ会津」の運行にあわせ、待ち時間を少なく、スムーズな乗りかえができるよう運行されていますので、多くの方に利用していただきたいと思っております。

4月2日には、平成29年度町消防団辞令交付式が町役場で開かれました。本年度は、新たに10名の方に入団していただきました。式では、新入団員を代表し、星陽介さん（落合）に星清美消防団長より辞令書が渡されました。私からは、消防の伝統を引き継ぎ、郷土発展のためご尽力いただきたいと挨拶を述べ、星団長も一日も早く優秀な担い手となっていただきたいと、激励の挨拶を述べられました。終了後は、新入団員や新たに幹部に選任された団員の教養、規律訓練が実施されました。また、同時に落合地区の八幡橋付近において、各班の機械器具の点検も実施されました。

4月19日には、会津よつば農業協同組合より南会津地方広域市町村圏組合へ消防広報車が寄贈されました。受納式は、消防本部で開かれ、会津よつば農業協同組合、渡辺専務から、私が寄贈された広報車の鍵を受領しました。

また、本車は下郷出張所に配備され、地区住民の生命、財産を守るとともに、消防体制の充実のため活用させていただきたいと思っております。

4月7日から4月26日にかけてふるさと大使の委嘱状交付式が町役場及び各事業所に

においてとり行われ、私から新たに4名の方に町ふるさと大使として活躍していただきたく、委嘱状を交付させていただきました。ふるさと大使は、皆様ご存じのとおり、本町の豊かな自然と歴史、芸術や文化をこよなく愛し、そのすばらしさを広く宣伝していただくとともに、町に関する情報交換や本町のイメージ高揚のため活動していただきたいと思っております。

なお、今回の4名の方を含めまして、9名の方にふるさと大使として委嘱しております。

去る5月22日には、会津総合開発協議会による国への要望活動が実施されております。特に会津縦貫道路整備につきましては、最重点要望事項として国土交通省、財務省などへ強力に要望してきたところであります。

また、4月25日付で平成29年度の国の予算配分が発表され、湯野上バイパスに7億500万円、下郷田島バイパスに1億1,000万円、小沼崎バイパスに6億円の予算配分がなされているところであります。今後とも議員の皆様の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、衆議院小選挙区に係る区割りを改正する公職選挙法改正案が本日参議院で採決され、成立する見通しであります。改正案は、本県4区に隣接する西郷村が編入することとなり、本町と同じ選挙区として地域振興に期待するものであります。

次に、最近の景気動向について申し上げます。先月24日に内閣府が発表しました月例経済報告では、景気は一部に改善のおくれも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとしています。

また、先行きにつきましては雇用、所得環境の改善が続く中で各種施策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されているとしております。ただし、海外経済に目を向けると、アメリカの金融政策不透明化や中国を初めとするアジア新興国等の経済の先行き政策の不確実性や金融市場の影響に留意する必要があるとされております。

また、個人消費及び企業の設備投資は総じて持ち直しの動きが続いており、企業収益、雇用情勢についても改善しているものの、消費者物価指数は横ばいとなっているとしています。

福島県の経済の状況については、生産活動を除いて、震災前の水準は上回って推移しており、復興に向けた着実な動きを確認することができるとしています。

一方、課題としては、風評被害を受けている観光や県外避難による人口減少は最悪期は脱したものと見られ、持ち直しの動きが確認できるが、急増している公共事業の発注量に比べて、県内建設業の労働者不足による工期のおくれが懸念されております。

本町につきましては、平成29年第1回定例会において議決いただきました予算についても順調に執行させていただいております。

また、昨年度完成しました湯野上地域整備基本計画に基づき、補正予算でも計上させていただきましたが、地方創生推進交付金事業を活用し、仮称多目的交流施設の設計委託を予定しているところであります。今後とも引き続き、行政の役割を果たすため国や県の動向を注視しながら、町民の福祉向上に努めてまいりたいと考えておりますので、

ご協力をお願いいたします。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告2件、議案18件についてご説明を申し上げます。

初めに、報告第1号 平成28年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件でございますが、平成29年第1回定例会において2件の繰越明許費について繰越のご議決をいただいたものであります。その中で、総務費の地方創生推進交付金事業、空き店舗調査についてであります。本事業については補助申請の段階から県との協議を重ね、繰越事業としても支障がない旨の回答を得て進めてきた事業であります。1月に補助決定を受け、第1回定例会に補正予算で提案し、あわせて繰越事業としての承認をいただいたところであります。しかしながら、第1回定例会終了後、県から国の指示により繰越事業としては採択できない旨の連絡を受けたところであります。その後、県の市町村財政課と協議したところ、専決処分により減額するよう指導を受け、繰越計算書から削除したものであります。

なお、本事業については29年度事業として採択をしていただき、今回の定例会の補正予算に歳入の国庫補助金、地方創生推進交付金に50万円、歳出の総務費、企画費の委託料で空き店舗活用調査研究事業委託料として100万円を予算計上させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

もう一件の通知カード・個人番号カード関連事業につきましては、通知カード発行に伴う事務費、手数料等分として総務費国庫補助金については地方公共団体情報システム機構に精算払いすべき国からの補助金が年度内に交付できないことから、国の指示により本事業に伴う精算額の上限額48万円を繰越したものであります。

以上、繰越計算書を調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号の専決処分の報告について、専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。平成29年2月3日に、職員が運転する公用車が南会津町田島字八千窪地内の国道121号を走行中、路面の凍結によりスリップし、ガードレールの支柱に衝突し、損害を与えたものであります。

和解相手は、福島県南会津建設事務所。過失割合については、相手方がゼロ%、町側が100%であり、ガードレール支柱の修繕料10万8,000円を負担したものであります。地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年5月22日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第20号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第1号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正につきましては地方税法の一部を改正する法律及び同施行令規則等の一部の改正に伴い、改正するものであります。

改正内容につきましては、個人住民税における控除対象配偶者の定義変更などによる所要の規定の整備を行うものであります。

次に、議案第21号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第2号 下郷町

税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正につきましては減収補填制度を規定している省令のうち、平成28年度末にその期限が到来するものについての一部改正が行われ、これに伴う下郷町税特別措置条例の一部を改正するもので、改正内容につきましては適用期間の延長をするものであります。

次に、議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第3号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正につきましては議案第21号と同様、減収補填制度を規定している省令のうち、平成28年度末にその期限が到来するものについての一部が改正され、これに伴う下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するもので、適用期間の延長をするものであります。

次に、議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてであります。今回の改正につきましては国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布されたことに伴い、町の国民健康保険税条例について一部改正するものであります。

改正内容につきましては、軽減措置についての改正であり、軽減判定所得の基準額の引き上げを行ったものであります。

以上、4件の条例につきまして地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成29年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第5号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第7号）についてであります。既決予算額に歳入歳出それぞれ1億4,921万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,916万3,000円とするものであります。

初めに、繰越明許費についてであります。報告第1号の繰越明許計算書についてもご説明させていただきましたが、総務費の地方創生推進交付金事業費の110万円を減額するものであります。

歳入につきましては、地方譲与税、地方交付税及び各種交付金等については額の確定による増額計上であります。また、国庫支出金について、先ほど繰越明許費で説明しました地方創生推進交付金事業費の交付金50万円を減額計上するものであります。

歳出につきましては、繰越明許費関係の地方創生推進交付金事業の委託料、空き店舗活用調査研究事業委託料で110万円を減額計上し、土木費の委託料、除雪委託料で805万6,000円を増額計上、予備費で調整したものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成29年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて、専決第6号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,887万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金を初め療養給付費交付金等の額の確定によるものでございます。

歳出につきましては、事業費に対する国庫補助金等及び交付金等の額の確定による財源内訳の補正計上となっております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成29年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第26号 字の区域の変更についてであります。これにつきましては倉樽地区の圃場整備事業に伴う字の区域を変更するものであります。

詳細については、議案書の別紙、変更調書でご確認いただきたいと思います。

次に、議案第27号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についてであります。これについてはパークゴルフ場の18ホールオープンに向けて利用料金等を改定するものであります。利用料金につきましては、町民の方は今までどおり無料、町民以外の方については200円から500円。また、新たに中学生以下、250円を新設しております。用具のレンタル料についても100円から200円にするものであります。今後、芝生の養生状況を勘案しながら、オープンをしたいと考えております。

次に、議案第28号 消防ポンプ自動車購入契約についてでございますが、今回購入の消防ポンプ自動車については3-1、湯野上に配備している平成9年に購入したポンプ自動車は20年を経過しているところから購入するものでございます。去る5月25日、3社からなる指名競争入札の結果、会津若松市桧町2番41号、会津消防用品株式会社代表取締役、佐瀬良一が2,017万4,400円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第29号 雪寒建設機械購入契約についてでございますが、今回購入の除雪ドーザについては平成9年に購入した7トンダンプが20年を経過していることから購入するものでございます。去る5月23日、5社からなる指名競争入札の結果、会津若松市町北町大字始字宮前91番地1、コマツ福島株式会社会津支店支店長、宮野義和が1,707万4,800円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第30号 下郷町公営住宅（1-3号棟）建設工事請負契約についてでございますが、今回昭和54年に建築された姫川住宅が38年を経過し、老朽化が進行していることから新築するものでございます。去る5月25日、4社からなる指名競争入札の結果、下郷町大字栄富字屋敷甲768番地、有限会社マルヨ建匠代表取締役、渡部一が5,400万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第31号 下郷町公営住宅（1-4号棟）建設工事請負契約についてでございますが、議案第30号と同様、昭和54年に建築された姫川住宅について新築するものでございます。去る5月25日、4社からなる指名競争入札の結果、下郷町大字豊成字下川原115番地、株式会社しもごう環境サービス代表取締役、齋藤理が5,778万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第32号 防災安全交付金（橋梁補修）工事請負契約についてでございますが、今回1級河川加藤谷川にかかる音金橋が昭和50年に架設後、42年が経過し、老朽化が進行していることから補修工事を行うものでございます。去る5月19日、6社からなる指名競争入札の結果、下郷町大字高陲字下居平22番地2、五十嵐建設株式会社代表取締役、五十嵐博幸が8,424万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,533万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,533万5,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金関係で福祉・介護職員処遇改善加算関係の取得促進特別支援事業に伴うシステム改修補助金で16万9,000円、地方創生推進交付金で1,955万6,000円、原子力災害対応雇用支援事業補助金につきましては、当初予算において本事業に係る経費については予算計上しておりましたが、本補助金について確定しましたので、今回755万2,000円を計上したところであります。県補助金として介護認定を受けていない高齢者を対象とした事業として地域包括システム構築推進事業補助金で41万9,000円を計上しております。繰入金関係で財政調整基金から3,000万円を計上しております。雑入関係では、道の駅浄化槽改修に伴う県負担金として13万9,000円、湯野上地区の防犯灯整備費に伴うコミュニティ助成事業補助金で250万円、道の駅水道管移設工事に係る補償金として500万円を計上しております。

歳出につきましては、4月1日の人事異動による給料、職員手当等の人件費について予算計上しております。また、総務費、企画費の委託料で空き店舗活用調査研究事業委託料、湯野上地域整備事業実施支援業務委託料、景観形成事業基礎調査業務委託料、観光ガイドスキルアップ事業業務委託料、多目的交流施設等設計業務委託料の5件、合わせて3,411万2,000円を計上、いずれの事業も地方創生推進交付金対象であります。補助金関係では、歳入にもありましたが、コミュニティ助成事業補助金として湯野上地区の街路灯の整備事業に伴う補助金250万円、また飲食サービス業等創業・持続化支援事業補助金200万円を計上しております。飲食サービス業等創業・持続化支援事業についても地方創生推進交付金の対象であります。衛生費では、簡易水道事業特別会計繰出金の高料金対策分として人事異動に伴う人件費等の減額により151万5,000円の減額計上、町単独事業分として県道改良工事に係る水道管移設工事の県の補償金を除く町負担分613万5,000円を計上しております。農業振興費では、道の駅の浄化槽修繕料で63万3,000円、同じく道の駅給水仮設管布設工事で500万円、本工事費については全額県が補償することとなっております。農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金について、処理施設の屋根改修工事費分として1,493万8,000円を計上しております。観光費の補助金で地方創生推進交付金事業として2次交通の充実を図るためモニターツアーなど、調査活動研究を行うための観光協会補助金として300万円を計上するものであります。社会教育総務費の補助金で集落集会施設等整備事業補助金として、枝松区の集会施設の照明器具の改修工事費の補助金として7万5,000円を計上し、予備費で調整しております。

次に、議案第34号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ876万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,552万6,000円とするものであります。国民健康保険特別会計につきましては、前年度の所得の確定等による本算定によるもので、これに伴う歳入歳出についての予算計上をしたものであります。歳入につきましては、再算定による国民健康保険税が一般分で438万4,000円の減額計上、退職分では16万7,000円の計上となっております。高額医療費共同事業負担金では50万9,000円の減額計上となっております。国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金については、平成30年県への移行に伴うシステム改修補助金で183万6,000円を計上しております。再算定により療養給付費交付金で677万8,000円、前期高齢者交付金で18万1,000円の計上、高額医療費共同事業負担金で50万9,000円の減額計上、共同事業交付金関係の高額医療費共同事業交付金で186万3,000円の減額計上、保険財政共同安定化事業交付金で1,099万8,000円の減額計上となっております。一般会計繰入金については、職員の人事異動による人件費分53万9,000円の増額計上となっております。歳出につきましては、総務費で職員の人事異動に伴う人件費関係の計上であります。委託料は、県への移行に伴うシステム改修委託料として183万6,000円を増額計上しております。共同事業拠出金関係につきましては、高額医療費共同事業拠出金で203万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で356万2,000円、いずれも再算定による減額計上であります。

次に、議案第35号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ70万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,326万9,000円とするものであります。今回の補正計上につきましては、職員の人事異動に伴う予算計上となっております。

次に、議案第36号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1,068万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,542万2,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計繰入金関係で人事異動による高料金対策分として151万5,000円の減額計上、水道管移設工事費町負担分として613万5,000円、県委託金として水道管移設工事費県負担分として606万5,000円の増額計上となっております。歳出につきましては、人事異動による減額計上、工事費で檜原地区県道改良工事に伴う水道管移設替工事費として1,220万円の増額計上となっております。

次に、議案第37号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,493万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,345万6,000円とするものであります。歳入につきましては、処理施設屋根改修工事に伴い、一般会計繰入金で1,493万8,000円の計上であります。歳出につきましては、人事異動に伴うもので給料、職員手当等で129万7,000円の減額計上、工事費として大内の処理施設屋根改修工事費で1,623万5,000円の増額計上となっております。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案等についてご説明申し上げます。詳細

につきましては、後ほど所管課長等から説明をさせますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤勤君） お知らせいたします。議場内の気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第4 請願・陳情

- 議長（佐藤勤君） 次に、日程第4、請願・陳情を議題とします。

陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第2号を会議規則第36条の規定に基づき朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定しました。

日程第5 休会の件

- 議長（佐藤勤君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。6月10日は土曜日のため、6月11日は日曜日のため、6月12日及び13日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日、11日、12日及び13日の4日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は6月14日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

- 議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（佐藤勤君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。（午前10時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成29年6月9日											
本会議の会期	平成29年6月9日から6月15日までの7日間											
招集の場所	下郷町役場議場											
本日の会議	開議	平成29年6月14日 午前10時00分			議長 佐藤 勤							
	散会	平成29年6月14日 午後 2時13分			議長 佐藤 勤							
応招議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
不応招議員	なし											
出席議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
欠席議員	なし											
会議録署名議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫										
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 修 二	税務課長兼会計管理者 星 健 一	町民課長 大竹 義 則	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 渡部 芳 夫	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 渡部 清 一	農業委員会事務局長 横山 利 秋	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井 哲	書記 荒井 康 貴	書記 芳賀 和 也									
議事日程	別紙のとおり											
会議に付した事件名	別紙のとおり											
会議の経過	別紙のとおり											

平成29年第2回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：平成29年6月14日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤勤君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も質問させていただきます。今回は、2項目ほどでございます。1つ目に倉楢堰取水口の早期改修等について、2つ目に下郷町防犯協会発足について、この2点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

1、倉村、楢原取水口の早期改修等について。農業用水、生活用水、防火用水等の重要な命の水であります。倉村地区及び楢原地区では、圃場整備事業の実施を契機として担い手の農地の集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体を図る目的としました県単経営体育成基盤整備事業を実施しております。事業は、平成20年度から実施し、平成29年度で事業完了の見込みとなります。事業総額13億5,100万円という膨大な事業費で田畑の整備を進めております。この間、若い新たな担い手も出現し、町の農業振興にも大いなる役割を果たしているはずであると感じております。受益面積59.6ヘクタール、受益戸数139戸の整備が完了目前になっております。しかし、この地区には長年の大きな課題が残されております。町長さんもお存じのことでしょう。倉村、楢原地区の皆さんは長野向かいにある大川、阿賀川からの取水口が長年大水等により川底が下がり、現在は取水が困難となり、大川、阿賀川からポンプアップとなり、何とか農業用水を確保した次第であります。今年はどうなるのかと倉村、楢原地区の住民は不安と恐怖で日々話題になっているところであります。両地区においても農業用水だけの問題ではなく、生活用水、防火用水等の重要な役割を持った命の水であります。ご存じのように、命の水である円蔵堰は1863年、文久3年から21年の歳月を費やし、完成した弓田円蔵翁の歴史ある遺構であります。町長さんは、平成26年度にこのような現状を打開解決に手を差し伸べました。町長さんが自ら会長となり、倉楢堰改修促進協議会を発足いたしました。これまでに県及び関係機関との協議等を進めていると思われませんが、その進捗状況はどうなっているかをお尋ねいたします。また、長野地区においても河川の改修等の促進を図るために協議会が組織されたと聞いております。長野地区の連帯が今後重要だと考えられますが、町長さんの考えを伺いたいと思います。さらに、倉村、楢原地区の住民多数が今後とも命の水として農業や不安のない生活ができるように、南会津町と連帯を図りながら関係機関等に早急な要望

及び早急の改修が地区住民のために必要であると考えますが、町長さんの考えを伺いたいと思います。

2番目、下郷町防犯協会発足について。昨今本町においても以前なかった空き巣、強盗、さい銭狙い、農産物の強盗等の事件が起こるようになった。事件、事故等の防止には町ぐるみで当たらなければならないと思います。本町には防犯協力会があると思われませんが、活動の把握はしているのか。年々高齢化が進み、個々では何もできない状態になっております。当然高齢者を狙った安物売り、電話での販売等新たな犯罪行為、新たな犯罪被害者が出ております。相談役がいれば泣き寝入りもせずに済み、そうでなければ泣き寝入りになって再度狙われると思います。そこで、防犯協会を発足し、各地区に設立してはいかがでしょうか。防犯はもとより不法投棄等に役立つ可能性があると思われませんが、町長さんの考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） おはようございます。1番、星輝夫議員の質問にお答えします。

まず、1点目の倉村、檜原取水口の早期改修等についてであります。倉檜堰改修促進協議会では約60ヘクタールの倉檜圃場整備事業で29年度完成見込みの水源確保と倉村、檜原区民の皆様の安全、安心な生活環境の確保と快適な地域づくりを進めるため、早期改修、安定的取水に力を入れていくことを目的としまして、平成26年度に設立したところであります。これまでの取り組み状況は、平成27年12月に会長である私と役員の皆様で南会津建設事務所を訪問し、同事務所長に直接要望活動を実施し、平成28年9月の総会におきましては県や町、長野地区などの関係者を含む現地視察などの実施について提案があり、協議し、同年11月25日には長野地区漁業組合、南会津建設事務所、南会津町の関係者から総勢45名で現地視察、意見交換会を行い、実施しております。残念ながら建設事務所より河川改修実施に向けての回答はいまだいただいておりますが、今後も引き続きこの活動を行ってまいります。

2点目の長野地区との連携でございますが、ご指摘のとおり、長野地区との連携は今後の事業執行に当たって最も重要なものと位置づけております。また、長野地区での協議会の組織づくりについては確認しておりませんが、地区重点要望として南会津町へ提出している情報はありますが、今後も倉檜堰の現状と今後の課題について情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

3点目の南会津町と連携を図りながら関係機関の要望などがございますが、倉村、檜原地区住民の不安解消に向け、南会津町及び長野地区の関係機関と一体となって取り組みを継続していきたいと考えております。

次に、大きな2点目の下郷町防犯協会発足についてであります。下郷町防犯協力会の活動内容などについては各集落での防犯の講話やイベントなどで巡回パトロール、金融機関への特別警戒など、防犯活動をしていただいておりますことは理解しております。今後とも安全、安心な町づくりにご協力をよろしくお願いいたします。そこで、防犯協

会の設立についてでございますが、郡内の町村などの設立状況について調査してみますと、町主導の防犯協会の設立がないようでございます。しかしながら、今後安全、安心な町づくりに向け、警察署からの指導を含め、近隣町村の動向を見きわめながら対応していきたいと考えております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

1 番、星輝夫君。

○1 番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1 点目の倉楡堰の取水口の早期改修等についてでございますけれども、今の答弁の中で事業が進んでいるということで大変にありがたいことでございます。この命の水というのは、上流があって下流があると思うのです。下流で今回予定としては29年度に13億5,100万円で完全にできるのかどうかお伺いいたします。それで、長野地区、南会津町でございますけれども、なかなか整備が進んでいないということであったわけでございますけれども、この課といいますか、これは一応産業厚生委員会の担当の課でありますので、今後とも田島、南会津町ですか、そういったところに要望するときにはやはり我々産業厚生委員のほうにも連絡してもらえば大いなる要望活動ができるのではないのかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

あと、2 点目の下郷町防犯協会発足についてでございますけれども、今年の3月に南会津署で南会津郡の防犯協会の総会がありまして、ちょうど私3月の議会、午後を抜け出して行ったのですけれども、そのとき役員の人事がありました。それで、会長は南会津町の町長さんになりまして、そして副会長という人選になったのですけれども、下郷町、そして我々防犯協会の会長さんが副会長という役任せつかったわけなのですけれども、私はそのときにやはり長がいてなるべきではないのかなと思いました。それから、本町には楡原、旭田、両の楡原駐在所連絡協議会があります。それから、湯野上のほうでは区長さんを交えた湯野上駐在所連絡協議会があります。それで、区長さんが入っております。そうした人たちが今後組織をつくれれば、身近な犯罪、それに災害防止等にも役立つのではないのかなと思いますので、ぜひ発足に向けて努力してもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1 番、星輝夫議員の再質問にお答えしたいと思います。倉楡圃場整備事業の完成については29年なのかということでございますが、その答弁については担当課長から申し上げさせます。長野区の協議会の設立についてはまだできていないようでございますので、長野行政区の区長さんの名前で南会津町のほうに要望書が出されていることは承知しております。長野行政区あるいは南会津町との連携をとりながら、この倉楡堰の取水口の改修については今後引き続き要望活動を行っていきたいと思っております。現地踏査におきましては、いろいろな提案がその後の協議ではありましたけれども、な

かなか県当局の回答は得られないような状況でありました。しかしながら、やはり進めていかなければ60ヘクタールの水の確保は常に不安定であるということになりますので、私もしっかりと腰を据えてやっていきたいと、こう思っております。

次に、防犯協会の設立の件でございますが、南会津警察署管内の関係で各町村が入り、また各町村の防犯協会を組織しながら連絡協議会が組織されておまして、その会長には南会津町の町長が当たっているわけでございます。そういうことも含めながら下部組織を充実することは、議員が考えているようなこと、私も同様でございますので、その辺は十分に警察署さん、あるいは駐在所さん、地区の人たちと協議をしながら考えて検討していきたいと、こう思っておりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 倉檜の経営体育成基盤整備事業の29年度の完成というふうなお話でございますが、県からいただいている資料によれば、29年度、今年度で完了というふうなことをいただいております。なお、28年度まで約94.2%の進捗率ということも伺っておりますので、あわせてお答えいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○1番（星輝夫君） はい、ありません。答弁ありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、猪股謙喜、一般質問を行います。

地域おこし協力隊についての一般質問をさせていただきます。下郷町がこの事業、平成29年当初予算に上げておまして、この当初予算の説明時点ではまだ要項等が定まっていないという回答でございました。そういった趣旨の回答でございました。地域の活性化と定住を促進するために、本事業には期待するところが大変大きいところがあります。

そこで、次の質問をいたします。まず、この隊員の募集はいつから始め、現在何名の応募があるのかお尋ねいたします。

次に、この応募要項をインターネットで見ましたところ、6項目の活動内容が書かれておりました。ここでは述べませんが、それを見ますと町としては何でもできる人材が欲しいというふうな印象を持ちまして、そういう人材が欲しいのは理解できますが、6項目全てできる人でなければ採用がないと捉えてしまうのではないかと、下郷町に募集する人たちがそういうふうな捉え方をしてしまうのではないかとというふうに感じました。応募者からすれば、自分ができること、やってみたいことを各自治体の要項から選ぶのであり、このような書き方では応募しにくいのではないかとという印象を持ちました。

3番目に、地域の活性化と定住を狙っているようですが、どちらが主な目的なのかお尋ねいたします。

4番目に、活動期間中は下郷町に住むこととなりますが、どこに居住させるのかお尋

ねいたします。

最後に、今後隊員に定住してもらうには空き家等を用意することになるかと思いますが、どのような検討しているのかお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

ご質問の地域おこし協力隊についてでございますが、地域おこし協力隊につきましては、人口の減少、過疎化や高齢化が進む本町において地域外の人材を招致してその定着を図るとともに、地域の活性化及び定住の促進を目的に本年度より取り組みを行っているところであります。

1点目の募集期間として、応募者数についてでございますが、募集につきましては町のホームページや地域おこし協力隊の専用ホームページを活用し、5月1日から5月31日まで行いましたが、応募がありませんでしたので、現在募集期間を1カ月延長し、6月1日から6月30日まで募集を行っております。現在のところ、応募状況につきましてはゼロ件となっております。

2点目の活動内容についてでございますが、1番として地域の課題やニーズの解決に向けた活動、2番目として地域行事及びコミュニティ振興のための活動、3番として農林業、商業及び観光の振興に関する活動、4番として地域資源の発掘、活用と販路拡大等に関する活動、5番として地域の情報発信をする活動、6番として住民の生活支援など社会福祉に関する活動、以上6項目の活動内容で募集を行っております。これは、先進市町村の活動内容など参考にしながら、あらかじめ特定の分野を指定しないで応募者の得意分野や適性を見きわめ、活動していただく考えで募集をしているところであります。

3点目の地域活性化と定住促進、どちらが主な目的なのかについてでございますが、地域おこし協力隊は人口減少や高齢化の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行っていく中で地域力の維持、強化を図っていくことが目的とされております。まずは、地域活性化への活動に取り組んでいただき、その活動の中で諸条件を合致し、定住に結びつけていただければと考えております。

4点目の協力隊期間中の居住地についてでございますが、協力隊の委嘱期間は委嘱の日から最長3年まで延長することができますが、充実した活動を行っていただくためには福利厚生についても重要と考えております。居住に係る経費としては1人当たり5万円を予算措置しておりますが、具体的な居住地については応募者の家族構成や性別などを考慮し、町営住宅や町内の民間賃貸住宅などを想定しております。

5点目の空き家の活用についてでございますが、先ほど説明したとおり、地域おこし協力隊の活動の中で諸条件が合致し、定住に結びついた場合ですが、現在空き家となっている住宅の活用も検討しております。本年度予算において空き家実態調査及び空き家等対策計画の策定を予算措置しております。これは、空き家の現地調査と所有者の意向

調査を含んだものであり、調査の結果、貸してもよいとの所有者から意向があれば活用を検討していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、再質問いたします。

応募状況、いまだ5月から現在に至るまで誰も応募してこないということでございますが、なぜ応募してこないのかということをお尋ねしたいと思います。何が原因なのか、心当たりがあるのであればぜひとも回答していただきたい。

それから、募集要項6項目、町長さんが読み上げましたが、募集の方法としまして下郷町のように広く漠然とした部分での活動内容のやり方ともしっかりとターゲットを絞って、どこどこ地域の何々の商品開発のお手伝いとかプロデュースだとかというような形での具体的な活動内容を書かれている町村もございました。下郷町の場合は、町長さんお示しのおり6項目ということで、具体的な部分ではなくて、いわゆる何でもやってもらいたい。でも、応募するほうにすれば何をやらさせるのだろうかというようなふうにも感じてしまうわけです。当初予算の説明のときに、この事業の説明のときにも私質問の中に募集のかけ方としてこういうかけ方もあるのだよという部分も言った記憶がありますが、やはり漠然としたかけ方になってしまったのだなと、要項を見ましてそういったものが応募状況のほうにも反映されてしまったのかなというような感想を持ったわけです。

活動において二者選択というような形で、私が地域の活性化と定住どっちを主に置くのだというような質問をいたしましたら、まずは地域の活性化であるということで安心しました。下郷町は、観光等に大変投資をしまして、民間と協力しまして宣伝活動等は一生懸命やっていますが、現状を見ますとやはり地域力といいますか、集落一つ一つの力がすごく衰えてきているのは現状でございます。下郷町全体という形での底上げも必要ですが、実際のところ集落一つ一つの弱まっている力をどう食いとめるのか、どう活性化させるのか、そういうような協力隊における活動内容もあってもいいのではないかと私は思いますが、募集の活動内容におきましても、そういったことも今後応募者が少ないのであれば具体的な例というようなものも出さざるを得ないのではないかと思いますので、そういった地域の集落の要望等を改めて聞き取り等されて、具体的にどういったことを協力隊に手伝ってもらいたいのだというような考え方で進むのも一つの方法ではないかと思いますので、いかがでしょうか。

4つ目の質問の中で、4つ目というのは期間中住むところということです、この中で1年ごとの更新で最長3年までというのがこの事業ですが、住むところは町のほうで町営住宅または民間の住宅という考えでございますが、町営住宅というよりは私はどちらかということやっぱり地域に入って民間の住宅に間借り、下宿するなりして、休日等でも住民とのスキンシップなりを図ってもらえるようなほうが地域の住民に対しても何か刺激があるのではないかなと思っておりますが、二者選択、2つしか、町長さん民間住宅、町営

住宅という2つの選択肢を持っていますが、私は民間の住宅で地域に入ってもらっての生活をしていただきたいなと思います。ただ、それには役場職員が仕事上は面倒を見るというような形になるでしょうが、ふだんの生活は下宿といいますか、間借りといいますか、そういったところで一緒に生活する家主さんなり地域の誰かがやはり親身になってお世話をするような方がいらっしゃらないとなかなか長続きはできないのかなと思いますので、月16万円プラス自動車、それからその他いろいろ社会保険等も入っているような予算書でございましたが、ただそれだけでは1年間じっと我慢して、1年終わったら帰ってしまうのかなんていうふうになってしまう可能性もありますので、ぜひとも協力隊員が住んでいる集落全体がやはり面倒を見るというか、お願いする、一緒になって活動していくというような雰囲気づくりが大事なのかなと思います。活動の内容の中でも多分この6項目の中でも地域行事及びコミュニティ振興のための活動という内容がございます。そういった中で住んでいるところ以外にも地域のイベント等独自にやっているところもありますので、そういったところのお手伝いなんかも地域にかかわらず、この活動内容を見ますと、下郷全体の活動というふうに捉えた活動内容となっておりますので、そういった活動内容の中でも時間をうまくつくって計画を立てて、そういった地域行事等にも協力隊に応援していただけないかなと思いますので、ひとつご検討をお願いいたします。

それから、最後の質問で、定住の件でございますが、これも1年ないし3年過ぎた後に協力隊員が下郷に住みたいなと思ったときの話ではございますが、それにしてもやはりあらかじめそういった部分を用意しておくのと下郷町に残りたいのですがと言われたときに慌てて対応するのでは隊員に対するイメージも変わってくるでしょうから、空き家対策という方面からやっていくということでございますが、ぜひとも空き家対策のほうとうまく連携しまして、しっかりとした空き家対策とこの協力隊の定住、移住に関しての側面からの……側面ばかりではないです。直接の応援、それから側面の応援。側面の応援というのは、やはり地域に住むということはお金を持って住むわけではないです、普通の人は。やはり仕事を見つけ、就業したり、それから自分で事業を立ち上げたりという形で何らかの経済活動を行わないと普通は住めないわけですから、そういった就業に対する援助等も、この要項には書かれておりませんが、そういった部分もやはり定住までお願いするのであれば、どこで働けるところはあるのかとか起業、仕事を自分で見つけると、商売を始めるといったところ、そういった考えを持った隊員に対してはこういったところで開業してはどうかとか、こういったところに土地があるよとか、そういったものも空き家対策と同時に遊休地という部分も絡めてやはり必要になってくるのかなと思いますので、これ隊員だけの移住、定住ではなくて、一般的に日本から下郷町に移住、定住していただくための方策にもつながると思いますので、ぜひともそういった移住、定住に関する就業先、開業先等の準備等をできるだけやっていただきたいと思います。このことに関して再質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股議員の再質問にお答えしたいと思います。

なぜ応募がないのかという理由についておただしでございますが、この辺は少し検討というか、考えていかななくてはならない。やっぱり募集要項自体が余りにも幅が広いのではないかと思いますので、募集要項の見直しをしながら今後事業に取り組んでいきたい。

それから、募集内容の活動内容でございますが、これもやはり要項と同じく再検討させて、募集要項を検討させていきたいと思います。当然地域の活性化になるように今度の協力隊のことについては大前提が地域の活性化ということですので、それにつなげる、集落の活性化の必要性、それが協力隊、応募されて決定した場合にはその必要性を協力隊と話をして集落と、あるいはその内容等についてと十分な検討が必要であると私は考えております。

それから、集落の要望の聞き取りが必要ではないか、これは当然でございます。こういうことは、やはり集落の要望も聞きながら受け入れ態勢ができるのかできないのかということも含めて検討していかなければならないと。

それから、居住地については今後の要望した人にもよりますけれども、間借りして住民と接した居住のあり方もやはり大切ではないかと思っています。それから、協力隊と集落全体での共同作業も必要でございます。あらゆる面で協力隊が応募されて決定されたならば、集落との接触は当然しなければならない。当然地域の協力をさせていただく協力隊員であることが望ましいと私は思っています。

それから、空き家対策の調査と連携して定住に結びつけた形にしたかどうかということですが、これも協力隊員が決定次第、そうした今進めている空き家対策の調査を含めてやっぱり検討していくことが定住につながって活性化につながっていくと、こう思っています。当然また今後3年過ぎたら就業対策を含めた協力隊員との協議も必要であろうと思います。それから、一般的に定住促進の準備はやはり進めていかなければ。

そういうことで国の施策も当然ただいま議員さんがおっしゃられたような考えのもとで協力隊員の内容は要項というか、募集はされていると思いますので、その辺を踏まえながら町としても対応していきたいと、こう考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、8番、再々質問いたします。

要項の見直し、これは当然必要であろうかと思えます。協力隊員に募集したいという人たちはその志があるので、こういったニュース、よその自治体の要項等も見比べて、逆に言うと下郷町が審査されているような形になるわけです。下郷に行ってみたくはないかと思いたくなるようなことでなければならぬわけですから、よその自治体でも似たような要項をつくってやっているわけです。そういった場合、よそと見比べて下郷の要項、何をやったらいいのだろうかというような疑問を抱かされるような要項よりは本当にこれ

とこれとこれをやってほしいと、あなたの経験を生かせるところは下郷町だよというような気持ちにさせるような要項と活動内容にさせていただきたいなと思います。

この協力隊という制度ができて数年たっております。昨年までのインターネット等の情報を見ましたところ、自治体によっては来てくれないというような自治体もありましたし、採用されてもやはりなじまなかったというような事例も書いてございますので、そういった先に協力隊を使ったところをよく情報を収集して、ぜひとも来たくなるような協力隊員の応募要項をつくっていただきたいと思いますなと思います。やはり当初予算の説明でも思ったのですが、こういった事業があるからやってみようという発想で始まったような印象を持っています、この協力隊に関しまして。ですから、地域の各集落の要望等今後聞きますという言い方は、要望が上がっていないにもかかわらず、ただ移住目的、何でもいい、お手伝いしてくれる人が来てほしいと、そういった意味合いからの発想というふうにも思えたのです。制度があるから使おうが前提、とにかくやってみよう。ですから、こういった具体的な活動内容を書かないで一般的にというようなふうにせざるを得なかったのです。地域の要望を聞いていないので。地域でこういうことをお手伝いしてほしいという要望が必ずあるはずなのですが、そういったことをなしに予算化してしまったのではないのかなという印象を持ちました。ただ、我々議会としても協力隊員というすばらしい制度に下郷町も事業化してやっていくという予算つけましたので、私は予算に対しては賛成いたしました。こういった制度があるわけですから、魅力的な要項にさせていただきまして、ぜひともこの事業で募集人員2名という部分がありますので、2人下郷町に来てくれるような要項をつくっていただきたいと思います。6月30日までの期間延長での募集でしたが、要項の見直しでさらに町のホームページや専用のホームページに新しい要項を上げるようになるのでしょうか、いつまで要項をつくって上げるのか、最後にお尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、猪股議員の再々質問にお答えしたいと思います。

協力隊として応募を募集したところ、ゼロ件であったということは間違いないわけでございます。自治体の選定をされているということも、これは間違いないと思います。ですから、その辺を考えていただく要項に取り組みたいと思っています。また、採用されてもなじまなかったというようなことも全国ではあるようでございますので、そのような情報収集はしていきたい、こう思います。事業などの取り組みについても明確にしていきたい。目的を明確にした取り組みの要項にしていきたい。それから、地域要望も聞きながらということになりますとなかなか時間もかかるようですから、その辺は年間を通じたことから入っていきたく思いますけれども、今度の要項についてはちょっと時間がないので、期間を延長したとしても手直し、あるいは今私がお答えしたような、あるいは猪股謙喜議員からご指摘があったようなものについての検討をさせていただいて早目に応募者が出るように対応していきたい。要項の見直しと期間延長については再度検討していきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（佐藤勤君） これで8番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前10時49分）

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午前11時00分）

お知らせいたします。議場内気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 2番、玉川邦夫です。通告どおり大きく3つ質問させていただきます。

まず1つ、タイトルとして広報しもうごうにもっと気軽に広告を載せてもらえないか。広報しもうごうに広告を掲載しませんか。町内全世帯や他町村、在京下郷会員など幅広く配布されています。これは、5月の広報にもありましたけれども、十数年前から町の広報しもうごうを通して呼びかけている有料広告のPRです。ところで、現実はこの制度を有効活用しているか、そういう企業や団体さんがいるのか。こうした広告活動に協力することが実は地域貢献、社会福祉、文化継承といった町づくりの協力にもつながっていくと、私はそう捉えています。こうした方法は、どの市町村でも行われるようになってきていますが、現代は情報化非常に進んでいます。既にホームページの表紙を有効活用した広告掲載に発展しています。そこで、今後我が町も広く情報発信をしていく手段としての有効活用を目指して、3つの視点から町長に伺います。

1つ、この制度が始まってからどのくらいの広告料の収入がありましたか。また、その収入は何に使われていますか。

2つ目です。毎月見っていますが、ほとんど利用されていないようです。この事業の趣旨、目的から今後改善しようとしていることはありますか。

3つ目です。下郷町の観光に力を入れ、交流人口を増やそうとさまざまな団体が事業、イベントを起こしてくれています。ところが、地元の方々の参加者が少ないために町民交流の場として寂しい、宣伝不足かなといった声もあります。せっかくのこうした広報のスペースを町民に気軽に使えるよう検討いただけないか。この3点です。

大きな2つとして、給食費の3分の1補助は今後どうなるのか。経済の低迷、子育ての大変さなどから保育、幼稚園無料化、就学援助制度の拡充、さらには給食費の無償化に社会の目は向けられています。また、近年は高校の無償化に向けた政策が国でも動き始めています。

さて、学校給食の無償化についてであります。全国的には55市町村が無償化を実施している、そういうデータがあります。あるいは、第2子、第3子以降から無償とか、月1,000円の補助といった市町村も出ています。また、2分の1とか本町の3分の1補助というところもどんどん出てきています。人件費や施設設備費は税金で賄い、食材は受益者負担が本来の姿であります。近年の食生活の乱れや栄養管理面から育ち盛りの子

供たちの将来の心身の健康のために、医療費同様私たち町民みんなで負担していく、そういう施策も重要と考えます。

そこで、町長に3つお尋ねします。1つは、学校給食の無償化についてどう捉えられているかであります。

2つ目は、平成26年4月1日施行ですけれども、4年前から行われている給食費3分の1補助は子育て家庭にとって非常に助かっているという声があります。この施策はあくまでも暫定的な期間だけなのか、それとも今後は2分の1補助も目指して継続されるのかお尋ねします。

3つ目として、県内で唯一金山町は教材費も含めて完全無償化されていると聞きました。本町でも今後就学援助制度の拡充という視点から新たな補助施策の構想があるのかお伺いします。

大きな3点目です。住民と行政による協働のまちづくりとは、第5次振興計画の第7章、最後のページになります。住民と行政による協働のまちづくりを掲げました。そこでは、行政運営の公平性、透明性を確保し、住民、行政、民間が同じ視点に立ち、ともに考え、行動する町づくりのために政策段階から住民が参加できる機会の創出、行政運営の方針や財政状況などの情報の提示と共有化を課題にしております。

そこで、これらの課題解決に関連して3つ質問させていただきます。まず1つ、28年度も各課それぞれが具体目標を立てて、住民参加や情報の共有化に向けた行政活動を進めてこられたとっております。これらの成果と課題を踏まえて、今年度特に力を入れていきたい、その具体目標を示していただきたい。なお、本町では行政評価、もっとかたくなれば政策評価になりますが、等の制度を生かした話し合いは持たれているのか、あわせてお願いします。

2つ目、昨年の暮れに町長を囲んだ座談会が各地で行われたとお聞きしていますが、結構身近な課題や要望が話題になったのではないのでしょうか。行政区によっては、なかなか区民からの要望を十分吸い上げ切れていない場合があります。執行部に対する町民の満足度を高めていく上でもこの座談会は効果的だったと思いますが、今後続けられるのかお伺いします。

3つ目、最後になります。毎年11月になると各地区の要望が区長さんによって出されてきます。それらが次年度の予算作成の資料にもなり、大変貴重な声になるわけです。

そこで、町長にその中で2つちょっとお尋ねします。ここ3年間の要望事項について各課への主な要望内容をお示しいただければありがたいです。

さらに、それらの要望を次の年に何%ぐらい解決したか、またこの3年間でいまだに解決していない難題要望と申しますか、要望事項があるとすればどんな内容か。また、住民にはどのように説明されているのか教えていただきたい。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の広報しもうごうにもっと気軽に広告を載せてもらえないかでございますが、広報しもうごうへの広告掲載については平成20年度に新たな財源の確保と町民サービスの向上を目的として開始されました。掲載については、広報しもうごうの2ページ分のうち一部のスペースを使用し、広告の大きさにより町内の企業や個人の場合は5,000円、1万円と町外企業の個人の場合は1万円と2万円の広告料となっております。

それでは、1点目の広告料収入と使途についてでございますが、平成20年度に取り組みを開始し、現在まで9年間の累計で掲載件数が206件、広告料収入が215万5,000円となっております。平成28年度では掲載件数が21件、広告料収入が13万5,000円となっております。使途については、新たな財源の確保が目的になっておりますので、特定の事業に活用するわけではありませんが、今後有効的に活用できる事業などがあればそちらに充当するなど、検討を進めていきたいと考えております。

2点目の空きスペースの改善についてでございますが、広告掲載については広告の全くない発行月も見受けられます。これは、掲載の申し込みがない場合もありますが、通常の記事や町民へのお知らせにスペースを使用する場合などもあり、記事と広告とのバランスを総合的に判断して掲載しております。ご質問にありましたとおり、制度の周知不足の面も考えられますので、町内外を問わず、より多くの企業や個人に対して制度の周知が図られるよう周知方法や内容を工夫していきたいと考えております。

3点目の町内行事等の掲載についてでございますが、各地区や団体が独自で取り組みを行っている各種事業やイベントの周知につきましては、現在も有料となる広告スペースではなく、お知らせ情報などで周知を行っておりますが、周知したい情報などがあれば早目にご相談いただければと思います。

次に、大きな2点目の給食費3分の1の補助は今後どうなるのかのご質問でございますが、現在の給食費の3分の1の補助は1人当たり小学生で年額1万6,400円、中学生で年額1万9,700円の補助を行っております。総額では、平成29年度予算額で579万7,000円を計上しております。

まず、1点目の給食費の無償化でございますが、議員のご指摘のように、全国では幾つかの町村が無償化を始めております。これは、子育てに係る保護者の負担軽減、さらには給食も授業の一つとして捉えるなどの考え方で実施しているものと考えております。給食費の無償化は、確かに子育て世代にとって負担の軽減は大変有効なものと考えております。

次に、3分の1の補助は暫定的な期間かについてでございますが、この補助制度は下郷町教育委員会告示第2号により定められ、平成26年4月1日から施行された施策でありますので、暫定的なものではありません。その取り組みは昨年他町村から幾つかの問い合わせがあり、先進的な施策であると捉えています。今後についてであります、先ほど述べたとおり、財政状況や子育て支援策としての効果を見据え、2分の1の補助や無償化などへの制度拡充について今後検討してまいりたいと考えております。

次に、就学援助費の拡充構想についてでございますが、現在行っている施策では準要保護制度による就学援助を町単独事業として行っております。対象者は、児童扶養手当

受給者や生活困窮世帯など、小学校、中学校で37人となっております。内容は、給食費の全額と修学旅行費の全額、学用品代や校外活動費、または通学費の補助も行っております。今後新たな補助施策についてでございますが、国の補助事業など、さらには近隣町村の動向を勘案しながら少子化対策の一環となるように検討していく考えであります。

次に、大きな3点目、住民と行政による協働のまちづくりとはでございますが、1点目の具体的な目標について、第5次振興計画では美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷の目標として将来像として掲げ、その実現に向け、住民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、住民本位の自立した町づくりを進めていくことを定めております。住民と協働のまちづくりを基本的な方向性の一つとして住民と行政が課題を共有し、それぞれの役割を明確にするとともに、住民が主体的に活動できる環境を構築し、さらに協働による効果的な行政運営、財政運営を重要施策として掲げております。28年度においても各分野におけるまちづくりを施策として、1つとして住みやすく美しいまち、基盤条件の整備、2番として心ふれあう賑わいと活力を創出するまち、交流促進、3番としてふるさと産業の創造、産業経済、4番として安全で住みよいまち、生活環境、5番として健やかに暮らせるまち、健康福祉、6番として思いやりのある教育と文化のまち、教育文化、7番として住民と行政による協働のまち、行財政を大きく目標といたしまして、この7つの目標に基づき、施策や重点事業に取り組んでいるところでございます。今年度特に力を入れている施策、目標については7つの目標とあわせて人口減少対策として交流人口増加の主要な目標としております。特に定住人口の確保と観光入り込み客数の増加、年間230万人を目指す取り組みとして積極的な交流事業の展開、観光資源の磨き上げと新しい資源の発掘を重点施策として、それに基づく具体的な事業を実施していく方針でございます。具体的な事業として、福島県地域創生総合支援事業、広域連携観光推進事業、観光協会風評被害対策事業補助金、地域おこし隊事業など、なお行政評価等による話し合いにつきましては、振興計画と整合性を図りながら策定しました下郷町まち・ひと・しごとの総合戦略に位置づけられております。地方創生有識者会議において戦略政策の達成目標となる重要業績評価指数に対する評価、検証を行い、有識者から意見や提言をいただきながら施策や事業の推進、見直しなどを進めているところでございます。

2点目の集落座談会の継続についてでございますが、集落座談会については本年2月6日から2月28日までの15日間20行政区において実施したところであります。町の広聴活動の一環として各集落が抱える課題や行政全般に対する意見、要望などについて直接意見を交換し、今後の施策に反映させる取り組みとして希望する行政区を対象に行ったものであります。私を初め、副町長、教育長、各担当課長などが出席し、第5次振興計画の概要や総合戦略の説明に加え、農業、建設、福祉、教育、消防、観光など、各分野においてさまざまな地域の課題や行政への要望、意見が出され、重点要望事項だけではなく、把握できない懸案事項などについて直接住民の声を聞くことができ現状理解を深めましたことは大変意義のある座談会であったと考えております。振興計画にも掲げ

ております協働による効果的な行政運営の方向性として住民の声を反映させる広報広聴の取り組みの強化を図ることは情報の共有化だけではなく、新たな行財政運営、町づくりの可能性につながる重要な施策として認識しておりますので、住民と行政が合意形成を図りながら施策を推進し、地域力を高めなければならないと考えます。今後の町づくりの行政運営を円滑に進めるために集落座談会は必要な施策と考えますので、計画的に実施していきたいと考えております。

次に、3点目の各地区の要望についてであります。まずここ3年間の各行政区から出された要望事項の主なものにつきましては、建設課では町道の補修、舗装または河川改修、産業課では農道舗装、林道改良、用排水水路改修、町民課では消防関係施設及び防犯灯の整備、健康福祉課では児童遊具施設の整備、総務課では携帯電話中継塔の整備、教育委員会では地区集会施設の修繕などが上げられております。

次に、要望事項に対する対応についてであります。過去3年間における状況については、平成26年度では190件、平成27年度では188件、平成28年度では180件の要望があり、合計で558件を数えております。対応したもの、いわゆる実施した要望を実施済みとして回答したもの、集落から負担金を伴う事業などで実施が困難であった要望を実施困難と回答しております。実施済み、実施困難を含めまして379件、全体の69.9%となっております。そのほか国、県道に係る修繕等、国、県に要望したものが76件で13.6%、現在検討中または協議中の案件が103件、18.5%となっております。また、この3年間でいまだに解決できない要望事項についてであります。例を挙げさせていただきますと、1つ目の例としては道路舗装の新設については集落の要望順位や予算配分を考慮した中で継続の道路舗装を優先することなど説明をしながら、保留とさせていただいております。また、先ほど星輝夫議員のご質問にもありましたが、倉村、楢原堰の改修などについては国、県はもとよりさまざまな関係機関の調整が必要になることから、保留となっている例もございます。これらについては、行政区長さんも理解していただきながら対応しているところでもあります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 再質問させていただきます。

まず、広報しもごう、今までの10年間ぐらいのいうところでしょうか、215万円。これは、有効活用ということですので、どこか基金等で貯金されているのかというところを後で確認したいと思います。

それから、目的というのが町長さんからありましたように自主財源、そういうところは財源確保できればということで、それから行政サービス。私は、いろいろ考えて町に貢献しているのだという、そういう意味合いを含めると地域振興とか生活関連情報を提供するとか経済の活性化とか、そういうのも目的に入れていただきたい、これは質問でございませぬけれども、そういうふうに幅広くこの広報を活用したいな。実は私も活用したいなと思ったのです。私企業でも何でも無職、ささやかな農業をしているわけです。

けれども、何かイベントをやったときに町民が少ないという話題がありました。手軽にやるのは月に1回ではあるのですけれども、早目にこんなことあるよ、どうですかと、これにぜひ使いたい。ところが、高いのです。5,000円。改革は出なかったのですけれども、よそも見て、横並びではなくて、半額でもいいのではないですか。2,000円でも。だから、そういう広告を載せる場を町民に、そうするとちょっとした商店だって何月にはこういうの新鮮なの入るよなんていうPRもできるだろうし、敷居が高くなければこの広告の欄をもっともっと多くの企業、団体あるいは個人載っけてもらいたいな、出てくるような気がいたします。1枠1万円、とてもではないけれども出せません。大手さんだって実際は出ていないのです。だから、実に有効活用されていない。先ほどの回答の中ではさまざまな企業団体あるいは他町村にも呼びかけるといふか、ネット上で声をかけるってとってもいいことだと思います。最初に述べましたように、在京下郷、この方だって載せる権利があるわけで、そういう視野をぜひ広げて、安く、ただとは言いません。そうすると、120万円よりも実はむしろケースが多ければ200万円ぐらいどんどん収入にもなる、そんなふうに思います。もうけるということもありますけれども、町の活性化、ぜひここを忘れないようにしていただきたい、そう思います。

あと、現在の料金のことをお話ししましたが、ポイント制ができました。うちのかみさんも健康診断をしてポイントが入ると、こういうことでいろいろなところにやはり広告を載せることもまたポイントの一つにできないことはないので、そういう広い視野からぜひぜひこの広告のスペースを有効活用してほしいな、そんなふうに思います。

2つ目、学校給食の無償化、これは本当に福島県を調べると下郷町はナンバーツーぐらいで、まさに先進的な補助制度がスタートした。私もちょっと勉強不足で暫定的という失礼な言い方をしましたけれども、平成26年4月1日、条例を見ましたら学校給食の補助制度がしっかりできていることわかりまして、ぜひこれを3分の2とか2分の1とか、そういう前向きで、ほかやっていないのだからいいべでなくて、そういう姿勢でぜひぜひ構想を練っていただければなというふうに思います。

それから、我が地区は滞納者も少ない、あるいはいないぐらいだという話も聞きました。そういう意味では、ほかの大きな市町村は滞納問題で大変苦慮されている。そんなことから今話題になっている給食費の公会計化、話題になり始めていますけれども、その辺は町として考えているのか、その辺だけでも。初めて聞いたということはないと思う。その辺もちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。やはり私は質問している中で今盛んに言われている議会の劇場版、町長が検討しますと言うと、善処します、配慮しますという言葉が非常に多いのですけれども、よし、9月からやるぞというような回答が一つでもあるとうれしいな。そんな決断もちょっと求めたい、そういうふうに思っております。

大きな3つ目です。行政と町づくり、3者、住民、行政、私たちも含めて協働の町づくり、協働ということですので、横文字で言うとパートナーシップ、お互いにやる。おまえがやって俺が手助けするのだ、そういう関係ではなく、お互いにやろうという、そ

ういう姿です。これで町づくりをしていこうというのを上げられています。先ほどいろいろ最初細かく振興計画をお話しされましたけれども、私聞きたかったところは第7章にある町づくりのところだけだったので、大変ありがとうございました。もっと具体的に、政策段階から住民が参加できる機会の創出、どういうふうに27年、28年取り組んできたのか。29年は、さらにグレードアップして、あるいは反省に基づいてどうするのか、そこをもう少し、すばらしい文言はいいのですけれども、具体的にちょっと聞きたかったかなというふうに思っております。多分という言い方失礼かもしれませんが。行政評価、町では予算と同時に今年のこの目標では具体的にどうだった、よかったなど、非常に成果だった。来年も継続し、あるいはもう少し目標を高く持っていると、これは当然話し合われていることであろうというふうに思いますけれども、その辺の状況など中をのぞいたような話題性のあるところをお聞かせいただければなとも思いましたけれども、出ませんでしたので、ちょっと残念でした。

町民の満足度という言葉をお話ししましたけれども、ここに5年間の振興計画、満足度がアンケートで載っています。私ずっと眺めたのですけれども、これは抽象的な言葉でしか書いていないのですけれども、振興計画が今年で3年目になります。3年の後半、やはり普通だと中間発表ではないけれども、中間的な振り返りが必要なのかな。最後の5年、30年まで待たないで今年あたりに、最後の年あたりに、31年待たないでどうなのだろうか、我々やっていること。満足度はどうなのか。実際に四、五年前とられたデータ出ているのです。これとそっくり同じのでアンケート調査といいますか、していただくと間違いなく成果として町民の意識が満足とつながっているというふうに言えるのではないか。私たちもそうならば非常に心強い、ますます行政を応援していきたい、そんな気持ちになるわけですけれども、この満足度についてのアンケートを今後どういうふうに生かすか、5年後に、31年度にやるのか、当然やると思います。その前に中間的に構想があるのかお伺いしたいと思います。

最後の3つ目、地区懇談会、ありがとうございます。時間外の中でご苦労さまです。今の回答を見ると70%近くがしっかり解決されている。あとは、県とか国、県レベルのものもあるので、随時進めていると。ただ、18%ほどが今後かなりの予算も伴う課題であるというふうにわかりました。実際は、懇談会も含めて住民ってなかなか言えないのがいっぱいある。中には目安箱あるといいなという町民もありました。やはりしゃべるとなると個人的なものなかなかしゃべれない、個人的なものやっぱり聞いてあげる、要望として大事に聞いてあげることも大事だし、こんなこと言うとそんなこともわからないのか、そういうはね返りが来るかと思うと何も言えない。ですから、目安箱みたいな、今はメールとかいろいろあるわけで、手段は多々あるかと思うのですけれども、そういう声もあります。あるいは極端な声がありました。ある要望を持っていったら、それは区長を通して言ってくれ、実際あるのです。私たちは、サービスの窓口としては決してそうあってはならないわけですけれども、区長にもなかなか言えない人もいないかもしれない。そんなことで、あるいはそういうすべを知らない、ステップも知らないでお願いだ、町長さん、これ聞いてくれないかという思いで駆け込む方もいる、そういうところ

での窓口での対応の仕方もとれば、職員にお話しすればわかることなのかもしれませんが、そういうのが大きく町づくり、協働、協働というのは働くという意味合いが大変深いのです。普通簡単に共同ではなくて、そういう意味で町づくりをしていくためには町民も一緒に気持ちよく、行政に頼まれたらまた気持ちよく受けられる、そういうような町づくり、これがやっぱり一つの姿かな。ぜひその辺は雰囲気いい窓口を目指していただきたい。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川議員の再質問にお答えしたいと思います。

広報しごうの気軽に広告を載せてもらえないかということでございまして、1回目に答弁したことになりますけれども、広告料の基金だとか、そういうことについてまだやっておりません。自主財源として活用させて経済効果を図っていきたくて、こう思います。また、広告については幅広く活用していただけるように今後も周知をしていきたいと。

それから、イベント等の参加の呼びかけをどうだろうかということでございます。これも各課あるいは実行委員会とか事業主体の人たちが前もってチラシなどをつくりながらやっているようでございますが、その広報活動についても何らかの対応をしなければと思います。広告料が高いということでございますが、もう少し検討すべきだと思いますが、現在の価格が適正な価格であるかどうかについては今後やはり調査、調べていかなければならないと、こう思います。いずれにしても、広報は町の広報でございます。あくまでも料金を取ってやるということは、私はちょっといかがかなと思いますけれども、自主財源になっていただくならばそれも仕方がないと。あくまでも広報紙として町の行事等、あるいはそういうものに広報というのはやっていくということだと私は基本的には思っています。

それから、学校給食関係のことについては先ほど1点目に申し上げたとおりでございますので、再質問の内容については、私については今のところこれ以上の回答はないと、1回目の回答での質問の内容については以上のことはない、こう考えている。

それから、振興計画のことでございますが、具体的な内容についてということでございますが、第5次振興計画の内容について住みやすく美しいまちと、それから7番までの住民と行政による協働のまちづくりということで7つの項目を述べましたけれども、これに基づくものが町の振興計画でございます。それを具体的にやっていくのがあくまでも行政区が要望をいただいたり、そしてそれを解決する。国の事業、県の事業、あるいは補助事業、これをやっていくことが振興計画の具体的な計画だと思っております。基盤整備の条件、これは道路整備、鉄道の支援、バスの支援などが基盤条件の整備だと思っております。それから、心ふれあう賑わいと活力を創出するまちと交流促進でございます。観光事業に関連して。これも着地型、あるいは観光協会などに補助金を助成して、そして交流促進を図って交流人口を増大していくということが具体的なものと。ま

た、ふるさと産業の創造としては産業経済ですから、農業振興、農業再生協議会を通じて予算の確保をし、頑張る農業のために今具体的に事業を進めているところでございます。生活環境については安全で住みやすく、町民の方が安心して生活できるということで窓口事務から消防事務まであらゆる健康づくりまで、このように生活環境は排水の関係まで、防災から、そして死亡に至るまでの事業を展開して、死亡の手続などを行っているところでございます。そうした事業も生活環境の場としてやってきました。それから、健やかに暮らせるまち、健康福祉事業、これは徹底してやっているわけです。老人から子供まであらゆる事業を展開して。それから、思いやりのある教育と文化のまちは教育行政全般について予算を計上して進めているところでございます。それから、住民と行政による協働のまちには行財政政策としてただいま申し上げましたとおり、有識者会議を通じて検証していただいて、そして住民と行政が協働して町づくりを進めていくということが行政の重要なものであると私は考えておりますので、ご理解いただきたい、こう思います。先ほど質問の答弁では、具体的には交流人口を増加して定住人口の確保、観光入り込み数の増加を図って、そして積極的な交流人口の展開をしていくということがこの具体的な事業として総合支援事業、広域観光の推進事業と観光協会の風評被害対策事業、地域おこしの協力隊事業などが上げられるわけでございます。

行政の座談会につきましては、要望など直接受ける場合もございますが、やはり区長さんを通してやっていただくことが一番ではないかと私は思っておりますので、直接要望することもそれは耳にしますけれども、窓口の対応については今後指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

○2番（玉川邦夫君） 特にありません。ありがとうございました。

○議長（佐藤勤君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

次に、5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 5番、湯田純朗、一般質問を行います。

初めに、下郷町消防団及び婦人消防隊の現状についてお聞きいたします。今全国各地で毎年水害、火災あるいは地震による災害が発生しております。平成28年4月14日から16日にかけて熊本県熊本地方で発生した震度7を超える地震により、九州各県において4,000人以上の死傷者が出ました。また、28年12月22日には新潟県糸魚川市で発生した火災は強風にあおられ、住宅や商店街など約30棟に延焼し、約270世帯に避難勧告が出されるという、そういう大規模な火災が発生し、甚大な被害をもたらしたことは今も記憶に残るところでございます。そのとき消防士、自治消防団の数日に及ぶ消火活動はまさに命がけの消火活動であったと聞いております。

そこで、本町の消防団についてお尋ねいたします。1点目としまして、ここ5年間の消防団及び婦人消防隊の団員数及び隊員数、退団及び入団、入隊された数をお聞かせいただきたいと思っております。

2点目としまして、団員の報酬及び費用弁償は県内及び会津全域と比較した場合、本

町で支給している額が高額なのか低額なのか、婦人消防隊の報酬などもあわせてお尋ねいたします。

3点目として、団員、隊員ともに減少していると思いますが、その団員、隊員の確保についてどのような取り組みを行っているのか、具体的に教えていただきたいと思ます。

次に、各税込、各使用料の徴収率及び滞納額についてお尋ね申し上げます。高齢化が進む中、町民の税及び使用料の負担が大きくなっているのしかかかってきております。特に昨年の6月議会で国民健康保険の一部を改正する条例が出され、国民健康保険税の最高限度額が介護保険料を含め85万円から89万円に引き上げられ、町民生活に重くのしかかかってきております。そのような中で、各種税金及び使用料などの滞納は幾らあるのか。特に町営住宅使用料については水道料金もあわせて団地ごとの報告をお願いいたします。滞納者については何年滞納し、滞納額は幾らあるのかお伺いいたします。これらの滞納者について、どのような対策をどのような対応で行っているのかお聞かせ願います。特に今年度建設を予定している姫川団地の滞納者について、昨年の9月の定例議会で質問いたしました。滞納者についてその後滞納状況はどのような状況なのか、そしてどのような対策を行ってきたのか、具体的にご答弁をお願いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

1点といたしまして、下郷町消防団及び婦人消防隊の現状についてでございますが、1点目の消防団、婦人消防団の団員、隊員数でございますが、平成25年度で消防団が376名、婦人消防隊が309名、入団消防団が13名、消防隊が8名入団、退団は消防団が16名、消防隊が18名、26年度は消防団員数が372名、隊員数が285名、入団が9名、消防隊の入団が12名、退団が13名、婦人消防隊の退団が36名、27年度は消防団が359名、婦人消防隊が256名、入団が10名、消防隊の入団が5名、退団が23名、消防隊の退団が34名、28年度は消防団が347名、婦人消防隊が220名、入団が9名、消防隊の入団が14名、退団が21名、婦人消防隊の退団が50名、29年度が消防団が337名、婦人消防隊が207名、入団が消防団が10名、婦人消防隊の入団が4名、退団が消防団で20名、婦人消防隊で17名となっております。

2点目の報酬及び費用弁償についての県内及び会津地域と比較した場合、高額なのか低額なのかについてはその現状を見ますと、郡内では他町村と比較しますと低額でございますが、会津管内の中では少し高目の額になります。婦人消防隊報酬の比較については、南会津町では地区への補助金を対応としておりますため、比較ができない状況であります。

3点目の団員、隊員確保については、町広報紙などに掲載して募集しているほか、消防団幹部が自ら地域に出向き勧誘活動を行うなど、団員確保に向けた活動を行っております。また、隊員の大半が事業所等に勤める被用者であるため、消防団員が消防活動を

行いやすくできるよう勤務先に対応して事業訪問を行い、消防活動にご理解とご協力をいただいているところであります。

次に、各税収、各使用料の徴収率及び滞納額についてでございますが、まず各種税金及び使用料などの滞納が幾らあるのかであります。まず町県民税につきましては97件で612万7,833円、固定資産税で174件で4,875万4,862円、軽自動車税で51件、78万4,348円、法人町民税で5件、40万5,148円、国保税で176件、8,523万5,204円となっております。なお、先月の出納閉鎖により繰り越しとなった平成28年度分も含んだ数字であります。また、滞納者についてですが、一番古い滞納者は昭和61年度から滞納しております。また、滞納額の最高金額は1,454万1,000円を滞納しております。これらの町県民税などの滞納者についての対応としましては、徴収強化、夜間徴収及び財産調査の上差し押さえなどを行ってきたところであります。

次に、住宅使用料の団地ごとの内訳でございますが、平成29年6月7日現在、刈合団地入居者20世帯中滞納者16名、滞納額2,948万7,280円、姫川団地入居者9世帯中滞納者10名、滞納額1,093万8,160円、下中平団地入居者29世帯中滞納者9名、滞納額1,024万8,700円、落合団地入居者7世帯中滞納者数5名、滞納額711万7,636円、湯野上団地入居者6世帯中滞納者2名、滞納額389万3,100円、特定公共賃貸住宅入居者13世帯中滞納者数ゼロでございます。滞納者の滞納年数で最も古いものは、刈合団地では平成5年度から24年間、姫川団地では昭和62年から27年間、下中平団地では平成8年から21年間、落合団地では平成5年度から24年間、湯野上団地では平成17年から12年間でございます。また、滞納額が最も多いものは617万8,980円で、全体の滞納額は6,168万4,876円です。滞納者対策につきましては、住宅使用料の滞納者状況調査を行い、督促状や催促書の発送をあわせて夜間徴収を含め、また臨戸訪問による納入指導実施、平成28年度臨戸徴収の実績といたしまして、147件、143万7,480円を徴収しております。また、条例及び規則に基づく法的措置等明け渡し請求訴訟を視野に入れ、使用者負担の公平性確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道料の滞納でございますが、6月1日現在で滞納者数が274名、滞納額が7,112万955円、滞納回数が7,663回、最長が164回でございます。

次に、水道使用料の各町営住宅団地ごとの滞納内訳でございますが、刈合団地が11名、滞納額が478万7,727円、滞納回数が523回、最長が136回でございます。姫川団地が9名、滞納額が169万4,676円、滞納回数が315回、最長が110回であります。下中平団地が6名、滞納額が227万9,003円、滞納回数が265回、最長が137回でございます。落合団地が4名、滞納額が114万702円、滞納額回数が223回、最長が141回、湯野上団地が1名、滞納額19万5,455円、滞納回数が46回、最長8年でございます。徴収対策につきましては、督促状及び未納通知書など、発送により自主納付を促し、あわせて各納税者の生活実態や所得状況、収納状況を鑑みて臨戸訪問を行い、本年度は町簡易水道給水停止要綱による給水停止予告通知書など発送を計画しております。今後も使用者負担の公平性確保により一層進めてまいります。なお、姫川住宅の滞納状況及びその対策についても先ほど各団地ごとの滞納状況、そしてその対策についてもご説明いたしました内容でございますので、

対処していくところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 消防団に関する質問ですけれども、2013年2月に消防団を支援する法律と消防団と中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものができました。これ議員立法でございますが、この法律は要するに簡単に言うと団員の処遇改善、装備品の充実、それからもっとわかりやすいのは退職金を一律5万円上げろと、こういう話なのです。これが果たしてやっていたのかどうかということです。今消防団が高齢化と減少が全国的に問題となっているわけです。総務省でも身近に言うとも県の建設関係の指名なんていうのは2名以上の消防団員がいないと指名入れないと。その証明を役場の消防団の係からもらってこいと、そういうことでそれを添付していかないと指名に入れないと、こういう状況に総務省でもてこ入れしているわけです。東日本大震災がありまして、本当に消防団は非常勤でありながらいかに重要なのかということ認識しているわけです。特に福島県、東北3県は。そういう中お聞きしたいのですけれども、各幹部の手当、報酬ですか、これは決して安いとは思いませんけれども、団員、隊員の報酬がちょっと安過ぎではないかなということをお聞きしております。国からの地方交付税措置対象額と算定基準によりその基準からすると大きな乖離があるのではないかとことで、そこだけお聞きしたいと思えます。

それから、2点目としまして婦人消防隊の関係であります。今現在婦人消防隊の組織がなくなっている集落があると。今町長から退団の団員、隊員が何名と、30名、40名、50名と聞いてありますけれども、それは集落でなくなっているから、こういう大きな数字が出てくるのかなというふうに考えていますので、そこら辺をお聞きします。私も庶務部長を7年やりましたけれども、その当時から非常にやめたいと、解散したいというふうな、2つありました。1つは萩原です。もう一つは戸赤です。ありました。それで、幹部と相談しまして、戸赤は実際に火災が起きると、ここからだと時間かかるよということで、何とか残ってくれないかということで慰留しまして、何とか残ってもらいました。今もって残っていると思えます。あの当時ですから、今だとそのままやめないでいる方だと65過ぎている方もいらっしゃるかもしれません。もう一点は、萩原についてはやめたいと。その理由を聞きますと、検閲式の小隊訓練というのですか、婦人消防隊、あれが嫌だからやらない。たまたまそのとき部長さんと隊長さんがご夫婦でいらっやいまして、もうだめだということで、自分がやらないのは嫌なのだけれども、なくしてしまえと、こうなってしまったのです。それで、当時の区長様に相談したならば、何ともしようがないということで残念ながら本当にそういう悪い実績を残しましたけれども、萩原がなくなった次第でございます。私が言いたいのは、私当時の消防団長にもお話ししました。前消防団長ですか。多分福島県で幹部が一番若い消防団だったと思えますが、それをやめたらいいではないかと、そしてもとの集落だけの消防活動に残してやったらどうかと。なくなってから取り返しつかないぞと言っていた結果、答え私も半分忘れましたが、俺の代になくなってはだめだと、こういうふうに言われたわけです。俺

の代になくすわけいかないと。多分今の消防団長もそのような考えを持っているかどうか分かりませんが、なくなってからでは、町長、間に合わないと思うのです。これ1つ余計な話になります。今副町長さんいらしています。当時区長様のときに沢田地区の婦人消防隊がなくなったのかなと、そういうふうに私ちょっと記憶にあるのだ、それが定かではない。もし間違っていたらごめんなさい。もし本当だったらその状況を教えてください。

○議長（佐藤勤君） 正午となりましたけれども、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

○5番（湯田純朗君） 本当にこれから災害とか何かなると婦人消防隊というのはなくてはならない。むしろ婦人会なくなっている集落もあります。またもう一回戻りますけれども、萩原が解散したその年ですか、翌年だったか、火災になったわけです。そしたら、炊き出しやる人いなかったのです。そのときにどこがやったか知っていますか。小池なのです。小池が来て炊き出しをやったのです。実際に検閲式の見ばえもあるでしょうけれども、婦人消防隊をそこまで引っ張り出さないで、地域で活躍してもらえば私はよろしいのかなと思います。私は正直言って早く連合隊解散して、地元だけ残してやっていただくというふうな方法がよろしいかと思って、個人的な考えですけれども、そこら辺どういうお考えか町長さんのお話をお聞きしたいと思います。

それから、地元の企業に消防隊、協力隊ということで消防団協力事業所制度というのがありますけれども、それがどのくらいあるのか。その人数はどのくらいあって、人数がどのくらい企業に属しているのか教えてください。ちなみに、先ほど申しましたように、県の場合は入札のときに消防団員であるという証明をもらって2名以上いないと指名に入れないというふうな話を聞いていますけれども、そこら辺の兼ね合いはどのようなのでしょうか。下郷もそれを同じくやろうとする気があるのかないかどうかお聞きしたいと思います。

それから、税金の使用料徴収、滞納額につきまして今町長から細かい報告を受けましたが、まずどの住宅とっても増えていますよね。私9月に質問したときには、例えば刈合住宅の場合2,807万1,380円が2,948万何ぼとなっていますから、どこ見ても増えているのです。水道料も。特に固定資産とか町の税に関する税は強制権もありますから、問題ないということではないのですけれども、手段が確実にあるわけです。差し押さえとか。ただ、使用料につきましてはなかなかこれ強制権がないような、非常に難しいのです。そこら辺の、だからもう少し、町長さんが前に、9月に言っておりましたそのときのお答えがこうでした。滞納者状況調査を行い、督促未納通知、催促状を発送し、また訪問による納入指導を行う、これ第1点目です。それから、第2点目、条例規則に基づく法的措置を検討していくと。先ほども検討して、いつまで検討するのかわからないですけれども、そういう話。3番目、努力をして成績を上げる。4番目、使用者負担の公平性の確保に努めると。今後は昔の基本的な姿勢に戻って全職員で対応していくというふうにお答えいただいております。私の記憶によりますと。これ本当になかなか大変でしょうけれども、そこら辺をもう少し真剣に、聞くところによると、昨年わかりませんけ

れども、副町長がリーダーになっている滞納何とか対策協議会とか、それから課長、管理職が集まってやって研修会も受けたというような話も聞いていますけれども、ただ問題は行動に移さないとだめなのです。これはいろんな事業、2番議員から振興事業、いろんなのあるのでしょうけれども、こちらのほうもみんな臭いものふたしてずっといくと何ぼでもたまってしまうのです。こっちもやっていかないと大変なんでしょうと私は思います。私も前回のときも申し上げましたけれども、職員だけではなくて、議会だって何だってみんなで、それは議会の方が徴収するわけにいかないですけれども、滞納協議会にまざりますよと私多分発言しているはず。それをやっぱりやらないとこれから高齢化社会で税収が減ってくる、人が減ってくるという中にどこから税収を求めるのですか。むしろ税収を求めることよりもまずそっちのほうを処理していかないと、ただ黒字倒産になってしまいます。民間の商売だったらば。売り上げがあっても回収できない。役場ですから、潰れることはありませんけれども、そこら辺のことをもう少し、町長さん、具体的に姿勢をお聞きしたいと思います。

それから、住宅に関してですが、以前建設された住宅建てかえのときにどこだか私わかりませんが、滞納分を全て処理してから入居していただいたというふうな話があるというふうに聞きましたが、それはどこでしょうか。あと、今後姫川住宅につきましては、今議会でも公営住宅建設工事請負契約が議案として出てくるわけですから、そこまで具体的に進んでいるわけですから、このことをちゃんとやらないと町民にどうするのですか。先ほど保険税の話しまして、85万円から89万円になって払っている人もいますから。私納税していますから、ですから払う者がばか見るということでは、私はいけないのではないかなと思います。まして多分監査報告についても、ここに監査委員いらっしゃいますけれども、やっぱりそれはやらなければならない。田島あたりでは法的手段に出たということで、例えばこんな発言はまずいでしょうけれども、1人だけ餌食にたたき上げればみんなびびるのです。多分滞納額よりは弁護士頼んで法的手段に出ても金そんなにかからないと思います。論点があって、争点があって、何回も何回も裁判をやっているのだったら金かかるのでしょけれども、片方払わない人ですから、それに対して退去命令出せば、法的に裁判所の通知もらえばいいわけですから、そんなにお金かからないと思います。町長さん、本当に今年忙しい時期を控えてなかなかやりづらいと思いますけれども、それを後回しにしてはいけないと思います。そこら辺の考えもお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員の再質問にお答えしたいと思います。

消防団の幹部初め、団員の報酬等の見直しの件でございますが、町の非常勤職員の報酬、消防団の報酬、出動手当の関係も関連がございますので、十分に検討していきたいと思っております。それから、消防団初め、婦人消防団の組織については一応消防団の組織という立派な組織がございます。その辺の協議をしていただくということが一番かと思っ

ております。婦人消防隊の組織として解散したということも、昨年ですか、1カ所あったように聞きますけれども、その辺も含めて婦人消防隊あるいは消防団の考え方に委ね、そして町はどういう姿で対応していくかということについて今後協議していきたいと思えます。いずれにしても、町民が安全で安心して暮らせる町づくりを目指して対応していかなければならない。

それから、税金及び使用料の滞納の関係でございますが、いずれにしましても税金については差し押さえ等の関係の法的措置がございます。使用料については、今まで書類的な整備をしてきたはずで、それに基づいて整備がなされれば、先ほども回答したように条例及び規則に基づく法的措置を視野に入れて使用者負担の公平性の確保を続けていきたい、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。水道料についても、いずれにしても先ほど申し上げましたけれども、給水停止予告通知書等の発送を計画しております、今後の使用者負担の公平性確保に一層努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今ほど質問したのが抜けていますので、もう一回お願いします。

婦人消防隊はどこがなくなったのか。それと、あとは副町長さんの例を挙げて申しわけございませんけれども、情報が正しければなくなっただけをちょっと教えていただきたいということです。

あとは、もう一つ、町長に話ありましたけれども、法的手段、法的手段って言っていますけれども、この前も多分そのような話して、処理をしてということで滞納の処理をしてということでそのままずっと、この前もそのようなご答弁いたしていたのですが、それはそれで時間かかることはやむを得ないと思えますが、本当に法的手段をやるのかやらないのか、その考えがあるのか、そこをお聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） では、婦人消防隊の解散した行政区については町民課長がわかっているわけですから、答弁させます。

あと、滞納の法的措置については、私も11年から15年まで経験して建設課で大変苦労しました。あのときには、住宅使用料で1,000万円を超えてしまったという苦い経験がございまして、朝なり夕なり臨戸訪問して徴収に当たった経験がございまして、大変苦労しているところでございますが、書類に不備があるのです。例えば死亡の方が保証人になってみたり、あるいはあとは納めるというその誓約書をとって再度もう一回とり直すという作業をしているようですから、それを整備しなければ、やはり法的手段に一步前進できないということでたまたま時間かかっているわけですが、その辺をご理解いただきたい、こう思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） では、今の議員さんのご質問にお答えします。

集落によっては2つで1つの婦人消防隊というところもありますが、全部で35集落にありました。それで、なくなったのは11集落でございます。板萩、水門、沢入、雑根、桃曾根、大沢、枝松、倉村、三ツ井、小野、沼尾の11カ所でございます。現在残っていますのは24集落、207名が婦人消防隊となっております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今沢入と桃曾根ということでございます。私先ほど冒頭に副町長、当時の区長のときなくなったというふうなことで、そのときの状況がもしお話しできればお答えいただきたいというふうな話したのですけれども、その話はどうだったのでしょうか。副町長にちょっと。よろしいですか。

○議長（佐藤勤君） 副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） ただいまの質問で、婦人消防隊がなくなった中の11集落の一つとして桃曾根の婦人消防隊もなくなっております。それも婦人消防隊の人数が少なくなりまして、それに高齢化して年齢がその当時多分70ぐらいになる方も入っていたのですが、もう体力的に婦人消防隊の活動ができないということで、それが何人かいまして、あとそこに補充される若いご婦人方もいないということで、その当時役場のほうと相談しました。それで、役場のほうでは、うちのほうの消防団としましては、沢田消防団という組織して、男性の方はしております。婦人消防隊は桃曾根、檜原で構成したのですが、沢田消防団の中では檜原が存続していると。桃曾根は、その当時多分3人ぐらいしかいなくてなかなか存続ができない。ただ、その当時各集落では自主防災組織という組織が組織されて、桃曾根でもありました。婦人の方には炊き出しとか初期消火等についての役割を持っていたのですが、婦人消防隊はなくなっても自主防災組織の中で女性の方は活動していくと、自主防災組織の中ではそういう申し合わせもしながら町のほうに相談した結果、やむを得ないでしょうということで承認をいただいた経過があったと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 確認をいたします。答弁漏れはございませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） それでは、副町長さん、わかりました。当時消防団もそういうことを踏まえて班体制にしたのです。部体制が班体制にして、2つを1つにしてやったのです。そこもそのまま当時は婦人消防隊までそこまでできなかったのです。時間かかりまして。だから、やっぱりこれから、もうなくなったものはどうしようもありませんけれども、そういうことを考えますと部の中で2つの班があるわけです。昔の部隊です。すると、婦人も2つを1つとかということもできるのですけれども、やっぱり地域が違うとなかなか行きづらいということでそのまま残したのです、結果的には。

それから、話わかりました。これもう一度再質問ですけれども、国の年俸報酬及び出勤手当の交付税というのは、算入額は幾らですか。それをちょっと教えてください。そ

して、もう一つです。国の基準というのです。年俸は、下郷は国の基準より高いです。正直言って。団長が国の基準だと8万2,500円です。下郷は20万3,000円、大体高過ぎるのです。副団長が国のほうが6万9,000円、下郷町は12万6,000円。一番低いのが消防団出動費です。これ国の基準は1日7,000円なのです。下郷は多分2,200円でしたね。報酬はさておいて、出動手当が非常に安いのではないかなと私は考える。団員もそうですけれども、幹部からすると団員1人当たり報酬が2万3,500円。もう少しこれやっぱり金を上げればいいということでございませぬけれども、少ない中で究極の対応というのはこれしかないと思うのです。人員確保。今いる人をやめないでさせるためにはどうしたらいいかということを考えないといけないと私は思います。地方税算入額、国のほうです。出動手当1回7,000円です。ここら辺をどういうふうに捉えているのかです。執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、これも私当時いたときですけれども、たまたま消防団の町うちの大会ありまして、芦ノ原チームが優勝したのです。それ町大会ですから、1カ月前か1週間前か2週間前ずっとやっているわけです。下手すると年越し前からやっている集落もあるわけです。そういうときに当時の区長さんが言ったのは、こう言われたのです。郡大会があるときに一緒にやってもいいだろうと。2年越しは容易ではないと。刈林みたいな大きな財産を持っているところは消防団の金ももらえるのでしょけれども、ちっちゃな集落は容易ではないと。婦人消防も毎朝やすみ持って出かける、2年越しで。容易ではないと。そういうのを町大会で勝ったものが郡大会に行くという方法にしてもらいたって言ったのです。それも私先ほど話の中で、当時の団長に言ったら、いや、俺のときそんなわけいかないと。昔の古いことにこだわっているのです。だから、消防団に入らないのです。大変なのです。朝の5時から農家やっていて毎日毎日やるわけですから、多分今もやっているのでしょう。町大会ありますから。日本全国的にはやっている言葉あるのです。絶対に入ってはいけない組織、消防団なのです。そう言われているのです。消防よりも仕事しろと、こう言われているのです。笑い事ではないです。確かに笑えるような笑い事ではないのですけれども、そう言われているのです。そこら辺も下郷の消防団の団長さん若いですから、そういうことを含めて入りやすいような環境、毎日1カ月も2カ月も朝に5時に眠い顔して行かなければならないということありますので、そういうふうな消防活動の中身をもっと精査して一緒にしていくと。そうすれば、まだ違うのではないかなと思います。

もう一つ、先ほどもう一回繰り返しますけれども、国の日当7,000円です。町の報酬及び費用弁償に関する条例を見ますと、スポーツ体育指導員9,000円、スポーツ推進員なんて日額5,700円です。スポーツ指導員。コミセンでいっぱいジャージ着てやっていますけれども。1回出れば5,700円なのです。消防団は毎週、毎週はないですけれども、数は多いですけれども、せめてやっぱりどれ見ても5,700円が一番安いのです。町の報酬、費用弁償、各条例見ますと。そうすると、ましてや消防はなくてはならないわけです。大震災、災害と考えると。そっちのほうが私は重要でないかと思しますので、そういうふうに日当、日額出動手当を見直す考えあるかないかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 5番、湯田純朗議員の再々質問にお答えします。

消防団員の報酬、幹部を含めての報酬の見直しについては、再質問のときに団員の報酬等については今後検討していきたいということでございますので、ご理解いただければと思います。数字的には先ほど議員がおっしゃったとおりでございますので、十分にその言っていることはわかりますので、消防団員の関係、設置条例の出動手当、日当、それから非常勤特別職の日当等も考えながら検討させていただきたい、こう思います。それから、消防団のポンプ操法の関係はれっきとした消防団の組織がございまして、その辺で十分に協議させていただきたい、こう思いますので、私からは特別そのことについては発言を見合わせたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） つけ加えますけれども、消防団のポンプ操法の関係は、昨年ですか、郡の大会がございまして、優勝したのは板萩と三ツ井チーム、編成したチームでございまして、あと湯野上が郡大会で2位になりましたけれども、非常に反省会で団員のポンプ操法をやったということの物すごい団員の結束、それがしみじみと感じてきたところもございました。そういう意味でも大切であるということは間違いない。町民の安心、安全な面ではやはりそこが基本であるということは間違いないと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君、いかがでしょうか。答弁漏れはございませんか。

湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 国の年報酬及び出動手当の地方交付税の算入額は幾らかということでお聞きしたこと多分漏れている、総務課長だと思いますけれども、お願いします。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 地方交付税に対する算入額でございますが、現在手元に資料がございませんので、午後に回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れございませんか。

○5番（湯田純朗君） ありません。

○議長（佐藤勤君） これで5番、湯田純朗君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩をいたします。（午後 0時26分）

○議長（佐藤勤君） 再開します。（午後 1時30分）

ここで総務課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 先ほど湯田議員さんのご質問でございますが、平成28年度

の交付税関係の算定につきましては、本町の基準財政需要額は26億7,880万7,000円でございます。これに対しまして基準財政収入額でございますが、9億9,673万4,000円でありまして、この差額16億8,207万3,000円が交付税措置されております。この16億8,207万3,000円の中に消防費分も含まれておりますが、金額については不明でございます。ご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） それでは、一般質問を続けます。

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋です。一般質問2点ほどさせていただきます。

町の特産品について。第5次下郷町振興計画の第3章、ふるさと産業の創造に農産物のブランド化推進と加工品の開発とあり、下郷ブランド商品を開発し、主要な戦略商品として販売拡大を推進しますと主要な政策として位置づけられておりますが、これまでの間どのような取り組みをしてきたのかお伺いします。特にエゴマ、ジュウネンについては健康によいと着目されていることから、全国各地でさまざまな商品開発がされ、既に下郷の特産、名産品とは言えないほどおくれをとっている状況だと私は考えております。会津地鶏についても他町村のほうが多く販売されているのを見かけます。下郷町にはそのほかにもキノコやトチの実など、商品開発をする余地のある農産品が多々あると思われませんが、その動きが余り見受けられないように思われます。第5次振興計画の計画期間も5年間の中の間を迎えておりますが、町長は農林業振興のためや農産物のブランド化、商品開発に取り組む考えはあるのかお伺いしたいと思います。

2点目に、消防団員の費用弁償についてですが、昨年9月の定例会で、一般質問で町長は近隣市町村に合うべき予算を計上するとはっきり回答されておりました。これを受けて今年度の予算に計上されるものではないかと信じておりましたが、計上されておらず、予算特別委員会の中でも担当課長さんからは消防団以外の特別職との関係から全体的な見直しが必要なため、今回は見送ったと回答をいただいております。この時点で一般質問での町長の回答は何だったのかなど、ちょっと私的には余りに無責任な回答ではなかったのかと思ひまして、先日担当課に行きまして、見直しの話し合いは進んでいるのか問い合わせましたが、進んでいないというふうに言われましたものですから、そこでお伺いしたいと思います。町長は、議会で回答されましたことの重み、このことをどのように考えているのか。町長は、町の消防団員の確保が難しくなっていることや団員の郷土愛護の精神を持って従事していることは十分理解されているようですが、その回答からはこれまでの間検討すると言ったのにもかかわらずなぜ放置しているのでしょうか。本当に近隣市町村に合うべき予算に検討していただく考えはあるのか、その辺をお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

1点目の特産品についてでございますが、まずどのような取り組みをしてきたのかについてでございますが、初めに農産物のブランド化や加工品を初めとする6次化商品の

開発、販売促進は以前の全国画一的な農業生産方式の時代から現在の地域の特性を生かした農産物の生産、地産地消などの地域ブランドの確立、安全、安心な農産物生産への取り組みの移行など、生産者、農協、販売業者、行政が一体となった製品のイメージアップを図りながら、農産物の販売拡大、ひいては農業経営や取得の向上を目指すものがあります。本町での特産品としての歴史をさかのぼりますと、これまで葉たばこ、養蚕、果樹など、地域ブランドとしての取り組みがございました。近年ではリンドウ、トマト、アスパラ、そば、会津地鶏などが地域のブランドとしてありますが、本町の農産物の生産の実態といたしましては多少多品目の状況であり、生産規模としてはまだまだ小さいものが実情であります。ご指摘のエゴマ、ジュウネンの商品化ですが、以前町商工会の特産品開発部会において20点ほどの商品化をした経過がございまして、幾つかは現在も商品として販売されております。町でも昨年度町内企業であるA Iテクノロジーとエゴマの葉を生かしたエゴマ茶の商品化に向け、試作品の開発などの取り組みを行いました。商品化には至っておりませんが、今後もこのような町内企業との連携を図り、商品開発を支援していきたいと考えております。特にエゴマ、キノコ、トチの実などを初め、ほかの地域では見られない本町独自の農産物に対しては、農林産物生産者の意見をお聞きしながら加工施設を含めた新たな商品化、地域のブランドとして推進し、地元の食の安全、安心のPR、観光誘客に結びつけ、今後も地域の活性化につなげる取り組みを推進する考えでおります。

次に、消防団員の費用弁償についてでございますが、昨年9月定例会でも議員からご質問があり、近隣町村に見合うべき手当を検討してまいりたいと答弁しております。消防団員の出動手当ということで説明させていただきますと、下郷町消防団設置等に関する条例におきまして出動手当の額が決められております。管内町村の状況を見ますと、4時間以内の半日で申し上げますと、本町が2,200円、南会津町が2,100円、只見町が3,000円、檜枝岐村が4,200円となっております。また、4時間以上の1日で申し上げますと、本町が2,200円、南会津町が4,200円、只見町が6,000円、檜枝岐が4,200円となっております。さらに、会津管内で見ますと1日換算で猪苗代町が1,000円、会津若松市柳津町、金山町が1,500円、喜多方市、会津美里町が1,600円、会津坂下町が1,940円となっております。ただいま説明したように、会津管内を見ますと下郷町より少ない町村が多く見られるようです。いずれにしましても、入団者が少なく、団員確保が難しくなっている現状や、本業を持ちながら消防団に参加し、地域の消防活動を従事していることを踏まえまして、今後地域の実情を勘案しながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありますか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

農産品、特産品についてなのですが、A Iテクノロジーさんと開発したというふうにお聞きしましたが、それしかやっていないというふうには私捉えます。やはり振興計画に5年間のうちに下郷ブランドの開発、農産品のブランド化の推進、開発、販売というふ

うにうたっています、やはりもう少しこの辺には力を入れて、町の特産品として何か売り出すにはやはり開発研究というかを進めていかななくてはいけないと思いますが、確かに町内の企業さんと一緒にやっていくのはいいと思うのですが、もう少し活発的にやっていかないとせっかくの振興計画でうたっている年数がもう今回で3年目になりますし、31年度までには何かしらのちょっとしたものをやはりつくっていかないと町としてのPR不足になっていくのではないかなと思います。キャラクターでいえばしもごろ一というキャラクターがあって今いろいろやっていますけれども、それももう少しそういうのも利用しながら、ふるさとにこういうものがあるのだよ、下郷町はこういうメリットがあっておいしいものたくさんあるのだよというふうにすれば、もうちょっと開発には力を入れていかなければいけないと思いますが、今後どのようにするのかもう一度お聞かせ願いたいと思います。

消防団のほうなのですが、町長言われましたように南会津郡で考えていただいて、ほかの町村は4時間以降も出る。しかも、お隣、南会津町さんは倍になるというふうに考えますと、うちの下郷町の消防団員も仕事柄南会津町さんに行ったり、只見町さんに行ったりして、やはりそういう情報というか、聞いてくる団員は多々多いわけです。私が9月の段階で聞いて検討しますというお答えで、検討されていないのはなぜなのか。間もなく1年たつわけですね。検討すると言ったからには検討した答えを私は欲しいわけで、どうして検討、会議なりをやっていないのか。実際消防団は私も現役でやっていますので、1日を超える消防活動というのは本当に2つか3つぐらいしかないわけなのです。出動手当で私もお願いはしているつもりなので、この辺はちょっと考えていただければ、検討会を町長がやると言えば多分やれることだと思いますので、検討すると言ったからには答えを私は欲しいわけなので、どうしてやっていただけないのか、その理由をお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員の再質問にお答えしたいと思います。

町の特産品開発を活発化していただいて町のPRが必要だと、開発に力を入れてもらいたいということですが、やはり特産品開発の産品につきましても、今までもずっと下郷町が苦勞していたことだと思います。開発。それで、予算化もして商工会さんたちの団体と協議しながら進めてきたところでございますが、今後も開発に力を入れて産品開発に取り組みたいと、こう思います。また、ジュウネン茶というものについてのAIテクノロジーとの共同、それ以外にないのかといいますと、やはり私は金子牧場の乳製品だとか、それからトマトだとか、そういうものをアレンジしたものが開発の商品としてはいいのかなと。それから、地場産品であるおみそを利用して、あるいは肉業者も生産する子牛生産者もおりますから、それを組み合わせたそういう産品であればふるさと納税の方もちょっと目をつけて買ってくれるような感じもしますけれども、これはやはり専門家の人たちと商品の開発について十分に勉強して教えていただかないとそこまではいかないと私を感じていますが、そういうものを含めながら今後開発に

取り組みたい、こう思います。

それから、出勤手当の関係でございますが、昨年の9月の議会のお話をしてみますと、予算計上して検討していきたいということで、甚だ議員さんの理解には説明できませんけれども、私のほうの理解と議員さんの理解できませんけれども、先ほど午前中の質問の内容にもございましたように、やはり非常勤特別職の日当と、それから消防団の日当とかみ合うように報酬審議会を設立事例を出してやっていますから、3月の議会前に、ですからそれは検討していくことにいたしますので、よろしくご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） わかりました。物産品のほうに関しまして、今町長お水という言葉も言いましたので、確かに下郷町結構清水の出る場所とかもありますし、うちのほうに行くときには倉水地区に長寿の水とって、毎日のようにあそこもお客さんというか、訪れて水をくんでいくのも多々見られます。そういうのもありますから、お水というのであれば本当に下郷町の名水というは多分何カ所かいっぱいあると思うので、その辺も調べてみるのも一つなのかと思っておりますので、この辺は提案させていただきます。

消防団の出勤手当に関してなのですが、報酬等審議会と町長おっしゃいまして、検討していただけるというのであれば、今年度中にまたそれを開いていただいて来年度の予算には反映させていただけるように検討、私のほうからもよろしく願います。要望として願いますので、願います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） では、要望として取り扱って。

○6番（小椋淑孝君） 答弁は結構です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはよろしいですね。

○6番（小椋淑孝君） はい。

○議長（佐藤勤君） わかりました。

町長、星學君。

○町長（星學君） 特産品開発については、議員がおっしゃるようにやはり町の発展、生産をPRするという、一番そこがPR部分の中の一つでございますので、水も含めてあらゆる産品の内容を検討していくために勉強もしなければならぬと思っておりますので、今後とも協力をお願いしたいと。

それから、消防団の報酬関係、それから消防団の設置条例に基づく出勤手当についても町の非常勤特別職の関係をあわせて審議会の開催に向けて努力していきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 10番、山名田久美子です。

まず1点目、ふるさと納税についてご質問いたします。ふるさと納税とは平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により開始されました。初年度から平成25年度までほぼ全国的に横ばいだったものが、平成27年度には平成25年度の約11倍に急増していると言われております。下郷町では、昨年12月に行った魅力発信事業でのPRでふるさと納税が増加した報告がありました。これまでの返礼品には下郷町の特産品という具体的ではない返礼品、これでは何がもらえるかわからない、だから寄附をしないという声が多くありました。それから、金子牧場セット、じゅうねんセットなど、具体的な返礼品としたと聞いております。このことだけでわずかながらの増となったとは思いませんが、年末にかけて駆け込み需要が増えるという傾向があるそうです。以前一般質問の答弁の中で、単なる税収のための制度としてだけでなく、町の魅力を対外的に向けてアピールできるよう生かし、経済が循環することなどを指すためのツールとして活用を考えている。今後はポータルサイトへの参画も検討しとのことでした。その後検討されたのでしょうか。返礼品の追加、新たな特産品、町内施設等で利用できるクーポン券など、下郷町出身者、在京下郷会員や観光宣伝をする場所などでPR活動を検討できないでしょうか。お伺いいたします。

2点目について、今後の着地型ツーリズムについてご質問いたします。昨年12月、平成28年度第4回定例会において着地型ツーリズム推進事業継続についてお伺いいたしました。その答弁で財源は原子力災害対応支援事業に要望していくが、補助がなくても町単独事業でも対応していかなければならないと考える。事務局については、地域や実行委員会と協議していかなければならないと考えているとされておりました。その後協議などはされたのでしょうか。お伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目のふるさと納税についてでございますが、平成20年度に制度が開始され、本町でも同時に受け入れ態勢を整備いたしました。当初は、礼状のみで返礼品の贈呈は行っておりませんでした。ほかの自治体の状況から平成26年度から返礼品を贈呈することとしたところであります。現在までの寄附金額は、制度開始9年間の累計で101件、392万6,000円となっており、平成26年度については7件、47万円、平成27年度については16件、65万円、平成28年度についてはご質問にあったとおり、下郷町魅力発信事業にあわせてPR活動の強化を行うとともに、在京下郷会や広報しごうの送付者へのパンフレット送付など43件、111万6,000円の実績がありました。昨年度については、返礼品の贈呈を開始して以降、制度の定着とともに件数、金額とも増加したものと考えております。しかし、新聞やテレビなどの報道でご承知のとおり、全国では自治体が争って豪華な返礼品を贈呈する傾向にあり、これを受けて本年4月に総務省より過度に豪華な返礼品は控えるよう通知がなされたところであります。そこで、ご質問のポータルサイトへの参画

についてであります。本年度当初予算において、ポータルサイトへの登録費用について予算措置をしております。現在その手続を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。また、返礼品の追加につきましても現在金子牧場セット、じゅうねんセットに加え、町の魅力を発信できる返礼品を検討していけるとともに、昨年度より在京下郷会員や広報紙を発送している町出身者の皆さんにPRをしており、今後ともポータルサイトへの登録とあわせ、強力で推進する考えであります。

次に、2点目の今後の着地型ツーリズム推進事業についてでございますが、昨年12月の定例会以降の経営でございますが、29年度の予算編成に当たりましては町商工会との協議を重ね、その財源として原子力災害対応雇用支援事業に要望していくが、事業の採択されない場合でも町単独で予算を計上したいので、事務局を商工会として着地型ツーリズム推進事業を行っていただけるようお願いをし、さらには商工会の実行委員会から今後の事務局のあり方を検討していただけないかご提案を受けたところであります。その財源につきましては、平成29年3月31日付で平成29年度原子力災害対応雇用支援事業として承認を受けましたので、今回の一般会計補正予算歳入に予算計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。また、今後の事務局のあり方についての協議については、まず町の考え方を整備するため、担当課の産業課に加え、総務課も参画して検討会の開催を予定し、その後実行委員会などの関係者との話し合いを進める考えでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問はありますか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今ほど返礼品について確かに総務省は過度な返礼品はやめるようにというような、いわゆる寄附金に対して3割までに抑えるようにということの通達だと思っております。町は、ここまで到達していないのではないかと考えますので、それほど総務省から言われることにそんなに過度に反応する必要はないのではないかと私は思っております。ただ、やはり昨年総務文教で北海道豊浦町を視察したときにこの返礼品のことについていろいろ話を聞いてまいりました。あちらは海もあり、山もあり、農産物、海産物いろいろあって、返礼品も100近くあるのだそうです。その中でも、これ間違いなければ豚だったと思うのですが、やっぱり畜産業もかなり有名で、そういったものを町の特産にするために町の道の駅に工場、生産地をつくって、そういったものを加工する、そういったものも町でやって、そのためには東京のほうから薫製をする技術を持った人とか、そういった方も引き入れて、そういったのを返礼品にしたりとかしているのだそうです。町の特産品を返礼品にするのであれば、そういったところも見ながら過度な返礼品にならない、そこは総務省が言っていることですから、町はそれを聞かざるを得ないかとは思いますが、やはりその範囲内で返礼できるような町の特産というのを考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。ですので、先ほど小椋議員の質問にもありましたけれども、町の特産品、それは何なのか、そこをきちんと見直した上でどういった方向でそういった産品をつくれるのか、やはりそうい

った協議もしていかなければいけないのではないかというふうに考えております。

あと、また着地型につきましては、確かに今年度また商工会のほうに委託ということになりましたが、これ以上やっぱり商工会だけに委託をしてやっていく方向性というのが本当にいいことなのかどうか、本当にその辺は町のほうで考えていただきたい。着地型ツーリズム、これが平成23年、震災後すぐなのですけれども、福島県緊急雇用創出基金事業、その中の南会津地域元気基盤づくりモデル事業の中で始まった事業であります。100万年ウォークなんかを開発したのもここで始まりました。そのときに白岩地区、それから塔のへつり、中山風穴、そういったところを見てこの100万年ウォークというのをつくり出してきたわけです。皆さんは、着地型がどんなことをやっているかということ、ガイドのことしかやっていないのではないかという認識がすごくあるようなのです。これは、着地型の方からよく言われるのですけれども、着地型はガイド協会の一部ではございません。ガイド協会はガイド協会としてやっておりますので、着地型の中にあるというふうには思っていたきたくない、それが1点でございます。その中で着地型が今まで何をやってきたかといいますと、やはり下郷町を回るモニターツアーであるとか、そういった企画運営やっております。それから、100万年ウォークのコース設定なりなんなりやってきて、かなりの観光に関して寄与しているところではないかと思っております。そういったものが商工会の中に事務局があってやっていくということには今後限度があるというふうに私は考えておりますので、やはり今後の着地型の受け入れ先というのはきちんと考えていただきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員の再質問にお答えしたいと思います。

ふるさと納税の返礼品の件でございますが、返礼品がまだまだ町としては生産物が少ないような感じを受けていますので、研究しながら、勉強しながら返礼品の品数を増やしていくように努力していきたいと、こう考えております。総務省でそういう通達がございましたけれども、下郷町の考えとしては生産者に還元するのだということを基本に置いて過度の返礼品ではない、要するに生産者が努力した結果報われるということに考えていきたい。

それから、着地型のツーリズムの関係ですが、商工会さんと十分協議しながら今までやってきた成果をやはりさらに伸ばしていかなければならないと私は思っていますので、お話し合いをしながら今後の対応を検討していくということだと思っております。それは、30年度にそのような形に必ずなるであろうと私は思っています。現在の補助金の関係についてはなかなか継続が難しいのではないかと、こう思われますので、受け入れ先について十分研究しながら、スムーズに効果があられ、ますます効果が出るように対応していきたいと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） それと、もう一つ聞き忘れたことなのですが、魅力発信事業が例年12月、昨年まで2年間12月に行っておりましたが、今年度ちょっと早まるというお話聞いたのですけれども、去年もその中でふるさと納税についてもPRしたかと思うのですが、今年度はやはり魅力発信事業のところでPRというのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員の再々質問にお答えしたいと思います。

魅力発信事業につきましても早目に行いまして、十分にふるさと納税の関係にしていただくように努力しますし、やはり魅力発信事業は寒いときにやりましたので、そんな関係もありまして早目に対応したほうがいいのではないかという判断で行いました。今後も引き続きご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（佐藤勤君） お諮りします。

過般総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件につきましては、6月9日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について請願・陳情審査報告書が提出されております。この件につきましては、6月7日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題に追加することに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤勤君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続

と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二君でございます。皆さんのお手元に配付してあります報告書に基づきまして、ご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、平成29年6月9日。件名、陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、平成29年6月9日。出席委員は、玉川邦夫君、星政征君、山名田久美子君、佐藤勤君、そして私であります。欠席委員は、小玉智和君でした。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤勤君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 「国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。会期予定表では、あす6月15日は一般質問の再開本会議であります。一般質問が本日で終了しましたので、本日開催の議会運営委員会で評議された会期の取り扱いに沿って、6月16日の議案審議の日程をあす6月15日に繰り上げ、会議を開きたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、6月16日の議案審議の日程をあす6月15日に繰り上げ、会議を開くことに決定いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は、あす6月15日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（佐藤勤君） 事務局長。

○事務局長（室井哲君） ただいまの会期の取り扱いの件につきましてご説明を申し上げます。

会期予定では一般質問の日程をきょう、あすの2日間としておりましたが、一般質問が本日で終了したため、あす15日を休会とせず16日に予定されております議案審議の日程を繰り上げることによりまして、16日に予定されております鳳坂トンネル起工式、これは本町及び天栄村の両町村が国道118号の道路改良促進の要望活動をかねてより行っておりまして、本町におきましても重要な案件でありますことから、この起工式に出席できる状況になりますことから、会期の取り扱いにつきまして本日朝9時に開催されました議会運営委員会において協議を行っていただいたところ、今ほど議長のお諮りのとおり議会運営委員会で内定されましたことから、皆様にお諮りしてご議決をいただいた次第でございます。

経過につきましては、以上のとおりでございます。

○議長（佐藤勤君） ただいまの資料につきまして、配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（佐藤勤君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。(午後 2時13分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成29年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成29年6月9日			
本会議の会期	平成29年6月9日から6月15日までの7日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	平成29年6月15日	午前10時00分	議長 佐藤 勤
	閉会	平成29年6月15日	午後6時41分	議長 佐藤 勤
応招議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫	3番 室井 亜 男	4番 星 政 征
	5番 湯田 純 朗	6番 小 椋 淑 孝	7番 小 玉 智 和	8番 猪 股 謙 喜
	9番 湯田 健 二	10番 山名田 久美子	11番 佐藤 盛 雄	12番 佐藤 勤
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 星 輝 夫	2番 玉川 邦 夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川 一郎	参事兼総務課長 星 修 二	税務課長兼会計管理者 星 健 一
	町民課長 大竹 義 則	健康福祉課長 渡部 善 一	産業課長 佐藤 壽 一	建設課長 渡部 芳 夫
	教育委員会教育長 渡部 岩 男	教育次長 渡部 清 一	農業委員会事務局長 横山 利 秋	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 室井 哲 書	書記 荒井 康 貴	書記 芳賀 和 也	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

平成29年第2回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成29年6月15日（木）午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成28年度下郷町一般会計の繰越明許費について |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 専決処分の報告について
(専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 3 | 議案第20号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第1号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定
について) |
| 日程第 4 | 議案第21号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第2号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条
例の設定について) |
| 日程第 5 | 議案第22号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第3号 下郷町復興産業集積区域における固定資産
税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定
について) |
| 日程第 6 | 議案第23号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の設定について) |
| 日程第 7 | 議案第24号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第5号 平成28年度下郷町一般会計補正予算(第
7号)) |
| 日程第 8 | 議案第25号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第6号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計
補正予算(第5号)) |
| 日程第 9 | 議案第26号 | 字の区域の変更について |
| 日程第10 | 議案第27号 | 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第11 | 議案第28号 | 消防ポンプ自動車購入契約について |
| 日程第12 | 議案第29号 | 雪寒建設機械購入契約について |
| 日程第13 | 議案第30号 | 下郷町公営住宅(1-3号棟)建設工事請負契約について |
| 日程第14 | 議案第31号 | 下郷町公営住宅(1-4号棟)建設工事請負契約について |
| 日程第15 | 議案第32号 | 防災安全交付金(橋梁補修)工事請負契約について |
| 日程第16 | 議案第33号 | 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第17 | 議案第34号 | 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1
号) |
| 日程第18 | 議案第35号 | 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号) |

- 日程第 19 議案第 36 号 平成 29 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 37 号 平成 29 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議員提出議案第 3 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤勤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第1号 平成28年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長（佐藤勤君） 日程第1、報告第1号 平成28年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に報告第1号を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長（佐藤勤君） 本件について説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 皆様、おはようございます。それでは、私から報告第1号 平成28年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件についてご説明いたします。

この件につきましては、平成29年第1回の定例会におきまして繰り越しさせていただいたものでございます。

2ページをごらんください。第1回の定例会におきまして、2件の繰越明許費についてご承認いただいたところでございますが、その中で地方創生推進交付金事業に係ります空き店舗活用調査研究事業委託料としまして、110万円がございました。この事業につきましては補助の申請の段階から県との協議により、繰越事業としまして実施するという事で支障がない旨の回答を得まして、補助の申請を行い、決定を受けておりました。第1回定例会において補正計上するとともに、繰越事業としまして承認をいただいたところでございます。その後県から国の指示によりまして、繰越事業として採択できないという旨の連絡を受け、本件の対応について国の市町村財政課と協議したところ、専決処分により減額するよう指導を受けました。繰越計算書から先ほど申しました110万円は、今回削除させていただいております。なお、本事業につきましては29年度の事業として採択いただきましたので、本定例会の補正予算の歳入の国庫補助金、それから地方創生推進交付金に50万円、それから歳出としまして総務費、企画費の委託料で、空き店舗活用調査研究事業委託料としまして、100万円を増額計上させていただいております。

次に、繰越計算書に記載されております総務費、戸籍住民基本台帳費の通知カード、個人番号カード関連事業につきましては、カード発行に伴う事務費、手数料分としまして、地方公共団体情報システム機構に精算払いすべき国からの補助金が年度内に交付できないことから、国の指示により本事業に伴う精算額の上限額48万円を繰り越したものでございます。現時点では、国から2分の1の24万円が入金され、地方公共団体情報システム機構に支払いが済んでおります。

以上につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　1つだけ聞いてみたいのですが、戸籍住民基本台帳の48万円を繰り越して、その24万円は払ったということですが、残りはいつ払うのか。向こうから来ないと払わないのか、払わないで済むのか。この戸籍住民基本台帳の48万円の中で説明はそう聞いたのですが、どういうふうになっているのかももう少し詳しくお願いします。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君）　今ほどの質問でございますが、県のほうより歳入があり次第請求が来ると思いますので、48万円が入るという見込みで支払いをいたします。

○議長（佐藤勤君）　3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君）　24万円というのは、いつ払ったのか。いつの日にちに払ったのか。あと、そっちから金来ないと払わない。個人の商売ではないのですから、24万円ばかり町が金がないから払わないのか、もしくはそちらのほうからというようなこと、ちょっとわかりづらいというか、ちょっとわからないので、もう一回ひとつ詳しくお願いします。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君）　先ほど言いましたように、24万円が入るとシステム機構のほうから請求が来て払うということで、そういう段取りが多分踏まれて払う仕組みになっていると思います。

○議長（佐藤勤君）　11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君）　今回地方創生推進交付金として空き店舗の調査の委託料関係で100万円計上してはいますが、3月の繰越明許では110万円となっているのですが、100万円と110万円、この違い、どういうわけで10万円の違いが出たのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤勤君）　答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君）　繰越事業につきましては、例えば契約が若干変更して増額となった場合の対応ができないということで、若干10万円ほど余計に繰り越しております。予算繰り越しであるものですから、10万円ほど余計に繰り越したということでございます。

○議長（佐藤勤君）　ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君）　これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号　平成28年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

す。

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

(専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について)

○議長（佐藤勤君） 日程第2、報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題とします。

職員に報告第2号を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本件について説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） それでは、4ページをごらんください。報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、平成29年2月3日に町職員が運転します公用車が南会津町田島字八千窪地内の国道121号線を走行中、路面の凍結によりましてスリップ、ガードレールの支柱に衝突し、損害を与えたものでございます。和解相手は、福島県南会津建設事務所。過失割合につきましては、相手方がゼロ%、町側が100%でございます。ガードレールの支柱の修繕料10万8,000円を負担したものでございます。なお、本件についての損害賠償については、各当事者とも将来にわたり一切の異議申し立て、請求訴訟等を行わないとしております。

以上について、地方自治法第180号第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりまして、報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 事故の件はわかりましたが、この事故後町民課長、担当の上司ということで、町民課長の部下の職員へ交通安全への指導というか、注意喚起等をどのように行ったのか。それから、こういった事故の報告を受けて町長、副町長を初め総務課長等が職員に対しての安全運転励行等の注意喚起はどのように行われたのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 今ほどの質問の件でございますが、課長会議等について注意喚起を行いました。そして、私どもの交通安全を担当する課でこういう形で事故を起こしましたので、大変申しわけなく思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 今ほど町民課長が申し上げましたとおり、毎週月曜日に課長会議を開いております。その中で町長からその旨の報告をいただき、職員には交通事故等に十分注意するようにと、徹底するようにとというのは指導がありまして、それぞれ

の課長から職員には注意されたと思います。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 再質問いたします。

注意されたということで安心しておりますが、事故前に注意されるよりは実際に事故があった後に注意されたほうが職員への言い聞かせ、職員が受け取る気持ちというのですか、注意しなければならないというのは強く出るはずなので、事故後の対応は担当課だけでなく、やはり先ほど課長会議で云々というお話ありましたが、全職員に対しての注意喚起を事故後速やかになされたということで安心しておりますが、今後ともそういった対応を続けてほしいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ガードレールにぶつかったわけですから、役場の車も壊れたと思うのですが、まず自車の修理代金はどのぐらいかかったのか。それは、この10万8,000円の賠償額、さらには自車の修理代金がかかった金額は保険がかかっていると思うのですが、保険金から出るのか出ないのか。

もう一つは、その事故を起こした人たちが、職員が免許を取った日が浅いのか、いつ取ったのか、そこまで調べてあるのか。

もう一つは、この車が路面の凍結によりスリップしたと、こういうことになっていますから、未熟なのかなというようなこともありますし、この車のスタッドレスタイヤが余りにも減っていたのではないだろうか。いつからこれはスタッドレスを履いているのか。

もう一つは、今の車は、冬ですから、よく4WDとか、そういうのがございますけれども、それが4WDだったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 私からは、その修理代でございますが、町の公用車、消防指揮車でございますが、車両共済保険に入っておりますので、29万3,673円ということで保険金から出ております。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 先ほどの質問でございますが、スタッドレスタイヤが減っているのかということだと思いますが、新しい車でしたので、まだ3年ほどだと思います。

あと、4WDをかけていたかどうかということなのですが、その時点ではかけていなかったと思われます。

あと、路面の状況は、私も現地を見に行ったのですが、日陰というか、ちょっと路面が、大型ダンプ等が朝方通りまして、しけていた状態で、やっぱりちょっと凍っていたなという気はしました。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 私の聞いたのは、もう一つは免許をいつ取ったのか。余り日が浅いのかと、こういうようなことですが、免許はいつ取ったのか。なぜこういうようなことを聞くかといいますと、役場職員にも無免許でもって公用車を運転した人が新聞に出ていた、そういうようなこともございました。そういうようなことはなかったのかどうか。今総務課長、免許証というものは運転する者のコピーというか、全部把握はしてあるのかどうか、この1点もお願いします。

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 免許証については、コピーをとって把握しておりますが、今現在その事故を起こした職員のいつ取ったかまではちょっと把握しておりませんが、年齢でいいますと32歳だったと思います。ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 職員ですから、そうも言いたくはないのですが、戒めるためにはやはりある程度のことまでは言わなければならない。2月ですので、ですから今6月ですから、もう4カ月たっているわけです。そういうようなことを考えた場合にやはり少し気をつけてもらわなければならない。こういうようなことが昔は3万円でも1万円でも5,000円でも損害賠償の件というのは出てきていたのですが、ある程度今は、総務課長、損害賠償の件は、我々に報告するのは20万円までぐらいだったではないですか。報告する必要ないのではないですか。幾らになっています。途中まで安くても報告しなければならぬという義務をつけておいたのですが、途中で、今から20年ぐらい前に25万円ぐらいまで上げたようなことがあったのですが、そこはどうなっていたのかな、ちょっとわかりませんので、お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 以前は、20万円以上が議決要件だったと思います。今現在は100万円以上ということで、議決要件としましては100万円以上、損害賠償については額に関係なく報告するというようになっております。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第3 議案第20号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第1号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤勤君） 日程第3、議案第20号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者(星健一君) それでは、議案書5ページをお開き願います。議案第20号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第1号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について)をご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び施行規則等の一部改正に伴い、町条例等を改正するものであります。その内容は、個人住民税における現行の控除対象配偶者を同一生計配偶者と定義を変更するほか、軽自動車税の見直しや居住用超高層建築物に係る課税の見直しなどのための税制上の措置を講ずることとしております。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表に沿ってご説明いたします。新旧対照表の1ページから2ページ上段の第33条第4項及び第33条第6項の所得割の課税標準につきましては、特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税方式を決定できる規定であります、文言の整理と所要の改正をするものであります。

2ページ中段の第34条の9、配当割額または株式等譲渡所得割の向上につきましては、本条例第33条改正に伴い、文言の整理など所要の改正をするものであります。

2ページ中段の第48条、法人の町民税の申告納付及び4ページ下段の第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定をしておりますが、文言の整理や条項のずれ等による所要の改正をするものであります。

5ページ下段から第61条、固定資産税の課税標準の第8項については、震災等の事由により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定であります、法律の改正等に伴い、所要の改正をするものであります。

6ページ中段の第61条の2、法第349条の3第28項の条例で定める割合については、法律の改正により新たに地域決定型地方税制特例措置の割合を定める規定を設けたものであります。

同じく中段の63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出については、居住用超高層建築物に係る課税の案分方法について、家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定しておりますが、法律の改正による根拠規定を整理するものであります。

7ページ上段の第68条の3、法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共同土地で、同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の案分の申し出から9ページ上段の第74条の2、被災住宅用地の申告については、被災市街地復興推進地域に定められた場合には震災等発生後4年度分に限り特例等の規定をしておりますが、法律の改正により文言の整理など所要の改正

をするものであります。

9 ページ上段からは、附則の改正となります。附則第 5 条、個人町民税の所得割の非課税の範囲等については、法律の改正による控除対象配偶者の定義変更で、控除対象配偶者から同一生計配偶者と名称を変更する所要の改正をするものであります。

次に、附則第 8 条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、肉用牛の売却による課税の特例について、適用期限を平成30年度から平成33年度まで3年間延長する改正内容であります。

附則第10条、読みかえ規定については、法律の改正に合わせて改正されるものであります。

10ページ上段の附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、法律の改正に伴い、我が町特例、いわゆる地域決定型地方税制特例措置の割合を定める規定を整理するものであります。

10ページ下段から14ページ上段までの附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましても、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するもので、法律の改正に伴う条項等のずれによるものであります。

14ページ中段からの附則第16条、軽自動車税の税率の特例の第3項については法律改正に伴い、文言の整理をし、第5項、第6項及び第7項については軽自動車税のグリーン化特例、税の軽減措置について、新車購入時のみの適用期限を平成29年3月31日を平成31年3月31日までの2年延長する規定を新たに追加するものであります。

15ページの附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例については、附則第16条の税率の適用を受けた軽自動車について、自動車製作者等の不正行為により起因し、納付不足分が発生した場合の賦課徴収の特例として、当該納付不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額を納める義務があることの規定を新たに追加するものであります。

16ページの附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例については、特定配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して町が課税方式を決定できる規定であります。法律の改正に伴い、文言の整理など所要の改正をするものであります。

16ページ下段の附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例については、優良住宅の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例については、法律の改正により適用期限を平成29年度から32年度までの3年間延長するものでございます。

17ページ下段の附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、特例適用配当等及び条約適用配当等に係る所得について適用された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して課税方式を決定できる規定であります。町の課税方式を決定できるようその明確化をするための改正をす

るものであります。

19ページ、平成26年に改正した下郷町税条例等の一部を改正する条例、附則第6条につきましては、先ほど説明しました附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備となります。

21ページの平成28年度に改正した下郷町税条例等の一部を改正する条例、附則第6条につきましては、法律の改正による附則第16条の表などの規定を整備する改正内容であります。

なお、本条例の施行期日につきましては議案書11ページと12ページに記載しておりますが、本条例は平成29年4月1日から施行となりますが、附則第6条の規定は公布の日、附則第5条第1項の改正規定並びに町民税の経過措置である改正後の附則第2条第2項は平成31年1月1日、附則第5条の規定は平成31年10月1日となるものであります。

以上、専決第1号についてご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ちょっとわからないから、みんな聞きたいのだけれども、そうもいれないから、説明の9ページで肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例、第8条、昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、こういうふうになってございまして、延長するということになってございしますが、33年度まで延長するということですが、28年度は肉用牛の売却どのぐらいになったのか、または今年あたりはどのぐらいになっているのか、これに課税の特例に当てはまるのはここ5年間ぐらいでどのぐらいだったのか、わかるならばひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。

その前に説明の8ページですが、被災住宅用地の申告と、こうありますけれども、下郷町にこれが該当するのがあるのかどうか。

それから、我々軽自動車に乗ってございしますので、お尋ねをしますが、説明の15ページの中に軽自動車の賦課徴収の特例というようなことが書かれておりますが、改正後は30年4月1日から31年3月31日まで延長したということですが、昨年あたりこれに該当するのはどのぐらいだったのか、今年は何のぐらいあったのか、金額もわかれば教えていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） まず、肉用牛の件でございましたが、大変申しわけございません。今資料を持ち合わせておりません。後ほどご回答申し上げたいと思います。

続きまして、被災地の町は該当するのかというお尋ねでございましたが、ちょっとこちらも資料は持ち合わせておりませんでした。後ほどあわせまして、ご回答申し上げます。

あと、軽自動車の特例に係る税制の免除の件でございますが、こちらの29年度分の現年分の課税免除については調査させていただきましたが、28年度はちょっと調査しておりませんでしたので、こちらの分も後ほどご回答申し上げたいと思います。

それで、29年4月現在におきます対象となります軽減車種についてご説明申し上げますが、減税対象となる車種は4タイプがございます。タイプごとに軽減額に台数を乗じてお知らせしたいと思います。軽4の貨物の自家用でございますが、こちら25%軽減でございますして、軽減額が1台当たり1,200円の台数が現在で3台該当でございます。1,200円の3台で3,600円が軽減でございます。続きまして、軽4貨物営業用が25%軽減がございまして、軽減額が1台当たり900円で、台数が1台ございまして、900円でございます。軽4乗用の自家用50%軽減の該当するものが現在6台ありまして、軽減額が5,400円で3万2,000円の軽減額でございます。軽4乗用の自家用で25%軽減がございまして、対象車種は25台、軽減額が2,700円でございますして、6万7,500円の軽減額でございます。合計35台ございまして、10万4,400円の軽減額でございます。

以上、ご説明いたします。

○議長（佐藤勤君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまの9ページに係ります肉用牛の売却というふうなお話でございました。資料につきましては、27年度の資料でございますけれども、肉用牛販売額が141万円を現在手持ちの資料では持っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ここで条例改正をしているのだから、この中のものはたとえどうであろうとある程度のを調べてこないと、我々何のための議会をやっているのだからわからなくなってしまうでしょう。ですから、やっぱりちゃんと調べてこの次からちゃんと出てきてください。

もう一つ、産業課長が申しあげました140万円、肉用牛のものをやっていた場合に私の知っている範囲内で3件から4件ございます。そうした場合に140万円を3で割った場合に50万円ぐらい肉用牛、それでは飯食っていけないと。それは27年度ですから、わかりませんが、28年度、29年度、くらいが間違っているのではないだろうか。1頭今子牛を売ったって80万円。それを低くして売り飛ばしているのです。そういうふうなことで140万円でもって1年間生活をしているということになれば、私は間違っているのではないだろうか、こう申し上げます。

税務課長、19ページ、附則。1つ聞きたいのは、3輪というものが軽自動車あるのかどうか。ここ3輪以上の軽自動車に対して。3輪というのは、ちょっと軽自動車では見たことない、3輪。

もう一つは、ここに3,900円、3,100円、6,900円、5,500円、ここの意味合いというもの、第82条の第2号アの(イ)、3,900円から3,100円、第82条の第2号アの(ウ)の(a)、6,900円から5,500円、1万800円から7,200円、これの我々軽自動車に乗っているものから、この辺、ここを詳しくちょっとお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） この表の内訳、ごめんなさい。その前に3輪車の既存の登録台数の件ですが、済みません、これも今資料を持ち合わせておりませんでしたので、大変恐縮でございます。後ほどご回答申し上げたいと思います。

あと、この19ページの附則第6条の表の見方でございますが、中欄が平成27年度までの内容でございました。右欄につきましては、平成26年度の中身でございました。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 9ページの肉用牛の売却について、先ほど説明不足でありましたので、もう一度説明させていただきたいと思いますが、27年度における売却ということで、3頭の子牛の売却が我々産業課で把握している事情でございます。その売却費が141万円でございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 税務課長、19ページの後ろのほう聞かないから、いいですが、19ページの第82条の第2号のアが3,900円、右側へくると3,100円、第82条の第2号のア（ウ）、6,900円から5,500円、（a）、1万800円が7,200円、第82条の第2号アの（ウ）、3,800円から3,000円、（b）の5,000円から4,000円、ここをちょっと、82条の第2号というのはこうこう、こういうわけで、これが3,900円ですよ、3,100円、ここの意味を言いながらここをお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 大変失礼しました。この左欄の第82条第2号ア（イ）という、こういった文言でございますが、これは上段から3輪車でございます。3輪自動車でございます。次の中ほどが、第82条第2号ア（ウ）は4輪乗用になっております。一番下段の82条第2号ア（ウ）でございますが、これは4輪の貨物自動車になってございます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） そうすると、ここ一番上のは3,900円というのは3輪、わかります。次の4輪乗用6,900円。次の1万800円は、これ何。それから、4輪の貨物が3,800円。次の5,000円というのは、これ何ですかということ。皆さん、わかりますか。ここもう一回。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） たびたび失礼いたしました。済みません。今左欄の一番上から3段目までをお話し申し上げましたが、中ほどの欄でございますが、3,900円

は3輪でございます。6,900円は、営業用の乗用でございます。1万800円が自家用の乗用でございます。下段の3,800円につきましては、営業用の貨物でございます。5,000円につきましては、自家用の貨物ございました。大変舌足らずでごめんなさい。申しわけございませんでした。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ここでわかりました。そうすると、これ3,900円から3,100円に、この右側に出たものは減額するということよろしいのか。これ右側。3,900円から3,100円、1万800円が7,200円、これはここに書かれているわけですから、改正後ですから、この右側に書かれているのは何なのか、これ。右側。

（何事か声あり）

○3番（室井亜男君） 身体障害者、いや、わからないですけれども、お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 今ほど質問いただきました件でございますが、中段が平成27年度の税額でございます。右欄につきましては、平成26年度の税額でございます。

（何事か声あり）

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 中……

（「中段が」の声あり）

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 平成27年度の税額、右欄の安いものは、安いほうと
いうか、これは26年度の税額でございました。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 暫時休憩いたします。（午前10時48分）

○議長（佐藤勤君） それでは、再開します。（午前11時16分）

お知らせします。議場内が大分気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

それでは、答弁を求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 3番議員の質問にお答えします。

まず初めに、9ページの肉用牛の件でございますが、肉用牛の売却所得の免除制度に捉える附則第8条の件でございますが、この制度につきましては1頭当たり100万円未満であれば年間の売却頭数が1,500頭まで所得税や住民税が免除されるという仕組みでございます。この件につきましては、28年度は下郷町では該当ありませんでした。

あと、19ページの附則第6条の件でございますが、これは平成26年度下郷町税条例等の一部を改正する条例について、今回地方税法等の改正に伴い、所要の改正をするわけでございますが、ここに書いてありますように改正前、改正後で、改正前でありますと一番左側に新条例第82条第2号アというふうに欄が1つになっております。それを今回

所要の整理をするということで、それぞれ第82条第2号アの(イ)、同じく(ウ)の(a)、同じく(ウ)の(b)というふうにして左側の欄に所要の改正をして整理をしたということで、先ほど税務課長から説明しましたように、一番上の中段の3,900円の欄が3輪車の部分、それで2段の6,900円というのが営業の軽乗用車、それで1万800円が自家用の乗用車、そして3,800円が営業用の軽4輪の貨物車、それで5,000円が自家用の4輪車というふうになって……

(「右側は何なの」の声あり)

○副町長(玉川一郎君) 右側が、これは改正前にも同じように3,900円、3,100円という欄があります。それで、これは26年度の税改正によって真ん中が27年から適用するものを軽乗用車のグリーン減税によりまして3,100円にしますよということで、今回はこの額については変わらない。軽自動車の区分を整理したということでご理解していただきたいと思えます。

あと、ページ戻りまして、8ページの被災市街地復興推進地域ということで、これは大災害とか、そういう災害を受けた市町村で住宅供給が金欠の事情になればこの法律によって税金の減額制度を今まで3年でしたが、4年にしますよという文言の整理でございまして、これについても下郷町では今現在指定を受けていないということになっております。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) 税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者(星健一君) 文言の訂正をさせていただきます。済みません。

先ほど私のご説明の中で、7ページの上段の新旧対照表です。上段の「63条の3」という条文を「83条」と読み違えましたので……

(何事か声あり)

○税務課長兼会計管理者(星健一君) 済みません。「68」と間違った件を「63条」に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) ただいま副町長がこの軽自動車の表について説明されましたが、私が先ほど、例規集あそこにあったので、確認したところ、副町長の説明とはちょっと違いまして、改正前の表もこのように83条第2号ア(イ)と、このようになっていたように思うのですが、この新旧対照表の改正前という表自体が例規集と若干、枠が1段、2段目あいていたりしてしまして、例規集の表とは違っているのです。そこら辺をもう一度ご確認していただきたいなと思えます。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長(玉川一郎君) 今ほど質問で、例規集で今現在は改正前の状態になっている。それで、今回皆様のご承認いただければ今度改正後の表になってくるということで、これは印刷のほうで手続していませんので、まだ新しいものにはなっていないということです。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 私も改正前の話、そこにある例規集は改正前の、つまりこれと同じものが載っているわけです。あそこからここに移ってきているわけですね、手続上は。確認しましたら、例規集に現在載ってあるこの改正前とされる表とは違うものがここに載っているのです。そう言っているのです。私がだから確認してくださいと言ったのです。どうですか。ちょっと確認していただませんか。私の見間違いではないと思うのですが。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（佐藤勤君） それでは、暫時休憩します。（午前11時25分）

○議長（佐藤勤君） 再開します。（午前11時28分）

答弁を求めます。

副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） 大変失礼しました。8番議員からご指摘ありましたように、この皆さんのお手元の新旧対照表には既に改正前はその区分が細分化されないで、新条例第82条第2号アという1項目しかなかったわけですが、先ほど私の説明では今回の改正に合わせて改正後のほうも細分化しまして、（イ）、（ウ）というふうにして細分化したということで説明申し上げましたが、今ご指摘のありましたように、例規集では既に細分化された状態になっておりまして、今回の改正については地方税法の改正によりまして、条文のほうの法律の改正に基づいて所要の改正ということで、この表については今までどおり、既になっておりましたので、この新旧対照表のほうが若干例規集と違っていたということで、大変申しわけありませんでしたが、説明は以上でございます。

（「どっちが正しいの」の声あり）

○副町長（玉川一郎君） この改正後が正しいようになります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 先ほど、またこれ、一覧表の関係ですけれども、3番目にある1万800円、この中身は4輪貨物自家用というふうに税務課長からご返答、説明があったのですけれども、副町長に言わせると4輪乗用自家用と、これどっちが本当ですか。答弁が違いますけれども。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 再度繰り返させていただきます。

1万800円でございますが、これは4輪乗用の自家用乗用の単価でございます。4輪乗用の自家用でございます。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） そうしますと、副町長が答弁した内容が正解で、あなたが言ったの

間違ったということですか。先ほど貨物と言ったのでしょうか、税務課長さん。どうでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） それでは、訂正させていただきます。

こちらの4輪乗用で自家用乗用の単価でございます。訂正いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第1号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第21号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第2号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）

日程第5 議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第3号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤勤君） この際、日程第4、議案第21号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）、日程第5、議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）の2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 続きます、議案書15ページをお開き願います。議案第21号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）をご説明申し上げます。

それでは、議案書16ページ、新旧対照表の24ページをお開き願います。新旧対照表によりご説明申し上げます。24ページ、第3条、過疎地域における課税免除につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、適用期限を平成29年3月31日を平成31年3月31日までの2年延長するものであります。

第4条、集積区域における課税免除につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、適用期限を平成29年3月31日を平成30年3月31日までの1年延長するものでございます。

続きます、25ページでございますが、25ページの第5条、産業振興施策促進区域における不均一課税につきましては、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限を平成29年3月31日を平成31年3月31日までの2年延長するものでございます。

なお、施行期日につきましては平成29年4月1日となるものでございます。

続きます、議案書17ページをお開き願います。議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）ご説明いたします。

新旧対照表の26ページをお開き願います。新旧対照表によりご説明させていただきます。26ページの第2条、課税免除につきましては、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、適用期限を平成29年3月31日を平成33年3月31日までの4年延長するものでございます。

なお、施行期日につきましては平成29年4月1日から施行となるものでございます。

以上、専決第2号、専決第3号につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これちょっと聞いてみたいのですが、これ条例改正の新旧対照表の24ページで過疎地域における課税免除ということになると、過疎地域というものは下郷町全部が過疎地域。過疎地域振興法という過疎債というものが適用なのが、下郷町、過疎債の指定を受けているわけですが、その過疎地域という下郷町全部の地域を指しているのか、または下郷町の過疎の地区だけが指されるのか。これ区域というものはどのようになっているのか、この1点だけひとつお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） 区域指定につきましては、全域を指定しております。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井重男君） この過疎地域のこういうふうな免除に対して、うちの町には該当するのがあるのかないのか。今後どのようになるのか、または復興産業集積区域というもの固定資産税の免除なんかもこういうふうなものが該当があるのかどうか、この2点だけひとつお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

税務課長、星健一君。

○税務課長兼会計管理者（星健一君） まず、ご質問の過疎地域における関係でございますが、これ課税免除されるわけでございますが、対象企業が株式会社コトブキ、そして暁精機株式会社の2社が対象とされております。

続きまして、復興特区における課税免除でございますが、AI TECHNOLOGY、以前のアレフでございます。それと、あと株式会社香精、この2社が適用されております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

これから議案第22号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤勤君） 日程第6、議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて（専

決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について) の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長(大竹義則君) それでは、議案第23号、専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げたいと思います。

議案書の20ページをお開きください。あわせて、新旧対照表の27ページをお開き願いたいと思います。この保険税の条例改正は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、第23条中の軽減対象を変更するものでございます。低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯平等割額において、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うものでございます。

新旧対照表により説明させていただきます。第23条関係でございますが、第2号は5割軽減対象世帯の軽減判定の算定において軽減判定基準額を計算する際、1人当たりの加算額を26万5,000円から5,000円引き上げて27万円にするものでございます。

第3号は、2割軽減対象世帯の軽減判定の算定においても計算する1人当たりの加算額を48万円から1万円引き上げて49万円にするものでございます。

本条例につきましては、法律の一部改正が平成29年3月31日公布、29年4月1日から施行改正内容のため、附則の施行期日が平成29年4月1日からの施行となります。

以上、専決第4号につきましては、地方自治法第179条第1項本文の規定により平成29年3月31日専決処分いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について) の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第5号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第7号））

- 議長（佐藤勤君） 日程第7、議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第7号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

- 議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星修二君。

- 参事兼総務課長（星修二君） それでは、議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第7号））についてでございますが、22ページをごらんください。既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,921万円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ46億9,916万3,000円とするものがございます。

初めに、25ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、これにつきましては先ほど報告第1号の繰越明許計算書についてでご説明させていただきましたが、総務費の地方創生推進交付金事業の110万円を減額するものがございます。

次に、歳入につきましては29ページをごらんください。29ページから31ページになりますが、初めに29ページになりますが、2款地方譲与税、1目地方揮発油譲与税で282万円から一番下の4款配当割交付金56万1,000円までは、交付額確定によります増額計上でございます。

次のページをごらんください。30ページになりますが、同じく5款株式等譲渡所得割交付金で53万8,000円から31ページの10款交通安全対策特別交付金3万2,000円までについても交付額確定によります増額計上でございます。

一番下になりますが、13款国庫支出金について、先ほどもお話ししました繰越明許費で説明いたしました繰越事業でありました地方創生推進交付金事業の補助金であります地方創生推進交付金50万円を減額するものがございます。

次のページ、32ページになりますが、歳出でございますが、2款総務費について、先ほど説明しました繰越事業であります地方創生推進交付金事業の委託料としまして、空き店舗活用調査研究事業委託料としまして、110万円を減額しております。

その下の8款土木費については、除雪委託料としまして、805万6,000円の増額計上となっております。

それらについて予備費で調整したものでございます。

以上、専決第5号の平成28年度の補正予算の説明をさせていただきました。よろしく

お願いいたします。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 1点だけちょっと聞いてみたいのですが、除雪委託料805万6,000円、この項目のところに道路橋梁費のところに書かれているのです、これ。これ橋梁費に入るのですか、除雪委託料というのは。道路橋梁費で、款のほう道路維持費。それは、どいうふうになっているかちょっと教えてください。

除雪委託料というものがここに出ていたのですが、28年度は除雪の委託料はどのくらい払ったのか、それだけ1点だけ教えてください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 款項目の話でございますが、予算上でございますが、8款土木費の2項の道路橋梁費の中の2目の道路維持費ということになっておりますので、この内容となります。

それから……28年度の予算ということによろしいですか。済みません。正確ではありませんが、3,600万円ほどだったと思います。当初予算4,000万円でありましたので、それを下回っております。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありますか。

（何事か声あり）

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 大変失礼いたしました。先ほど申し上げましたのが27年度の実績の内容でございました。28年度でございますが、今回の専決分を含めまして、また3月の第1回定例会におきまして2,200万円の増額をいただいておりますので、28年度は7,005万6,000円、これが実績の数字になっております。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成28年度下郷町一般会計補正予算（第7号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第 8 議案第 25 号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第 6 号 平成 28 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号))

○議長 (佐藤勤君) 日程第 8、議案第 25 号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第 6 号 平成 28 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)) の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長 (佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長 (大竹義則君) それでは、専決第 6 号 平成 28 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)) についてご説明を申し上げます。

34 ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 10 億 2,887 万 8,000 円とする内容のものでございます。

それでは、ご説明を申し上げたいと思います。40 ページをお開きください。歳入のほうからご説明いたします。3 款国庫支出金、1 目療養給付費等負担金におきまして、国において再算定をした結果 2,899 万 5,000 円の減額となり、総額で 1 億 4,733 万 5,000 円となります。

同じく 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金では、普通調整交付金の確定により 1,418 万 9,000 円の増額となります。

4 款療養給付費交付金におきましては、支払基金で再算定をした結果 188 万 5,000 円の減額となります。

6 款県支出金、1 目都道府県財政調整交付金におきましては、財政調整交付金の確定により 1,670 万 3,000 円の増額となり、総額 4,249 万円となります。

42 ページをお開きください。歳出につきましては、1 款総務費、4 項収納率向上特別対策事業費、1 目収納率向上特別対策事業費から 43 ページ、6 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金につきましては、財源内訳の補正であり、金額の補正はございません。

予備費でございますが、1 万 2,000 円を増額し、調整するものでございます。

以上、専決第 6 号につきましては地方自治法第 179 号第 1 項本文の規定により平成 29 年 3 月 31 日専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 (佐藤勤君) お知らせします。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力お願いいたします。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 平成28年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

それでは、ただいまより休憩をいたします。(午後 0時00分)

○議長(佐藤勤君) 再開いたします。(午後 1時00分)

日程第9 議案第26号 字の区域の変更について

○議長(佐藤勤君) 日程第9、議案第26号 字の区域の変更についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) 議案第26号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

字の区域の変更に関しましては、地方自治法の規定により議決要件とされておりまして、本案は倉檜、倉村、檜原地区における経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めました結果、字の区域を変更する必要が生じたことから、今回議案として提出をしたところでございます。

また、施行日については土地改良法により県知事による換地処分があった旨の公告があった日の翌日とするもので、変更箇所については45ページから48ページまでの別紙(変更調書)として記載してございます。

この45ページからの変更調書の内容でございますが、新大字、小字、さらには旧大字、小字、地番の順に記載しておりますが、1つ目の新小字の欄の字小林下に係る変更内容ですが、右側に行きまして、旧小字の欄の字明地においては、地番3864の一部、3866から3872までの各一部及びこれらの区域に接続する道路、水路である公有地の全部並びに3864から3866までの地先の道路である公有地の一部を、さらには、下段になりますけれ

ども、下段の字後原の地番3566に接続する道路、水路である公有地の一部を今回新たに新しく字小林下に変更するというものでございます。以下同様に旧小字の字小林下に関する地番については新たに字後原とするなど、今回の区域の変更は48ページまでの記載のとおりとなっております。

なお、議案第26号資料として皆様にお配りしております倉檜地区字界変更概略図で全体的なご説明をしますので、ご準備いただきたいと思っております。まず、字界変更概略図の右側の表をごらんになっていただきたいと思っております。変更後、変更前を一覧表にしたものでございますが、今回の県営事業による基盤整備によって変更前の①番、南会津郡下郷町大字豊成字明地から一番下、下段の㊸の字中丸までの35区域において字界の不整形が生じたことから、これを左側の表の変更後の欄にあります南会津郡下郷町大字豊成字小林下から最下段の字宮ノ前までの16字界に整理しまして、字の区域の変更を提案するものでございますので、よろしくご審議をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 今回の変更は、基盤整備に伴うものでございますが、今回の字界変更のことによって、農地とか水路等はわかるのですが、変更区域の中に宅地等があるかどうか。それで、宅地にかかわる住所が変更になる、そういうものが含まれているかどうか。あくまでも水路とか道路とか、土地改良にかかわる部分だけなのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） その前に1つ訂正をお願いします。

45ページの別紙変更調書を読み上げる際に①番の字明地につきまして、2段目になりますけれども、「区域に隣接する道路」を「接続する道路」というふうに読み上げました。さらには、同じように字宮原の「隣接」の部分も「接続」という言葉を使いました。正確には隣接する言葉でございます。さらには、字後原「3565」の地番を「3566」と読み上げましたので、訂正させていただきたいと思っております。

今ほどの議員の宅地に関する部分でございますが、あくまでも個々の土地改良、経営体育成基盤整備事業に係る用地の内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これの字の区域の変更するのだけれども、道路で何本ぐらいあるの、これ。きょう変更するの水路で何キロメートルあるのか。今までは、よく赤道、青道というものが県で管理して、五、六年前から町のほうに委託をして、町のほうで管理をしているということになるのですが、その赤道、青道というものに入るのかどうか、その2点だけお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） ただいまのご質問、道路、水路何キロかというふうなおただし
てでございますけれども、今回は字界の変更の議案の提出でございます。字界につきまし
ては、道路、水路を中心にして字界の変更を、区画が不正確なところをきっちりと整理
させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ということは、幾らかというようなキロ数というか、メーター数と
いうのがそれはわからないという意味ですか。それはおかしいでしょう。ここに図面ま
でちゃんと出ているのですから、例えば800メーターとか、1キロとか、このぐらいのこ
とは我々やっぱり知りたいなというのが私の率直な意見でございますが、もう一度お願
いします。赤道、青道はどうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 大変申しわけございません。道路に関しまして、あるいは田ん
ぼに関しましても合計の部分で259ヘクタールが最終処分になると。これからこれをご議
決いただきますと、様々な手続にのっとりまして、最終的に道路何キロ、何平米という
形が出てくるかと思ひますが、大変申しわけございません。そこまでの資料は、持ち合
わせておりません。ただ、今年度につきましての予定は1.6キロほど道路の舗装をする
というふうな予定までは承知しているところでございますので、ご理解をいただければと
思ひます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 字の区域の変更についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第27号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（佐藤勤君） 日程第10、議案第27号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定

についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 議案第27号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

今回の改正は、大川ふるさと公園内パークゴルフ場使用料の改正で、既存の平成25年度整備9ホールに続き、平成28年度整備9ホールの竣工に伴い、7月1日より合わせて18ホールの供用開始に伴う使用料の改正でございます。

議案書50ページと新旧対照表28ページをお願いいたします。改正前の使用料は、町民は無料、町民以外は200円プラスレンタル用具料は1日につき100円を加算しておりますが、改正後は町民は同じく無料、町民以外は500円、ただし中学生以下は半額の250円プラスレンタル用具料は1日200円を加算とする内容でございます。なお、金額の設定につきましては、下郷町を除く県内市町村13施設を参考にしての算出でございます。

以上、議案第27号の説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番(室井亜男君) 今回の値上げ、私は高いのではないだろうかという気がするのです。例えば13施設のをいろいろ参考にしたと言われるのですが、1つは今まで200円のものが結局500円、要するに倍以上上げたわけです。やっぱり上げるならば、私は倍だったら400円までというのが1つ。ということは、500円上げたら来なくていいと、あんたらは来るなど、こういうふうな意味合いにもとられかねないのかなと。例えば野球場は、町民以外は900円です。そうした場合に野球というのは9人でやるのです。そうすると、1人当たりに計算すると100円なのです。そういう計算をした場合に、確かに13施設で浜通りのほうは相当パークゴルフというのはやっていますので、そちらのほうを参考にしたのかなとは思いますが、私は上げるならば200円から上げて400円かなと。余りにも上げ過ぎて町民以外の者は来なくてもよろしいと、こういうふうな意味合いなのか。

もう一つは、去年の9ホールの延べのものを計算した場合にどのぐらいの町民以外の使用料があったのか、参考までに教えていただきたい。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) まず、昨年度の実績でございますが、町民以外は154名の実績でございます。男性が93名、女性が61名となっております。

それから、県内の施設の利用状況をご説明したいと思います。先ほど申し上げましたように、下郷町以外には13施設がございます。ちなみに、18ホールの施設でございます。

が、新地町が2カ所、やく草の森新地パークゴルフ場、鹿狼山パークゴルフ場で500円を使用料としております。また、近隣の泉崎村、これも18ホールで500円の設定ということで、500円を提案させていただきました。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 堤防が決壊したところの藤沼湖にもあると思うのですが、藤沼湖はどのぐらいの料金設定になっているか。再開をしたという話を聞いております。

それともう一つは、太陽の国の西郷村にパークゴルフがあるようにも、あれグラウンドだからちょっと私もわかりませんが、西郷村のあそこの太陽の国がパークゴルフならば、あったならば料金を教えていただきますようお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） それでは、藤沼湖自然公園、これは須賀川市にございます。これにつきましては、36ホールで、大人が520円の設定になっております。

隣の西郷村、太陽の国パークゴルフ場でございますが、私どものほうで調査しましたが、ここの内容については資料が得られませんでした。大変申しわけありませんでした。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 料金設定は、私は妥当だと思います。ただし、このパークゴルフ場を整備することによって町外のお客様がいらっしゃって、湯野上温泉等に宿泊してもらおうということも一つの目的だったと思います。ですから、この条例の規定のほかに別途町長が定めるというようなただし書き、例えば湯野上温泉に宿泊してプレーした場合、あるいは何々の大会という形で町外から選手がいらっしゃったとき、そういうときの特別措置といえますか、そういうものを別途定めているのかどうかお伺いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今ほどの減免措置の例でございますが、各種大会等におきましては減免措置をしている実態でございます。そのほか地元湯野上温泉の宿泊客の優遇でございますが、少しお待ちください……ただいま条例のほう確認いたしました。議員おっしゃるその他町長が認めることの減免する文言が存在しておりません。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） いろいろ各種大会に参加する場合の減免措置はあるということでございます。これいいことだと思います。ただし、湯野上温泉等に泊まってプレーをした場合の減免措置がないということでございますが、先ほども申しましたが、やはり18ホールできて町外のそういうプレーヤーを誘客するというのもこれから大きな目的の一つです。観光産業に携わる方からすれば、やはりそういうような行政主導をしてもらいたいという気持ちもおありになると思います。ですから、別途町長が特別認めるときというようにただし書きの規定、やはりこの条例の中に盛り込むべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 大変失礼いたしました。町公園条例第7条、町長は施設等の使用に当たり、公用または公益上特に必要があると認めるときは使用料の全部または一部を免除することができるとうたってありましたので、これを適用させることができると思います。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 今の別途の規定によりまして、今申し上げたとおりですけれども、町長、そういう形で観光誘客を図るということで、泊まった場合そういう減免措置をお考えになっているかどうか、町長。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今11番議員の言われるとおり、そのように対応することができます。以上です。

（「ちょっと質問でいいですか」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） あくまでもその場合は申請によって適用するというので、申請しなければ該当しないということですが、そこを使う、湯野上温泉に泊まって使う場合には、こういう申請すれば使用料ただになりますよということもやはり主導して入れるべきだと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 施設使用料の申請は、管理上今後教育委員会が窓口になって、用紙等がございますので、そこの一部にその文言等を記入するような形にしたいと思います。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号 下郷町公園条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第28号 消防ポンプ自動車購入契約について

○議長（佐藤勤君） 日程第11、議案第28号 消防ポンプ自動車購入契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長(大竹義則君) それでは、議案第28号 消防ポンプ自動車購入契約についてご説明を申し上げます。

議案書51ページをお開きいただきたいと思います。この消防ポンプ自動車につきましては、第3分団第1部湯野上班に配備するものでございます。湯野上班の現在の配備のポンプ車につきましては、平成9年3月の登録でございます。20年以上経過し、更新時期に来ていることから、今回更新をお願いするものです。

新たに納入する車種につきましては、トヨタダイナ4WD、寒冷地仕様、ディーゼルエンジン車になっております。去る5月25日、3社から成る指名競争入札の結果、会津若松市の会津消防用品株式会社、代表取締役、佐瀬良一が2,017万4,400円で落札いたしましたので、町と落札業者との間で本契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。納期につきましては、平成29年12月22日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番(湯田純朗君) この契約の相手の住所なのですからけれども、これヒノキと今申しましたよね。これヒバラじゃないですか。ヒバラマチじゃないですか。そこら辺ちょっと確認したいです。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長(大竹義則君) 住所につきましては、会津若松市ヒノキマチです。

○議長(佐藤勤君) 5番、湯田純朗君。

○5番(湯田純朗君) 間違いないですね。私は、ヒバラと聞いていますけれども。この字は間違いないのですけれども、読み方がヒバラだと思えますけれども。私の知るところでヒバラだと思えますけれども、間違ったらごめんなさい。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) 入札関係の取り扱いを総務課でしておりまして、この読みについては業者のほうに確認して、ヒノキマチということで確認しております。

○議長(佐藤勤君) 8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) このポンプ自動車ですが、トランスミッションはオートマチックでしょうか、マニュアルでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） マニュアル車でございます。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 役場の後ろに西東京市からもらってきた消防自動車があるのですが、そのときに気がついたのですが、最初から冬道のスタッドレスタイヤというものはめ、幾らもキロ数を乗らないからというようなことでスタッドレスタイヤを最初からつけているということ考えた場合に、これは普通のタイヤをつけ、さらにスタッドレスタイヤをつけているのか、両方つけていると、こういうふうに解釈してよろしいのか。これからやはり消防自動車をやる場合に幾らもキロ数は乗らない。冬に備えて最初からスタッドレスタイヤというようなことで対応するという方法も一つの方法なのかなど。予算的には少し安くなるかなど、こう思います。そういうようなことを考えた場合にこのタイヤを、8本というのか、スタッドレスと普通タイヤ両方買って入札に臨んでいるのかどうか、この1点だけお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 今のご質問でございますが、納入時期が冬場になることやオールシーズン冬場に合わせまして、スタッドレスのタイヤで納入していただくように契約をしております。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） そうすると、ホイール付きの普通タイヤは買わなかったということによろしいですね。

○議長（佐藤勤君） 町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） 契約の内容は、初めからスタッドレスだけで、普通タイヤは入っておりません。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 消防ポンプ自動車購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第29号 雪寒建設機械購入契約について

○議長（佐藤勤君） 日程第12、議案第29号 雪寒建設機械購入契約についての件を議題と

いたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 議案第29号について説明させていただきます。

上程させていただきました雪寒建設機械購入契約については、去る5月23日に5社による指名競争入札の結果、会津若松市町北町大字始字宮前91番地の1、コマツ福島株式会社会津支店、支店長、宮野義和が1,707万4,800円で落札いたしました。車種は、コマツ14トン級車輪式でございます。

現在落合、十文字、鶴ヶ池地区10路線、約18キロ区間を除雪しておりました日野7トンダンプトラック除雪車の更新に伴う導入でございます。日野7トンダンプトラックにつきましては、平成9年度購入で20年が経過しております。経年劣化により力不足が顕著で、電気系統やオイル漏れ等の基幹部における故障が頻発であり、本車両を更新することにより作業時間の短縮と効率化が期待されます。更新します機械につきましては、同じく落合、十文字、鶴ヶ池地区10路線、約18キロメートルの除雪に対応する予定でございます。納入期限は12月15日でございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) 除雪機械等で2,695万8,000円というふうに当初予算では上がっていますが、この除雪ドーザ、今回14トン級コマツの購入のほかに、ここにある当初予算の中でこのドーザ以外に今後何か購入する予定はあるのかお尋ねいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 新たな購入機種の手定はございません。

○議長(佐藤勤君) 8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) そうしますと、当初予算では除雪機械等とありましたが、今回入札に係る除雪ドーザのみの予算であったというふうに判断いたしますと、大分当初の見積もりと実際の購入価格との乖離がありますが、その件の説明をお願いいたします。

○議長(佐藤勤君) 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 予算につきましては、当初予算の編成時にメーカーより全国統一の価格での見積もり徴収となっております。ただ、入札執行につきましては各販売会社の見積額となっておりますので、その点で差異が生じております。

以上です。

○議長(佐藤勤君) 再々質問。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 何度も予算上に除雪ドーザというのは上がっていますので、私も理解しておりますが、この建設機械においてはメーカーによって14トン級とか、能力が同じものがないのです。今回コマツの14トン級という部分で、この能力が現在使っている更新が必要な機械よりも効率がいいという説明でございましたが、現在更新予定の機械というのはどこのメーカーで、どのぐらいの能力、何トン級の能力だったのか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 確認させていただきます。

更新した機種ということでよろしいですか。日野7トンドンプトラックの除雪車の更新でございます。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） これは、14トン級除雪ドーザということは、ロータリーではないんですか。排土板ですか。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） ロータリーではございません。排土板型です。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ契約はコマツ福島株式会社ですけれども、コマツ福島には自動車は売っていないでしょう。排土板とか、そういうのはついているのですが。ですから、どこかの例えば古いのは日野自動車にこれくっつけたということでしょうか。これ土台はどこのメーカーなのか。それまでは契約しないのか。コマツは、排土板だとか、そっちのほうだとか、こういうのはつけてるのだが、コマツでは自動車……

（何事か声あり）

○3番（室井亜男君） わかりませんが、お願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 議員申し上げたとおり、排土板のほうがコマツということになります。車両的に一式という形になりますので、ご理解願いたいと思います。

○3番（室井亜男君） どこでもいいということか。

○建設課長（渡部芳夫君） ただ、土台の車種は今現在確認の資料が手持ちにございません。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） ということは、コマツの排土板だとか何かということになるのだけれども、その自動車のメーカーというものの土台というものをお任せをするという、こういうふうな解釈でよろしいのか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 済みません。訂正させていただきます。

車体本体がコマツでございまして、排土板がその他のオプションの形ということになります。

以上です。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 雪寒建設機械購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第30号 下郷町公営住宅（1—3号棟）建設工事請負契約について

日程第14 議案第31号 下郷町公営住宅（1—4号棟）建設工事請負契約について

○議長（佐藤勤君） この際、日程第13、議案第30号 下郷町公営住宅（1—3号棟）建設工事請負契約について、日程第14、議案第31号 下郷町公営住宅（1—4号棟）建設工事請負契約についての2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 議案第30号について説明させていただきます。

上程させていただきました下郷町公営住宅（1—3号棟）建設工事請負契約につきましては、去る5月25日に4社による指名競争入札の結果、下郷町大字栄富字屋敷甲768番地、有限会社マルヨ建匠、代表取締役、渡部一が5,400万円で落札いたしました。

住宅規模でございますが、木造2階建てでございます。間取りにつきましては、1階が1LDK13.3畳、和室6畳1室、2階洋室で、6畳2室でございます。床面積につきましては、1階が50.72平方メートル、2階が28.98平方メートル、合計79.7平方メートルでございます。トイレにつきましては、合併浄化槽による水洗式でございます。

お手元に配付しております資料、議案第30号、31号の資料で、今回青色の塗り潰しの箇所でございます。建設は昭和54年、供用38年が経過し、老朽著しく、昭和56年度改正建築基準法に適用されておられませんので、今回の建てかえにより入居者の安全、安心な住居環境を急務に提供するものでございます。契約工期につきましては、平成30年3月

20日に竣工を予定しております。地方自治法第96条第1項第5項の規定により議決いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第31号について説明いたします。上程させていただきました下郷町公営住宅（1—4号棟）建設工事請負契約につきましては、去る5月25日に4社による指名競争入札の結果、下郷町大字栄富字下川原115番地、株式会社しもごう環境サービス、代表取締役、齋藤理が5,778万円で落札いたしました。

建物の内容でございますが、住宅規模、間取り、床面積、トイレにつきましては議案第30号と内容が全く同じでございます。

お手元に配付しております資料でございますが、右側の赤色の塗り潰しの箇所が今回の対象になっております。建設は同じく昭和54年、供用38年が経過し、老朽著しく、昭和56年度改正基準法に適用されておられません。今回の建てかえにより入居者の安心、安全な住居環境を急務に提供するものでございます。契約工期につきましては、同じく平成30年3月20日に竣工を予定しております。地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決いただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

訂正させていただきます。議案第31号のしもごう環境サービスの住所でございますが、「下郷町大字栄富」と申し上げましたが、「豊成字下川原」の間違いでございます。訂正させていただきます。

○議長（佐藤勤君） それでは、これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 1番の星輝夫でございますけれども、2点ほど質問させていただきます。

今回一応図面もらったのですけれども、立面図で外壁、鉄板サイディングなのか、モエンサイディングなのか、木材なのか。

あともう一点ですけれども、外部のサッシ、単板のサッシなのか、ペアサッシなのか、断熱サッシなのか。

この2点よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 外壁でございますが、木材となっております。

サッシでございますが、高気密の二重サッシということになっております。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） これどちらも同じようなものでしょうけれども、請負金額に差があるのはやむを得ないとして、予定額は一緒ですか、1つは。

それから、もう一点、これ4社と申しますのは5社では、いなかったのですか、いたのですか。大体普通5社でやるのですけれども、なぜ4社だったのか、そこら辺をお聞かせください。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今回2社の請負契約について、金額が400万円ほどの差がございます。これは、設計額について多少の違いがあるということでございます。その内容につきましては、1—4号棟につきましては縁石ブロックの設置等の数量の違い、または設備等で配電線の数量、ハンドホール等の2個の設置、引き込み開閉基盤をこちらの1—4号棟に計上しておりますので、設計金額は若干こちらのほうが上回っているということになっております。

指名4社につきましてでございますが、今回は2棟という発注内容でございましたので、まずは1棟目の4社は町内、わかりやすく言いますと、まずは大工さんですか、建設業の大工さんの4社を指名しております。次の4社でございますが、先ほども言いましたように、設備関係が若干上回っているということで、総合建設業の4社を指名しております。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 金額の違いはわかりましたけれども、多少の設備の違いで業者を分けるって、そんな難しい設備ですか、分けなければならないほどの。私の質問わからないですか。わかります。これ今課長さんから話ありました設備がついているとついていないのの差がありますと設計額が違うということで、それはわかりますけれども、それをつけたことによって1棟目、1—3の業者が入れないほど難しい設計ですか。施工ですか。お伺いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 内容的には、特に難しい中身ではないと思います。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 最後になりますけれども、それを分ける理由、何かあったのですか。

今申し上げた設備がついている、単なるそれだけで4つ、4つと分けなければならない理由は何か特にあったのですか。なければ8社でも5社でもよかったです。例えば1—4ができる業者だったら1—3だってできるはずですから、当然5社でやるのが本当ではないですか。普通ではないですか。建築組合に1棟やる、大きい1棟やってではなくて、やっぱり同じだから、同じテーブルに立ってやるのが、それが公平な入札ということではないですか。規模的にこの建築が難しいというならば特段別ですけども、同じ建物でしょう。ただ設備が違うだけで、そういうふうに2つに分けなければならない理由はあるのですか、それともどこか極端な話、ここの業者にとらせたいとか、そういうふうなこっちのお願いとか、そういう策略とか何かあったのですか。分けなければならない理由、何にもないと思うのですけれども。だから、初めから1—4をやる業者に全部、1—3も入札ませたほうがよかったですのではないですか。そこら辺の理由をお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 先ほど申し上げましたように、1—3につきましては純然たる

木造住宅ということで、町内建設業さんを4社ということで指名させていただきました。残りの1—4でございますが、特に難しい内容ではございませんが、設備工事がこちらに計上されているということで、総合建設業者を指名したということでございます。

○議長（佐藤勤君） この答弁をもちまして5番、湯田純朗君の4回ありますので、これで質疑を終わらせていただきます。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、湯田議員の質問と似たような部分になりますが、入札に係る部分で業者を指名する組織があると思いますが、そこではこの入札に参入させる条件等でなぜ建築業を1—3棟、建設業を1—4棟と分けた理由が述べられたのかどうかお尋ねします。

それから、あとはこの建設に当たりまして、駐車場まで附帯施設として入っていると思うのですが、現状の姫川住宅においては車庫証明がとれない状態だと理解していましたが、それがそういう理解でよろしいのか。

それから、この新設に当たりまして整備が進んだ住宅に関しましては、つまり1—3、1—4に関しましてはこの駐車場スペースがありますが、このスペースで車庫証明がとれるのかどうかお尋ねします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） まず、私のほうから車庫証明のほうを先に述べさせていただきます。

今回新築いたします公営住宅でございますが、1戸2台分の駐車場を確保しておりますので、車庫証明を出す予定になっております。

指名委員会での中身の話でございますが、先ほど湯田議員にも申し上げましたように、その内容に私は指名委員会、選考委員会の中で申し上げました。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、駐車場の件は理解いたしました。そうしますと、建設課長が指名委員会の中で1—3は建築業、1—4は建設業でやるべきだというふうに理解しているのか。建設課長の話、要望にのっとって指名委員会がそれを了承して業者をそれぞれ指名したのか確認いたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今ほど猪股議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） そうしますと、指名委員会というのは建設課長の意思のままに業者を選定できる委員会であるというふうに、この住宅建設に関してですね、そういう委員会だったということになりますが、今までの指名委員会の流れとは若干違うような気がするのですが、どうですか。これ建設課長がそこまで指名委員会に関しての権力があるのか、ちょっと私は初めての事例のような気がするのですが、どうですか。どなたか建

設課長以外に何かお願いします。

○議長（佐藤勤君） 副町長、玉川一郎君。

○副町長（玉川一郎君） ただいまの指名審査委員会の件でございますが、庁内に指名の審査委員会もあります。それで、その中で委員の中では、今建設課長が言われたように、建設課から今回の姫川住宅の建設工事についての内容を先ほど説明したように木造建築の部分と、あとは設備の入った木造建設ということで説明を受けておりまして、それを委員会の、合議制でありますので、委員の皆さんにお諮りしながら、委員会としての意向を示して、それを町長に進達するという仕組みになっておりまして、先ほど建設課長が言いましたような意見、建設課からは意見ありまして、最終的に審査委員会の中では皆さんと一緒に合議制の中でお諮りして町長に進達したという経過でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤勤君） この答弁をもちまして、質疑を終わらせていただきます。

11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） ご質問を申し上げます。

まず、この案件に入る前に当初予算では住宅建築費として3億600万何がしの予算計上してあると。当初は、4棟8戸ということでありましたが、これは国庫補助が52%ぐらいで、予定の半額しかつかなかったということのまずこれの説明が必要かなと思いました。

それから、この物件に関しまして設計、これ議会に係る金額ではありませんが、設計業者どこがやったのか。それで、どのようなコンテンツで、どのような住宅建築をするということの中で設計を委託されたのか。これだけの図面では、よく公営住宅の様式としてはどういうパターンなのかってわからないのですが、どこの設計業者に委託したのか。それで、委託した場合に8棟全部その設計は済んでいるのか。議案との関連ということでご答弁願いたいと思います。

それから、既存の住宅がありますから、それ解体工事が終わらないと入らないのですが、解体工事が終了したのかどうか。また、終わらないとすれば、いつごろ終わるのかどうか。

それから、先ほど来から指名の業者が建設業あるいは建築業ということであったのですが、建築業でも設備とか電気等の全てを建築業ができるわけではないのです。ですから、当然設備あるいは電気工事あるいは屋根とか、そういうものは外注、要するに委託で下請契約をするのだと思いますが、下請契約する場合に特定建設業の資格がなくてもいいのかどうか。

それから、今申し上げましたが、設備、電気とか排水関係といういろいろな形で業態が分かれるのですが、下郷のそういう電気屋さんあるいは設備屋さんという方がありますが、そういう人たちも今仕事がないということで大分苦労されているようですが、町長はそういった分離発注という形は考えなかったのかと。分離発注すれば設計が膨らみますから……

（何事か声あり）

○11番（佐藤盛雄君） ですから、その辺町長どうだったのでしょうか、お伺いいたします。
以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） まず、設計業者についてお答えいたします。

財団法人ふくしま市町村支援機構でございます。福島市でございます。

あと、8棟全部の設計かという質問でございますが、今回は4棟分の設計は済んでおりました。

それから、特定建設業者、いわゆるマル特の業者がよろしいのかということですが、今回の木造建築でございますので、特にその指定はございません。

それから、設計内容のコンテンツでございますが、住宅法で定められております最低居住水準の住宅というのを目標にしておりますので、今般の県内の市町村ほとんどがこの姫川住宅のタイプ型になっております。下郷町では、先に湯野上団地を整備しておりますが、パターンのにはあの内容になっております。

それから、解体工事でございますが、同じく5月28日に別途として解体工事を発注しております。工期といたしましては、5月29日から今年の7月31日まで、現場のほうは動いておりませんが、ただいま準備中でございます。

分離発注につきましては、今ほど申しあげました住宅の本体工事とあわせて解体工事及び基礎工の工事または設備の合併処理の浄化槽、これを分割しております。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 11番、佐藤盛雄君。

○11番（佐藤盛雄君） 分離発注しているということですが、そうすると合併浄化槽、もう今回発注になっているのですか。議会に係る要件ではないのですけれども、なっているのですね。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 合併浄化槽につきましても同じく契約済みでございます。金額700万ちょっとということですので、議決案件ではございませんが、契約工期として5月29日から来年の3月20日までということで、ただいま現場のほうで準備しております。

○議長（佐藤勤君） 11番議員、いかがですか。

○11番（佐藤盛雄君） 発言ではない。分離発注に関しては、町長は最初から考えなかったということでもいいですね。

（何事か声あり）

○議長（佐藤勤君） 質問ですか。

（「質問項目の中に町長の件で佐藤議員は入っていますけども、その件に関してはまだ答えが返っていないんじゃないですか」「議長、聞き逃したかもしれないですけど、町長が分離発注を考えていたか云々ということも質問の項目に入っていたはずなんです、佐藤議員の質問の中に。その明確なお答えがなかったのです、今ちよっ

とあったんじゃないですか」の声あり)

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れですね。

町長さん。

○11番（佐藤盛雄君） いいですか、議長。

○議長（佐藤勤君） はい。

○11番（佐藤盛雄君） 要するに今分離発注というのは解体と浄化槽、それと住宅の本体工事として分離発注という、そういう観点から分離発注と考えるのですが、私が申し上げたのは住宅の本体の中の設備あるいは電気工事、この関係で分離発注はしなかった、考えなかったというような質問でございましたので、それに対して答弁できればお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 今ほどのご質問でございしますが、本体の中身の設備ということだと思いますが、建物の中でまた別途の契約者が中に入るということで現場内が非常に煩雑するというので、その辺は一括ということで当初から考えておりました。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 先ほど建設課長、口がこもごも、こもごもはっきりしないようなのですが、解体工事は誰というか、幾らでとっているの、金額的に。

もう一つは、合併浄化槽を契約したということですが、何平米の大きい合併浄化槽だと思うのですが、どのぐらいの金額で契約をしてあるのか。その契約ぐらいの金額を契約しているなら教えてくれたっていいではないかと、こういうふうに解釈をします。

1つは、設計屋さんが福島市のほうで一応設計をしていられるということですが、設計だけではなく、設計監理、監督まで入っているのでしょうか。この点、例えば先ほど輝夫議員が言いましたように、外側は木造、サッシは二重と、こういうようなことを管理監督というようなこともこの設計の中身に入っている。この設計委託というものは、どのぐらいでやらせたのか、そのぐらいは教えていただきますようお願いを申し上げます。口が余りこもごも、こもごも教えられないみたいなこと言うから、聞きたい。そういうところは逆に聞きたいと、こういうようなことになるわけでございます。

あと、解体をした場合にそこには、古い建物の中にはまだ人は入っていないのか。どういうふうになっているのか。建物を建てる場合の最初のほうだと思うのですが、大成ガソリンスタンドの最初のほうだと思うのですが、全部でもって今幾ら入っているのか。その人たちをどういうふうに移転をして、こっちは入っていないのかどうかわかりませんが、ひとつよろしくどうか。その解体は、どのぐらいでとっているのか、それも少し教えていただきますようお願いいたします。余り口こもごも、こもごもこもっていないで、数字的に教えていただきます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 大変失礼いたしました。解体工事でございますが、株式会社渡部工務所が2,246万4,000円で契約しております。合併浄化槽につきましては、有限会社

小椋設備工業、723万6,000円で契約をしております。ちなみに、もう一件、くい基礎工事、これも別件で発注しております。これにつきましても株式会社渡部工務所、939万6,000円で契約しております。

それから、設計の委託でございますが、管理業務につきましては今後先ほど申し上げましたふくしま市町村支援機構、こちらのほうにお願いする予定になっております。

(何事か声あり)

○建設課長(渡部芳夫君) 予算、約ですが、2,500万円ほど予定しております。

○議長(佐藤勤君) 3番、室井亜男君。

○3番(室井亜男君) 最後になります、2つで1億円近くの数字もなるわけですが、これに先ほど11番さんが言われたとおり電気屋さんもあるし、水道屋さんもあるし、畳屋さんもあるし、全ての業者というものが下郷町に今下請というか、おるわけでございますので、全体的なこの建物の発注者に町として下請というか、電気だとか水道だとか畳だとか、そういうふうな全てのものなるべく下郷町に下請するように町のほうで指導をひとつお願いを申し上げまして、終わりにします。答弁があるならば、ひとつお願いします。

○議長(佐藤勤君) 答弁ありますか。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長(渡部芳夫君) 答弁漏れございました。今現在あの姫川団地でございますが、4棟分で9戸の入居がございます。今回の該当2棟分の方々につきましては、もう既に4名の方が同じ団地内に仮入居ということで引っ越しは済んでおります。

以上です。

○議長(佐藤勤君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 下郷町公営住宅(1—3号棟)建設工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 下郷町公営住宅(1—4号棟)建設工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
ただいまより休憩をいたします。（午後 2時18分）
-

- 議長（佐藤勤君） 再開します。（午後 2時30分）
-

日程第15 議案第32号 防災安全交付金（橋梁補修）工事請負契約について

- 議長（佐藤勤君） 日程第15、議案第32号 防災安全交付金（橋梁補修）工事請負契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

- 議長（佐藤勤君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

- 建設課長（渡部芳夫君） 議案第32号について説明させていただきます。

上程させていただきました防災安全交付金（橋梁補修）工事請負契約につきましては、去る5月15日に6社による指名競争入札の結果、下郷町大字高隣字下居平22番地の2、五十嵐建設株式会社、代表取締役、五十嵐博幸が8,424万円で落札いたしました。

事業名でございますが、防災安全交付金事業、補助率が58.3%、幅員6.3メートル、延長85.04メートル、14トン荷重の橋梁でございます。

内容でございますが、町道落合音金線、音金橋の上部工補修、床版主桁補強、排水装置、下部工、地覆、伸縮装置の各補修でございます。お手元に配付しております議案第32号の資料の中の赤色で塗り潰しております箇所でございます。架設は昭和50年、供用42年が経過し、老朽化が進行し、各部材に損傷が確認されております。下郷町橋梁長寿命化修繕計画に基づき補修を実施し、橋梁の延命化を図り、歩行者や通行車両の安全を図るものでございます。契約工期につきましては、平成29年12月15日に竣工を予定しております。地方自治法第96条第1項第5号の規定により議決いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

- 議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、湯田健二君。

- 9番（湯田健二君） 説明わかりましたけれども、1点だけお聞かせいただきたいのですが、その当時の橋梁はほとんど14トンだと思います。修繕工事ですので、これが完成した後は大体今ほとんど県は20トンですが、補修後にはやっぱり20トンクラスになるのでしょうか。それだけお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

- 建設課長（渡部芳夫君） 今ほどのご質問でございますが、調査の結果ただいま14トン荷

重でございますが、修繕の上20トン荷重になる予定でございます。

○議長（佐藤勤君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、財源についてお尋ねいたします。

防災安全交付金が58.3%入るということですが、そのほかの財源、出どころお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 補助財源につきましては、橋梁整備基金を充当しております。以上です。

○議長（佐藤勤君） 再質問。

猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） そうしますと、当初予算ではその他の財源というところから出るということで、それが橋梁の基金であるということで、ここでいう当初の一般財源からは出ないということによろしいのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） そのとおりでございます。

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これいつまでの期間だかわかりませんが、交通止めになるのですか。あそこに、橋渡ったところに砂利の採取もあるわけですが、なかなか交通止めにするのが容易ではないかなと思うのですが、交通止めにするのかしないのか。

もう一つは、そうするとダンプに砂利を積んだ場合にダンプの荷重だけでもって14トンぐらいになり、砂利を積んで今渡っているわけですが、これが完成して20トン。そうすると、今は重量制限であそこ通っているということに解釈してよろしいのか。課長、一言だけお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 交通止めになるかどうかの件でございますが、今現在は仮契約の状態でございますので、詳細なる施工計画書が示されておりません。ただ、こちら側としては片側通行で施工していただきたいというように考えております。

重量制限でございますが、室井議員おっしゃるとおり、今現在14トンでございますので、一部の車両についてはそのような形があるのかと思われれます。

以上です。

○議長（佐藤勤君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 防災安全交付金(橋梁補修)工事請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第1号)

日程第17 議案第34号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第35号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第36号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第37号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(佐藤勤君) この際、日程第16、議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第1号)、日程第17、議案第34号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第18、議案第35号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第19、議案第36号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第20、議案第37号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤勤君) 本案について議案の説明を求めます。

議案第33号につきましては総務課長、星修二君、議案第34号につきましては町民課長、大竹義則君、議案第35号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第36号及び議案第37号につきましては建設課長、渡部芳夫君、順次説明を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長(星修二君) それでは、56ページをお開きください。議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,533万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億9,533万5,000円とするものでございます。

初めに、歳入でございりますが、63ページになります。まず、13款国庫支出金、1目民生費国庫補助金の関係でございりますが、福祉、介護職員の処遇改善加算関係の補助金で

ございます。16万9,000円の増額計上でございます。これにつきましては、福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施に伴いますシステム改修費の補助金でございます。

次に、5目総務費国庫補助金の地方創生推進交付金1,955万6,000円の増額計上でございますが、これにつきましては地方創生推進交付金対象事業7件の補助金の合計でございます。

次に、7目労働費国庫補助金で、原子力災害対応雇用支援事業補助金で755万2,000円につきましては、歳出については既に当初予算の商工費の着地型ツーリズム推進事業委託料で予算計上されており、補助金については当時不確定でございましたので、予算計上しておらず、今回補助金の決定により予算を計上させていただいております。

その下の14款県支出金、2目民生費県補助金では、介護認定を受けていない高齢者を対象に健康づくりや介護予防を図るための事業に対しまして、地域包括システム構築推進補助金としまして、41万9,000円を増額計上しております。

一番下の17款繰入金でございますが、予算不足としまして、財政調整基金から3,000万円を繰り入れするものでございます。

次のページ、64ページになりますが、19款諸収入、6目雑入関係でございますが、まず道の駅浄化槽維持管理県負担金としまして、13万9,000円の増額計上でございます。これにつきましては、道の駅の浄化槽修繕に伴います県負担金修繕費の22%を負担するものでございます。次に、コミュニティ助成事業補助金で、湯野上地区の防犯灯整備にかかります補助金として250万円の増額計上となっております。一番下の道の駅水道管移設補償金として、工事費の全額500万円を増額計上しております。これにつきましては、南倉沢地区の国道289号線改良工事に伴います水道管の仮設管布設工事に伴う県補償金でございます。

次に、歳出につきましては65ページからになります。初めに、4月1日の人事異動に伴います給料、職員手当、共済費、一般退職手当、組合負担金等についての予算計上につきましては、説明を省かせていただきます。

初めに、66ページをごらんください。2款総務費、6目企画費の委託料で空き店舗活用調査研究事業委託料、本事業につきましては先ほどもお話ししました繰越明許関係でも説明いたしましたが、繰越事業として採択されなかったものですから、今回の新年度予算で改めて100万円を計上させていただきました。次に、湯野上地域整備事業実施支援業務委託料につきましては、露天風呂の調査研究、それからサイン計画に基づく案内看板等の詳細なデザイン等の委託料としまして、507万6,000円を計上しております。次に、景観形成事業基礎調査業務委託料としまして、453万6,000円の計上でございます。これにつきましては、今年度、来年度と2カ年をかけまして、町全体の景観計画を策定するものでございます。今年度は、計画策定の準備段階としまして、町内の景観の基礎調査、それから住民や関係団体への意識調査等のアンケート調査を実施する予定でございます。次に、観光ガイドスキルアップ事業業務委託料としまして、150万円の増額計上でございます。これにつきましては、インバウンド事業に対応した観光ガイドのスキルをアップ

するための研修等を実施するための委託料でございます。次に、多目的交流施設等設計業務委託料で2,200万円、これにつきましては、仮称でございますが、多目的交流施設の設計業務を委託するものでございます。合わせて3,411万2,000円の予算計上となっております。

その下の負担金補助及び交付金関係でございますが、先ほど歳入のときもお話ししましたが、コミュニティ助成補助金としまして、今回は湯野上の街路灯の整備事業で250万円を計上しております。次に、一番下になりますが、飲食サービス業等創業・持続化支援事業補助金としまして、200万円を計上させていただきました。本事業につきましては、飲食サービス業等の小規模事業者に対しまして、ソフト、ハード面両面からその一部を支援するものでございます。

飛びまして、68ページをごらんください。3款民生費、1目社会福祉総務費の繰出金では、国民健康保険特別会計における人件費の増によります53万9,000円を増額計上しております。

次に、3目老人福祉費の8節報償費で21万円でございますが、これは介護予防講師謝礼金、それから介護予防運動指導員の謝礼としまして、21万円を計上しております。その下の需用費につきましては15万1,000円の計上でございますが、パンフレット等の購入でございます。その下の備品購入関係では10万円でございますが、パソコンの購入を予定しております。一番下の繰出金、これにつきましては介護保険特別会計におきます人件費の減に伴い、70万6,000円を減額計上しております。

次のページ、69ページになりますが、3款民生費の6目障害者福祉費の委託料では、福祉、介護職員の処遇改善加算の取得促進特別支援事業実施に伴いますシステム改修委託料で17万円を予算計上しております。

次に、飛びまして、71ページになります。4款衛生費、1目の簡易水道費の繰出金につきましては、簡易水道特別会計における人件費の減により高料金対策分として151万5,000円の減額計上、それから町単独事業分としまして、檜原地区県道改良工事に伴う水道管移設工事費に1,220万円かかる県の補償金606万5,000円、これは簡水の特別会計のほうに上がっておりますが、これを除く町負担分としまして、613万5,000円を増額計上しております。

次に、6款農林水産業費、3目の農業振興費の道の駅修繕料で63万3,000円の増額計上でございます。これにつきましては、浄化槽の修繕料でございます。その下の道の駅給水仮設管布設工事で500万円、国道289号線の改良工事に伴う工事費でございますが、本工事につきましては先ほど歳入のときもお話ししましたが、県が全額補償することになっております。

その下の5目農地費の繰出金、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、大内処理施設の屋根改修工事費1,623万5,000円から人件費の減額分129万7,000円を引いた1,493万8,000円を増額計上しております。

次に、飛びまして、76ページになりますが、10款教育費、1目社会教育総務費の補助金で、集落集会施設等整備事業補助金としまして、枝松区の集会所施設の照明器具の改

修工事の補助金としまして、7万5,000円を増額計上し、予備費で調整しております。以上が主な内容となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 町民課長、大竹義則君。

○町民課長（大竹義則君） それでは、平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げたいと思います。

78ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ876万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億8,552万6,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正につきましては平成29年度の被保険者に係る所得が確定したため再算定をしたものでございまして、保険税の算出税率につきましては、今年に変更がなく、前年度と同様でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げたいと思います。87ページをお開きください。1款総務費でございますが、一般管理費につきましては人事異動に伴う増額でございます。なお、超過勤務手当につきましては、人事異動によりまして手当のない管理職職員から一般職員になったことや、平成30年度から県単位移行に伴う国保会計が県単位移行に伴いまして、新たな仕事量の増加などによりまして増となっております。13節委託料につきましては、183万6,000円の増額となっております。平成30年度国保運営の県単位移行に伴う保険証様式の統一化、高額療養費の該当回数通算のためのシステム改修が発生したためのものでございます。当初予算時期には示されなかったため、今回補正計上するものでございます。なお、このシステム改修費につきましては、全額国庫補助金で補填されることになっております。

2款保険給付費、1目一般被保険者療養給付費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては財源内訳の補正で、金額の補正はございません。

88ページをお開きください。同じく2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましても同様に財源内訳の補正となっております。金額の補正はございません。

7款共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金203万3,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業拠出金356万2,000円の減額となっております。これは、国保連合会の算定によるものでございます。共同事業拠出金の高額医療費共同事業拠出金につきましては、後ほど歳入で説明いたしますが、国及び県は町が拠出した額の4分の1を負担することになっております。

12款予備費でございますが、財源調整によりまして554万2,000円の減額補正となっております。

続いて、歳入について申し上げます。84ページにお戻りください。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、当初予算編成時には所得の推計によりまして、算定しておりました。平成28年度分の所得が確定し、本算定をした結果、世帯数、被保数の減少により438万4,000円の減額となります。

2目の退職被保険者等国民健康保険税におきましては、16万7,000円増額となります。当初見込みより軽減対象者が少なくなったためだと思われます。今回の算定によりまし

て、総額で減額補正となったものでございます。

3款国庫支出金、2目の高額医療費共同事業負担金50万9,000円の減額につきましては、連合会から通知のあった額で、先ほど申しましたが、国からの4分の1でございます。

同じく2項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金183万6,000円につきましては、歳出で説明いたしました、システム改修費用に対する補助金でございます。

4款療養給付費交付金677万8,000円の増額は、退職者の医療に係る療養給付費交付金ということで、支払基金から通知のあった額でございます。

5款前期高齢者交付金につきましても18万1,000円の増額でございますが、これも支払基金の算定によるものでございます。

6款県支出金、1目高額医療費共同事業負担金50万9,000円の減額につきましては、連合会から通知のあった額で、先ほどの国庫支出金と同様に、県からの4分の1でございます。

7款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金186万3,000円の減額、それから2目の保険財政共同安定化事業交付金1,099万8,000円の減額、これにつきましては連合会算定の見込み額でございます。

86ページをお開きください。9款繰入金でございます。まず、1目の一般会計繰入金の中で人件費分につきましては、人事異動によりまして53万9,000円の増額でございます。

以上が国民健康保険の補正の内容でございますが、この内容につきましては去る6月2日開催の第2回国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますので、申し添えます。

以上、説明を終わりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、89ページをお開きください。議案第35号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ70万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,326万9,000円とする内容でございます。

それでは、96ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費であります。これは職員の人事異動によりまして70万7,000円の減額計上となっております。

続きまして、5款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、同じく3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、職員手当の増によります増額計上でございます。

次に、95ページに戻っていただきまして、2の歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金及び4款支払基金交付金、1項支払基金交付金につきましては、歳出でご説明いたしました職員手当の増によります増額計上でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、70万6,000円の減額計上となっておりますが、これは職員の人事異動等によるものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算の内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勤君） 建設課長、渡部芳夫君。

○建設課長（渡部芳夫君） 98ページをお願いします。議案第36号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,068万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,542万2,000円といたします。

104ページをお願いします。歳入でございます。3款繰入金、1目の一般会計繰入金でございますが、462万円の計上となっております。内訳は、高料金対策分として151万5,000円の減、町単工事費分として613万5,000円、これにつきましては、先ほど総務課長が申しあげましたように、沢田地区の特老前十字路の県道高隣田島線の道路改良に伴う水道管移設の補償費となっております。

その下、6款県支出金、1節の県委託金606万5,000円を計上しております。これにつきましても県道高隣田島線の1,220万円分の工事費にかかわる耐用年数を減じた金額が県からの補償費として歳入となるものでございます。

105ページをお願いします。歳出でございます。1款簡易水道費、2、3、4、19節につきましては職員の配置がえによる人件費の減となっております。総額で151万5,000円の減額となっております。15節工事請負費でございますが、1,220万円、配水管移設工事、県道高隣田島線、沢田地区の特老前十字路の県道改良に伴います水道管移設工事でございます。内容につきましては、配水用ポリエチレン管、75ミリ管124.4メートル、200ミリ管が25メートルの移設の内容となっております。

106ページをお願いします。議案第37号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,493万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,345万6,000円といたします。

112ページをお願いします。歳入でございます。2款繰入金、1節一般会計繰入金1,493万8,000円でございます。

113ページをお願いします。歳出でございます。1款農業集落排水費、2、3、4、19節につきましては職員の配置がえに伴います人件費の減額、合わせて129万7,000円の減額となっております。15節工事請負費1,623万5,000円、これにつきましては今年3月16日の午後、大内地区農業集落排水施設の茅葺きの屋根西側の3分の2、約94平米が崩落しております。この茅葺き屋根をトタン屋根に改修する内容でございます。これにつきましては、5月の12日に大内地区での説明会で、おおむねの大内地区からの了解をいただいております。さらに、5月30日の伝建審につきましても了解をいただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 一般会計補正のほうをちょっと質問をさせていただきます。

ページ数でいうと66ページの委託料なのですが、湯野上地域整備事業実施支援業務委託についてなのですが、先ほど総務課長から露天風呂と看板等と言いましたが、これもう少し詳しく教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 小椋議員さんの質問でございますが、湯野上地域整備事業実施支援業務委託についてでございますが、まず多目的交流施設整備等の助言、指導、それから先ほどお話ししましたサイン設置につきましては基本計画で記入されておりますが、その細部について、看板の色、文字、それらの検討、それから湯野上駅前整備関係の調査、それから夫婦岩関係の展望デッキの整備等の調査、それから露天風呂の調査、それから会津鉄道の新駅も含めて駅舎のデザイン等の検討ということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありますか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） そうしますと、これは月曜日にいただきました湯野上地域整備基本計画に基づくもので、この下にちょっと多目的交流施設等の設計委託料とかもあるのですけれども、これも多分この湯野上地域整備基本計画に絡んでくると思うのですが、それの中の一つの委託料なののでしょうか。この湯野上地域整備基本計画に基づく中に入っている委託料なのか、ちょっとその辺の区分をはっきり教えていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 多目的交流施設等の設計委託につきましては、施設の基本設計、それから実施設計ということで、あくまでも施設のみの設計でございます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありますか。

再々質問。

○6番（小椋淑孝君） 今ほどの答えで多目的交流施設の設計委託というふうにおっしゃいましたが、2月の全員協議会でとりあえず説明がありましたよね。それで、まだ全体の基本計画は月曜日にもらったばかりなのですが、この辺は湯野上地域の皆さんとお話し合いを持たれたのか。この湯野上地域整備事業実施の業務委託に関しても、これ湯野上さんとある程度話をしていないとできない話ではないのかなと私思うのですが、この辺は月曜日にもらったばかりなのです。きょう木曜日です。この間に湯野上地域さんと話し合いを持ったのか、それともこれは勝手に町が進めているのか、その辺の回答をよろしくお願ひします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 先般の全員協議会の中で、基本計画のまだできる前の案ということでご説明させていただきました。今回の完成したものについては、内容的には

ほぼ変わっておりません。湯野上地区におきましては、議員の皆様にご説明した後に同じ資料で地区の皆様には説明をいたしました。ですから、今回この予算を議決いただきましたら、湯野上地区においてもこの基本計画の完成品によって説明をしたいと考えております。

○議長（佐藤勤君） これで質問を終わります。

動議について

（「議長」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 議長、予算の修正動議を提出いたします。

日程の順序を変更し、日程第16、議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第1号）を先に審議することを望みます。よろしくお取り計らいお願いします。

○議長（佐藤勤君） ただいま5番、湯田純朗君から修正の動議が提出されましたので、暫時休憩いたします。それで、議会運営委員会の皆様には一応集まっていたきたいと思います。

暫時休憩します。（午後 3時17分）

○議長（佐藤勤君） 再開いたします。（午後 4時08分）

ただいま修正動議が提出されましたが、原案に対する質疑を続行し、その後修正案の提出者の説明を求めます。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（何事か声あり）

○議長（佐藤勤君） 原案に対する質疑を行いますので、ほかにご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、質問させていただきます。

主にまず総務課長が給料等説明をされませんので、その件について質問いたします。当初予算には新採用等の人件費等は含まれていませんでしたでしょうかから、今回の補正でそういった新しく採用された人たちの人件費等も計上されたのではないかと思います。その分はどのぐらい計上されているのか。そして、今回計上されたのは本年度、29年度分の一般職員7名の人件費分、本年度分一括で計上されたのか、お尋ねします。

次に、議案書の66ページ、企画費の委託料の件についてお尋ねいたします。まず、湯野上地区に関する振興、基本計画の絡みでの予算がここに委託料として載っておりますが、湯野上のまず地域整備事業実施支援業務委託料ということで507万円ぐらいですか、とりましたということですが、この件に関しましては湯野上地域整備基本計画の概要書並びに今回議会中にいただきました基本計画に事業として載ってある部分が計上されているのかどうかをお尋ねいたします。

次に、多目的交流施設等設計委託料ということの件に関しまして、これは全協でもまずこの整備基本計画ができる前の段階で説明いただきましたが、3月までにできる予定

でなかったのかなと。それが今回訂正箇所があっただけで済んだという理由もありましたが、6月になっての基本計画書の完成、そして我々のもとに届いたということでございます。本来であれば成果品として3月中の契約ではなかったのかなと思いますが、こういった部分、なぜ3月中にできなかったのか。3月中にできておればもう少しいろんなお話がそれに基づいてできたのではないかと。今回6月補正、第1回補正にも出す以前に、もっと住民等にも説明も、町民等にも理解を深く説明できたのではないかと。突然この予算書、議案書とほぼ同じ時期に基本計画書が出てきたということで少し、湯野上地域に対しての活性化政策として我々重要であることはわかっておりますが、予算として計上するにはまだ十分議論がなされていなく、周知もなされていないのではないかと。湯野上地区で住民が参加した協議会等だけの意見が全てではないはずですが、湯野上地区だけに、今下郷町では活性化していただきたい地域というのがたくさんあります。それを町長は絞って湯野上地域のほうに、活性化のために基本計画をつくったわけですから、ほかの地域を犠牲とは言いませんが、湯野上を最優先で、とにかく下郷の底上げには湯野上からというような意味合いで進んできたのだと思いますが、他の地域が後回しになっておるわけですから、こういった部分は湯野上地区だけでなく、広く町民にやっぱり理解していただかなければならないのではないかと。ですから、こういった予算の計上等は、やはり町民に対して不親切ではないのかと。町長が自分の公約実現最優先で、町民に対する理解していただくための方策がまだまだ足りなかったのではないかと思います。

この設計委託料に2,200万円ということですが、その中身この基本計画を見ますと建物だけでありますね。それと、附帯として駐車場も含めてですか、駐車場は別個になっているのですか、ちょっとあれですけども、この2,200万円を委託すると。建物の機能もこの基本計画にある中での機能が発揮されるというか、その機能を持った建物になると思いますが、それでいいのかどうか。例えばこの基本計画書の中の43ページですか、整備内容ということで、建物710平米等から下の役場支所機能等と書いてありますが、等と書いてありますから、このほかにも機能をつけたものが調査設計費に含まれているのかどうか、お尋ねします。

それから、この建物を設計するに当たりまして、機能という面で収入の見込める機能を持った部分というのはどういうものなのか。

それから、まだできていませんが、必ず建物ができれば運営主体というものが必要になってきますが、設計してからでないと決められないというのであればそれまでですが、こういった地域の交流施設ということであれば、やはり運営主体も大体こういった団体に、町が直営でやるのか、施設管理を委託するのかなというような選択があるでしょうから、施設管理を委託するのであればこういった団体に施設管理を委託するのかまで決めているのかどうか。一番はやはり収入と支出という部分がありますので、建物というのを建てれば、運営するための経費、人件費を含め、さまざまな経費がかかるわけです。経年劣化というものもありますから、年数がたてば補修も当然必要になってきます。そういったものは自主財源等から賄う部分でございますので、そういった見込みをどのよ

うに考えているのか、運営経費に関してのご意見をお尋ねいたします。

それから、駅の話もありましたが、この基本計画によりますとホームができては駅舎等、ここには待合室というような意味合いで、2階というか、待合室の上が展望台になっている駅の待合室というものが含まれています。こういった部分を今回も、この設計委託の中に入っているのだらうと思いますが、これも入っているのかどうかお願いします。

それから、将来の駅舎を見越した場合、乗降客がどういった動線で動くのかというのが全然我々には説明ありませんでした。駅舎を建てるといのはまだ本当に未定のような形でしたが、こういった附帯施設で駅舎の待合室になるような施設が設計委託に入っているのであれば、やはり動線を考えたり、駅の乗降客用の駐車スペースをどうするかとか、そういった部分も今回の設計委託料に入っているのかどうかもお尋ねいたします。

さらに、この交流するための建物を運営するのに運営主体だけで運営できるのかというと、恐らくこの基本計画を読みますと地域の人たちの理解とともに運営していかなければならないと書いておりますが、果たして今のままで地域の人たちのご理解で運営していけるのかどうか大変不安でございますが、そういった地域の人たちのお手伝い等が今の段階で手伝いできるよというような雰囲気があるのかどうか、お尋ねします。

それと最後に、私も全員協議会のときに人材育成ということで、さまざまな交流施設での企画等、イベント等を立案するにはそういった人材が必要になってくると申しましたが、覚えておいででしょうか、ちょっとわかりませんが、そういった運営主体、ただ指定管理なら指定管理で、直営なら直営でこの交流施設を運営していくに当たって、企画力のある人、営業力のある人がいないとなかなか、この建物の維持管理、掃除、メンテナンスはできますが、人に来てもらうという部分は企画が大変大事であります。そういった面で、ただ指定管理でどこどこに委託するか、直営で役場職員がやるという方法ありますが、いずれにしてもこの建物の中で企画して、運営して、収益事業もあるのかないかわからないですけれども、そういったものをマネジメントも含めてやっていかなければならないわけです。そういった人材を確保しなければならないわけで、そうするとなかなかそういった人材を見つけることができるのか、育てることができるのか、大変不安であります。そういった面も含めまして、まだまだ話し合い等が必要にもかかわらず、補正予算で2,200万円というふうにぼんと上げられても、私としては大変疑問の多い未知の建物にしか思えないわけです。そういった面で今質問した項目、まだまだあるのですが、それ主なところでございますので、ご回答をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 私から職員の給与のことでご説明いたします。

今回の当初予算につきましては、当然新規採用も含めた人数で当初予算は組ませていただいております。今回人事異動等によりまして、人件費としましては一般会計、それから特会、それから臨時職も含めまして236万7,000円の増額になっております。一般会

計で573万4,000円、国保会計で12万9,000円、介護で70万4,000円の減、簡易水道で151万5,000円の減、農業集落排水で129万7,000円の減、臨時職で2万円の増ということになっております。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

（何事か声あり）

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） まず、基本計画の関係でございますが、なぜ基本計画が今までおくれてしまったのかというご質問でございますが、当然3月中の工期でございます。一旦上げていただきまして、それから若干宮城大学と調整しながら作成してきたわけですが、その後も調整が続いたということもありまして、若干おくれてしまったということでございます。

それから、収益関係でございますが、今現在、基本計画にもありますが、多目的ホールの使用料とか、あと若干の軽食、それから露店の販売、物産の販売等が収益として上げられるのかなと感じております。

それから、施設の管理ということでございますが、今ほど猪股議員さんおっしゃったとおり、町が直営でやるか、それとも指定管理者に委託をするかというような内容になるかと思えます。

それから、駅的设计については、今回の2,200万円の中には直接入っておりません。基本計画にもありますとおり、多目的交流施設の工事の概算額が約2億2,000万円ということで、その10%ということで概算で2,200万円を上げさせていただいております。

それから、駅からの動線でございますが、駅のホームをおりましたらまずその施設のほうに入っていくような経路で考えております。

それから、人材育成、企画ということで、これは議員ご指摘のとおり、私もそのとおりだと思います。運営する人材の育成は、これは必要だと考えております。

以上でご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありますか。

○8番（猪股謙喜君） 話し合い等の件は、やはりこれは総務課長、どなたも回答なかったのですが、どうですか。私の質問の中にも話し合いとか、そういった面……。

○議長（佐藤勤君） では、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変詳しくご質問いただいてありがとうございます。今、総務課長もお話ししましたけれども、話し合いの関係につきましては、湯野上の地域の整備、基本計画を計画するに当たっては、過去に、平成4年の3月に湯野上温泉地域開発推進協議会が発足されまして、湯野上温泉地域の開発計画の策定をいたしました。それから、平成11年度には、ほのぼの湯の道整備事業、街路灯、植栽等を実施しておりました。そして、平成26年4月に、宮城大学、兵庫県立大学、それから下郷町とその協定締結をしたところでございます。それは、クライנגルテンを拠点とした地域活性化について、下郷町と連携した活動に取り組んだ経過もありまして、そんな関係から湯野上温泉の開発関係の

基本計画について、宮城大学との協定を結んだ中で進めてきたわけです。そして、それを進めるに当たって、調査、視察をしたり、そして平成27年6月には地方創生の交付金を利用して進めてきたところがございますが、地域の説明につきましては、平成27年の7月に地域振興推進協議会を設立させていただいて、行政区、財産区、湯野上温泉開発の株式会社、観光協会などから成る32名で構成して、第1回の湯野上地域整備基本構想に関する意見交換も行ってきたところです。その経過、26年から27年、28年ということでこれ地方創生の交付金事業で進めてきたわけでございますが、地域の話し合いはまだ十分ではないわけでございますが、そうした経過も踏まえながら今後この予算を可決していただいて、そして十分なまた地域との話し合いをしていくというのが私の考えでございます。

それから、猪股議員がおっしゃるように、収入の部分の考え方どうなのだというところでございますが、湯野上は温泉地でございますから、入湯税が当然入ってまいります。29年度の予算につきましても621万5,000円ほど予算計上されていますが、それは約4万人ぐらいの宿泊者、利用者だということだと思いますが、やはり地域の振興を図る意味でどうしても湯野上温泉の宿泊者数を多くすることが、やっぱり下郷町にとっても一番重要な観光振興であると私は考えております。そういうことで、宿泊者あるいは温泉を利用することでその入湯税が多くきて、そして運営、管理の経費に充てていくことが一番いいのではないかと私の考えでございます。

また、町が直営するのか、管理委託をするのかということにつきましては、さまざまな外部団体もございますし、そのところについては今後完成する前に当たってやはり検討をし、十分に管理体制ができるようにして進めていくのが当然だと私は思っております。とりあえず今の施設については江川地区にどうしても、そういう施設があれば、パークゴルフ場の大会をしても、監督会議も主将会議もできるような場所、あるいはパーティーができるようなところ、そして郷土芸能も見学することもできるというような施設がぜひ必要ではないかと私は思っております。

また、駅の関係ですと、ホームから駅舎に通じるものについては、今の展望台的なもの、高齢者の時代ですから、やはりホームから駅舎の待合室というか、あるいはそういう建物にはスムーズに行けるエレベーター式のようなものをつくることによって階段を登らないで済むのではないかと、動線についてはそのように考えております。

それから、交流の運営主体についての理解ですが、これからは交流を主体とした町の行政の中の一番大きな振興策でございます。それが定住につながっていけばと私は考えておりますので、その運営主体もそれを考えながらやっていくと。

そして、人材の育成も、やはり一挙に人材を育成することはなかなか難しいわけですが、まずは管理かなということになってきますと、今の老人センターにおいて行政の江川出張所があるわけでございますが、やっぱり保育所と江川出張所を兼務することは保育所の運営に当たって大変やはりスムーズにいかない。やはり管理体制をしっかりとっていくということで分けていけばと思っておりますし、社会福祉協議会にあそこを委託しているわけですから、そういう面では十分に管理者を置くことも可能であると私は思っ

おりますし、人材育成はやはり時間をかけてやっていくことが必要である。それから、他の地域もやっぱり振興策は必要であろうと、私は十分にそれはわかっております。今までは役場を中心にして、ふれあいセンターとか、コミュニティーセンターとかということで一番行政の中でも中心になってきたわけでございます。国道289号線が開通して、そしてこのような地域になった。すばらしい地域になってきている。これを一層振興策を打ち出すには、観光振興が一番大切であると私は当初から考えているところでございますので、その辺をご理解いただいて今回の予算を決定していただければと、こう思っているところでございます。何とぞ説明と資料が遅くなってしまったことについては真摯に受けとめて、反省しながら皆様のご理解をいただけるようにひとつお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 再質問ありますか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 再質問いたします。ありがとうございました。

人件費等は私のあれで、当初予算に入っていたということでは理解いたしました。

それで、総務課長さんが答弁なされた中と町長の頭の中での考えたものが、今発言で駅舎の件で、町長はエレベーター付きの駅舎ですか、バリアフリー化ということで。そういうことなのですか。エレベーターというお話がありましたが、それは多目的交流施設の中にエレベーターつくるのか、駅舎としての部分に、展望台としての部分にエレベーターをつくるのか、まずその点です。

それと、総務課長が展望台は今回設計委託料に入っていないという答弁でしたよね。展望台は入っていないという答弁でしたが、本当に入っていないのかということこれも質問の一つになってしまうのです。そうすると、私の質問の回数がまた1つ減ってしまうのですよ、困ったことに。ただ、これ駅舎の待合室の部分、展望台の部分も1回で、やらないということでもいいのですね。これは、総務課長は展望台は設計委託料に入っていないという答弁だったように思いますし、町長は展望台はホームからの動線を考えてのエレベーターをつけるという答弁だったと思いますが、そこいら辺、質問回数減ってしまいますけれども、もう一回ちょっと確かめなければならないので、質問します。

町長が過去湯野上に対していろんな思いがあったのは、町長の発言で平成4年当時、11年当時のお話から始まりまして、恐らく国体の件で会議室等の云々というのも考えなければならなかったというのは以前もお話聞きましたので、それは理解しております。平成4年というと企画観光課の時代ですか。平成11年だと、これは建設課長の時代ですか。そういう時代のときにそれぞれ役場職員として思ったことを今実現させているのだろうということですが、クラインガルテン等のお話もしましたが、今クラインガルテンの現状を見ますと空き室が多くて困っているというような状態で、将来補修がだんだん迫ってくるという状態になっています。これで多目的施設も10年、15年たてば当然補修、リニューアル必要になってきます。そういった部分も町長が、入湯税がこれとどんどん上がるのだという見込みでございます。果たして入湯税だけで管理運営、人件

費出るのかなというのと、私は入湯税を全て多目的交流施設に使ってしまうというのはちょっと、もっと湯野上の観光資源だけでない、湯野上地区のほかにも、入湯税としては一般会計に全部入ってしまいますから、入湯税が幾ら上がったかという計算はできますが、それがどこに行ったかという直接の使い道はできないのが予算上しようがないですけども、600万円入ったらば600万円の額を地区に出したよということはあるのですが、それが1,000万円になったりという、なかなかこの交流事業だけでそこまでいくのかなというのが大変心配なのです。

それから、役場機能として、この多目的交流施設にも行政の機能をつくるのだというお話でしたが、ということは住民票の交付とか、そういった書類の交付、税金の納付等も、そういった機能も持たせるのか、誰がそういった部分を請け負うのか、そういったものは役場職員でなくても発行業務はできるのかどうか、お尋ねします。

それと、老人センターの件で社協の話が出ましたが、社協がこういった多目的交流施設の管理の一つに数えられるのか、社協という名前が出てびっくりしたのですが、ただ社協の流れというのは、老人センターで江川出張所と保育所の管理者が両方管理しなければならないから、これは分けたほうがいいでしょうという意味合いで、流れで社協が出たので、社協の頭が出てきたというのは管理者の中にひとつ社協も入っているから頭の中から口にぽっと出てきたのかなというので、これは入っているのかどうか確認します。江川出張所の機能という面で、ですからこういった面でこの多目的交流施設でやるのかどうかというのを詳しく説明お願いいたします。

それと、あとは収入の面で、総務課長がホールの使用料、軽食、多分湯めぐり券と言われている部分の発行の手数料か何かなのでしょうね、これ温泉めぐり等という意味合いの収入源がありましたので。こういったのは手数料収入なりで、食事なんかも原価も人件費もありますから、そこから利益を出すといってもよほどの人数がここの軽食で食べていただかないと恐らく人件費分は出ないのではないのかなと。ホールの使用料も、幾らで貸すのかというのは全然未定です。こういったものに貸すのか、これも企画も誰も立てるものがないので、未定です。ですから、本当に収入は恐らくそこからとれるだろうということで、幾ら上がるかという部分が全然未定なのです。役場の仕事ですから、幾ら上がるから、これはもうかるからやるといったらば民間にやってもらったほうがいいですから、だから役場でやるのでしょけれども、ですからそういったすごく計画的に建物、交流施設ありきで進んで、後づけでどんどん、どんどん進んでいるというような意味合いもあるようなふうに見受けられるのです。そういった部分でここで見切り発車というようなことを認めるわけにはなかなかいかないのかなと。もう少しよく説明の場を設けてやったほうがいいのではないかなと思うのです。どうですか。入湯税が現在600万円入ってくるこの交流施設で、もっと湯野上全体で入湯税が上がってくるから、そういった入湯税をこういった交流施設につぎ込めば管理運営費等は賄えるのだよというような意味合いにとれましたが、そういう意味合いでよろしいのかどうか、お尋ねします。

あと、会議等の件で、これはパークゴルフ場大会開く、役員会開くのこういった多

目的ホールが都合がいいということですが、大会が年に何回開かれて、この施設が、このホールが、会議室が何回満タンになるのかと。食事会を開くのだと、何回食事会開けるのだと、そういうのであれば、既存の施設なり、そういった150人集まるような民間の施設等で借り上げてやってもらったほうがよほど経費節減に、余計なお金はかからないのではないかなと。私この構想を見ましたらば、駅の待合室と足湯と駐車場だけでいいのではないかなと思うのです。あとはそういった補助金を抜いた実質一般財源と入湯税等だけでやれば、現状の観光業、観光に対する今までやってきたものプラスそれを強化したり、プラスしたソフト事業の展開のほうが、こういった箱物をつくるよりはよほど湯野上温泉なり下郷の観光のためになると思いますのですが、どうでしょう。こういった建物ではなくて、そういった主体事業、ソフト事業のほうにもっと力を入れてこういったものは控えたほうがいいのではないかなと思うのです。逆に観光としての予算がこちらのほうに食われてしまうような可能性もあるわけですね、運営経費として。入湯税をここに入れるということは、今まで使われていた入湯税がほかに、こっちに行ってしまうわけですから。それだけ見ても、なかなか観光の予算自体は変わらなくても中身が交流施設の維持管理費に食われてしまうという心配があるのですが、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変貴重なご意見ありがとうございます。

エレベーターと駅の関係ですが、あくまでも総務課長言ったのは多目的交流施設のことだけでお話ししたと思います。私は駅舎を含めたホームと、そして多目的施設に変えたのではなくて、そうした場合に施設の附属施設ですから、それを言っている話だ。動線としてどうとれているのだということだからそれを言った。だから、エレベーターを必要とするか、あるいは階段で登らせるかということは、これ今後の実施設計の中でプロポーザルとか何かの方式でやることもできますから、そういうことについては高齢化時代を迎えるならばそういう方式でやると。だから、総務課の課長と考え方、説明方はちょっと違っていましたけれども、そういうことでご理解願いたいと思います。

それから、公共施設につきましては、下郷町ばかりではなくて、他の町村についても公共施設をつくれれば必ず管理経費がかかります。ですから、私はその中でこの多目的施設をつくった場合には湯野上というのは温泉地でありますから、入湯税をそこにもらうわけですから、その入湯税は目的税でございますから、そこに入れても、支出をして出してもそれは差し支えないではないかと、こう解釈するわけですが、以前やはり湯野上地区の繁栄は1,000万円以上の入湯税があったわけでございます。ですから、それをやはりもとに戻すべくやっぱり計画をして、そして入湯税の収入を上げていくということが必要ではないかということでございます。

それから、今大事でございますが、湯野上地域、湯野上バイパスの構想が、今度は構想ではなくて、これ実質着工するような新聞記事も載っていますので、そうしたときには湯野上はどうするのかと。あるいは、県道下郷本郷線が開通した場合にどうなるの

かというところを想定されますと湯野上地域に、やっぱりそこに残しておくべき大切なものが何なのか、あるいはここに来てもらうことはどうなのか、どうすればいいのか、宿泊してもらう、足湯にも入ってもらう、露天風呂にも入ってもらうというのどうすればいいのかということを考えれば、完成する前にやっぱりその準備だけはしていかななくてはならないと私は考えているわけです。施設の管理運営についてはいろんな方法がございますので、これから十分に協議することによっていい解決策ができるのではないかと私は思っています。ぜひともご理解をいただいて、そしてご議決いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤勤君） 間もなく午後5時、本会議終了の時間となりますが、このまま会議時間を延長し、会議を続行したいと思ひます。ご協力をお願ひいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

（「総務課長、さっき設計委託の中にその展望台入っているのかどうかという確認のお答えは」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） この展望施設というのは、基本計画の39ページごらんいただきたいと思うのですが、この施設と一体の展望の話でありまして、これは当然含まれると。先ほど私申し上げましたのは、駅舎の分は入っていないとお答えしたと思うのですが。

○議長（佐藤勤君） よろしいですか。再々質問はありませんか。

○8番（猪股謙喜君） この多目的ホールに移管する役場機能の中身の部分。

○議長（佐藤勤君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 質問の回答抜けました。それは江川出張所をここの施設できたときに多目的のところに、そこに移すことも可能であるということは私が答弁の中で言ったわけでございまして、いろんな行政の配置については、今の江川出張所をその場所に移すとか、その場に置けるとかということもこれからの検討の課題だと思います。それはそういうふうに理解していただきたいと。ここに移すのだということではなくて、機能がそこに移ることによって充実したものができるかもしれないし、あと今現在ある施設も老朽化もしているし、そうしたらどのようにするかということも検討していかななくてはならないということでございます。ご理解願ひます。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

この基本計画書の43ページに、今回概算事業費ということで、この中に整備内容として役場支所機能等と書いてありましたし、町長も保育所、老人センターの件の絡みで分離したほうがいいということも絡めての質問だったわけですが、本当にここでいう役場支所機能というものを設けるかどうかというのはまだ未定であるというようなお答えだ

ったと思うのですが、そういった将来役場機能をこの施設に移すという腹づもりが少しでもあるならば、設計の段階であらかじめそういったスペースを考えないとなかなか後づけとなると工事費もかさんだりなんなりしますし、今考えていない、検討しているという段階であれば、やるかやらないかというのは設計依頼する前にもうびしと決めておかないと余計後で無駄なお金になるのではないのかなと大変心配しますが、そういった役場支所機能という部分は今回設計委託の中に入れるのか、入れないのか、まずそこをお尋ねします。

それから、入湯税ひとところ1,000万円、これは会津鉄道開業と秘湯ブームというものが重なったときに、爆発的に入れ込み客が来ての入湯税収だったのではないかなと私は記憶しているのですが、1,000万円というのは確かに事実ですから、申しようのない事実です。それだけお風呂に入ってくれたお客さんが来たわけです。ただ、この施設等設計委託もあれですし、これから建物を建てるとなると数億円かけて建てるようになるわけです。それから、附帯施設として駐車場等も。それから、調査費で上がっていましたけれども、もしかしたら露天風呂等もつくれる可能性を探るといって調査費も出ていますね。そういった施設込みだと、10億円まではいかないでしょうけれども、数億円を投資して年間1,000万円の入湯税を目指すということですか。そういう計算になってしまいますよね。そうであれば、やはり今までやったように観光ソフト事業で、観光キャラバンだとか、そういった部分でソフトのほうに投資したほうが集客等を見込めるような気がするのです。数億円かけて1,000万円売り上げ目標というのは、多分私が知らない商売やってもできそうな気がします、変な言い方ですけども。入湯税1,000万円というのは、その裏を返せば湯野上の宿泊施設に9,000円とか1万円の泊まり賃の中の入湯税ですから、入湯税以外の落ちるお金というのがあるのはわかります。ただ、町に入ってくるのは入湯税であり、所得税であり、町税でありという部分でございます。数億円かけての施設の運営費1,000万円を目指すという事業は、なかなか私にとっては理解してくださいといっても理解できないですね、今の説明では。そういった部分でやはりこの多目的交流施設等の調査委託料というのは、なかなか難しい委託料であると思います。その設計委託の中に役場支所機能を含んだ部分があるのか。

それから、総務課長の答弁で、駅舎の部分は入っていないと、展望台の部分だけだよということは、この計画書にある1階部分の待合室、機械室というのは入っていないくて、この展望スペースというキノコ型のスペースだけが設計委託に入るということでしょうか。そうですね、この図面を見ますと。そういうことになりますよね。それもお願いします。これは本当確認なので、質問したことに対する確認で今回数が減ってしまって残念なのですが、しょうがないです。そういった面で最後の質問2件、お答えよろしく願いいたします。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

総務課長、星修二君。

○参事兼総務課長（星修二君） 展望室と待合室の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、新駅についてはこれから調査、検討するというところでございます。あくま

でも今回は展望だけという、展望施設のみが今回の設計に入っているということでございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） その出張所、大変ありがたいご意見でございました。出張所関係については、今後設計の中身で、いろいろ地域の人だとか、そういう人を入れてやりますから、そのときに機能移転だとか、これはあくまでも町として決めていってやることですから、皆さんの意見も聞かなければならない。地域のことも聞かなければならない。たまたま保育所と、それから江川出張所を兼務しているの、そういうことのないように保育所は保育所の形でやってもらうと。だから、江川出張所の機能は江川出張所の機能で、ではあそこに置くべきなのか、ここに置くべきなのかというのは今後相談しますけれども、設計の中身にはそういうスペースも含んで入れておきたいと。

地域の振興、湯野上の温泉の振興はもちろんですが、私は全体的に下郷町の振興を考えているわけですが、やっぱり資源を活用したところでやはり湯野上の温泉地を活性化するためにはどのような方法がいいのかということなので、入湯税を投入するとかでなく、入湯税をも含めてそれを支出していかなければならないし、ソフト事業については十分にやっているつもりですが、まだまだ足りない面もございますので、その辺は十分に今後とも予算の計上もしていかななくてはならないと。しかし、入湯税の入ってきたものについては、そういう施設管理についてもできると思いますので、そのような発言、答弁をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁漏れはございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤勤君） では、ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今の8番議員に関連しているかもしれませんが、この計画書でいうと町長、設計の予算書上がっているのですよね、委託設計。今年は2,200万円で今8番議員が言ったように、観光案内所機能、役場機能、出張所機能も入るということですけれども、入るか入らないかわからないというふうな、まだはっきり決まっていなのに設計委託料だけはちゃんと上がっていると、これ見ますと。例えばそうだったらばという例えば、いろいろとした捉え方あるというのは、あくまでも入れると決めてから設計委託料が積算されるのではないですか、私が思うには。入れるか入れないかわからないのに設計委託料を積算したって、それはいいかげんな設計委託料になってしまうのではないですか。実際入札するとどのぐらいでおりるかわかりませんが。

それから、今年設計委託料には入っていませんけれども、次の足湯などは今現在あれわけですよ、駅前。それが非常ににぎわいを見ているからといって駅周辺につくって、そこにつくって、また同じ柳の下にドジョウが2匹果たしてなるのかどうかと。それで、今現在の足湯、旧湯野上の出張所ですか、三立土建さんの前にあります。あの中

の状況、町長どういう状況か知っていますか。アオモがいっぱい生えて、掃除は地域の方やって大変なのです。余計なこと1つ加えますと、中山風穴の観光地に上がるところにアジサイを植えても、ひなたのところは何とか生育いいのです。それ以外は草ですよ。あそこにつくった、何年につくったかわかりませんが、掃除するの大変だと言っていました。それで、あそこに上がる湯はぬるいと。道路を横断して上がっているの、ぬるいということで、ある民宿の業者が言っていました、経営者が。

あと、ここの計画に書いてありますように、皆さんがこういうのやっってくださいということであればいいのですけれども、私聞くとところによると、ただ役場がつくってくれるのだから別に構わないではないかと、こういうのは賛成ではないのです。役場を出して集落負担がないからいいではないかと、こういう話なのです。

もう一つ余計なこと言いますけれども、これも聞いた話ですから定かではございませんが、その湯野上温泉構想を考えた何か委員会ですか、ちょっと反対的な意見を言うと次に案内状来ないと、会議の。ですから、何回も私には、私は顔出していないのでわからないと言う人もいるし、現に例えば町長が構想を練っているこれからインバウンドでどんどん人が入ってくるということを見込んでやっているのでしょうけれども、果たしてインバウンドで、外国人もちろんですけども、あのリバティー関係も、今若松から浅草までの乗車券が38。何%売り上げが上がったといっても、果たしてそれが湯野上へ反映されるのかということをお心配しているのです。現に今、これもはっきりしたことではないですけども、現に老舗の旅館がもう休業状態になったという話も聞いております。

今、民宿、旅館の経営者は、あと10年したらどれぐらいの年齢になるのですか。そういうこと考えると、そしてもう一つ、国道の121号バイパスがもう始まっていますね、実際に。そうすると、その道路がメインになって湯野上温泉のあの国道121号が果たして車の量的にどうなるのかなど。私が思うには、物づくりよりも、むしろ今いろいろ民宿、旅館とか、そういうので一番心配なのは、そちらに道路ができてここ通らなくなってしまうということで、むしろそういうPRを町で担ってほしいということを心の中にあるのではないかなと私は考えていますけれども、いかがでしょうか。

それから、この計画書3月ということで、先週の議会開会の後ですか、配付されましたけれども、中身が間違っていたり、大学の先生がつくったのに、スタッフもいっぱい優秀なのいるわけですから、こんな数字的な単純な間違い起こしたり。

あと、飲食機能、飲食販売、物販の機能ということで、これも入るのしょうけれども、今の湯野上温泉の中にある、湯野上の茅葺きの屋根の中では、あそこだけではだめなのですか。観光協会事務局みたいな案内も、役場で1つは案内やっているわけですよ、大きな窓口になって。湯野上温泉駅の中でも各駅でやっているわけですよ、会津鉄道を通じたり、野岩鉄道を通じたりして。そのPRだけで足りないのですか。あえてその観光案内の場所をつくらなければならない何かがあるのですか。私は、それが理解できません。いずれにしても、この問題は、先生がつくったのは、やっぱり地域の協力がなくてはだめだと、理解がなくてはだめだというふうに書いたのです。私は憶測で物を申し

上げるわけではありませんが、旅館、民宿を営む方が半分ぐらい私は反対ではないかなと。私は実は親戚もいますので、確認したら、役場がただでつくってくれるのだものといって、何も反対することないべというのが多かったとかという話も聞いているのです。

町長の公約だからといって急いで、急ぎ足の仕事をしなくても私はいいのではないかと思います。もう少し時間をかけて、そしていろんなことを考えて、江川出張所も老人センターも古いから、それも含めてどうするのだということを、構想を練ってからでも間に合うのではないかと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問に対してお答えしたいと思います。

湯野上の旧江川出張所あったところの足湯などについては、当時1,000万円の補助を出して湯野上地区の人たちが施設をつくったと思っておりますので、今後ともその管理についてというか、そういうものも指導していきたいと思っております。

それから、インバウンドだけで湯野上の振興に結びつくのかと。全体的に交流人口を増やすということが大前提でございますので、その辺は地域の人たちと協力して宿泊者が増えるようにやっていければと、こう思っています。

それから、121号線というか、湯野上バイパスが完成する前に、やはりこういう施設というか、集客施設をつくることによって湯野上の振興が図られると、こう思っています。

あと、基本計画の中身もいろいろな計画が入っていますけれども、当然観光PRも含んで、それから駅機能も含み、そして観光客も地域の人でも利用できるということのほうは私はより一層の効果が上がってくると思っています。そんなことから、構想から予算計上しておりますので、ぜひともご理解いただいて、そして地域の振興、湯野上の振興になっていけばと、こう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。大丈夫ですか。全部終わり。

では、再質問はありますか。

○5番（湯田純朗君） 町長のお考えがわかるような、私理解しないわけではありません。

ただ、ここにもあるように、町民の幅広い理解が必要であると、こういうふうに書いてあるのです、この中に。わかるでしょう。それがやっぱり地域整備に対する湯野上地域の機運を高めていけると。これ機運高まってもいけないですよ、私が言うには。

やっぱりあともう一つ、先ほど足湯の件で、今度つくるやつは多分朝から晩まで職員がいるのでしょから、足湯に藻が生えたりはしないでしょうけれども、今の湯野上の温泉駅にある脇の足湯、夏場は2日ぐらいで藻が、虫がいっぱい湧くのです。大変らしいですよ、掃除が。冬場は三、四日くらいもつか、5日くらいもつかということなのですけれども、それで集落の人が当番でやっているわけです。ところが、夜に入っている人がいますので、抜けないと。いつも誰がでは足湯を抜くかと。タクシーの運転手さん

がいつも最後に帰るとき抜いていつているのです。そういう状態なのです。いつもにぎやかに入っているのわかりますけれども、だからといって湯野上温泉の駅のこちらへつくってそこでもなるかという、私さっき言ったのは柳の下にドジョウ2匹が果たしてなるのかなというふうに、むしろ私はそこに、今の場所に計画的な駅をつくるのであるよりも、むしろ大坂屋の向かいにちょっと用地あるわけです。あそこなら一番わかるのではないですか、温泉街と。あそこら辺の皆さんは、どうせつくるのならそこにつくってくれという人の声も何人かいます。私湯野上行ってたまに民宿に行って酒飲みやったりしますけれども、そういう声聞くのです。

では、もう一度申し上げます。民宿、旅館の経営者は、半分ぐらいは、どうせやるのならやっぱりどんどん、どんどん、大内だってバイパスできれば人が減るかもしれません。そっちが心配なのです。ですから、町で何とかその面でPRにもっと何とかお願いできないかなと、そっちのほうが大事だと、こういうことを言っているのです。

あと、この設計にはないでしょうけれども、例えばもとの旧母子センターのあの近辺に駐車場をつくるというふうな話もありますけれども、大型バスが通れるような道路をつくるという話もありますけれども、計画になっているのでしょうかけれども、例えばそれ先走った話、質問しますけれども、あそこへ大型バス来たって大型バス1台泊まれる旅館、ホテルないのですよ、正直言って。みんな分宿になってしまうのです。分宿は別に国体ではないのですけれども、そうした場合にそんな果たして大きな道が必要なのか、広い道が必要なのかということも言っているのです、実際に湯野上温泉の中は皆狭い道ですから。だから、そこに駐車場をつくとわかりますけれども、そんなでかいバス入ったって旅館には絶対20名から30名しか泊まれないのにそんな道が必要なのかどうかということも、それも私の疑問です。やっぱり町長もう少し時間をかけて、私もろ手上げて反対というわけではないのです。ただ、時間をかけて、将来をかけて、江川出張所のことも考えて、かけているんなもの含めて総合的にやってもらえるのなら私は別に反対というふうな意思是、物によっては違いますけれども、やっぱりもう少し時間かけて、これだけ金かけるのならやっぱり時間かけてやっていただきたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、ご説明、答弁したいと思います。民宿、旅館の方も必要ではないかと言っているということですが、あくまでもこの基本構想から基本計画、そして設計に至るまでは振興協議会を通して、そして説明も何回もしています。通知も出して説明会もしているわけですが、その辺は了解してください。だから、地域の説明が怠っていたということはないと思いますから、その辺は誤解しないでいただきたいと思ひますし、これからも地域の理解を得ながら、そして設計にもプロポーザルで地域の人たちも入っていただいて決定するというような方法も考えておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、この計画に当たっては国の地方創生交付金事業を取り入れて、そして次の

ステップには補助金事業を入れながらやっていくということでございます。それは引き続きやっていくことが交付金事業の採択にはなりやすいと、こう思っております。いずれにしても、このチャンスを逃すわけにはいかないと。地域の振興、町の振興、そして資源を生かした振興策は、やっぱりやっていかななくてはならないという私の考えでございます。いろいろ管理の仕方あるいは収入はどのようになるのかとか、ご心配はございます。また、地域との話し合いも不十分ではないかと、こう言われると、まだまだそういう面はありますけれども、この協議会を含めて、そして行政あるいは会社あるいは財産区の皆様と話し合っ、そして実施設計のプロポーザルとかそこに入っていてやることも私は考えておりますので、ぜひとも私の答弁足らずだと思いますけれども、予算の議決をお願いしたいと、こう思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 再々質問ありますか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今のこれ押し問答になってしまいますけれども、町長の最後に、このチャンスをというの、どのチャンスなのでしょう。どこかデータがありましたら教えてください。この機会を逃してはならないということを今おっしゃっていましたが、その機会とはどういうデータに基づいてその機会をと言っているか、それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤勤君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） その1点だけで申し上げますと、地方創生交付金が平成26年度の補正予算でいただいた、補正予算で。そして、27年の繰り越しでやってきた。また、27年の補正予算で。そして、いよいよこの本番に入ってきて、地方創生の事業が3年目になるのですね、27、28、29と。こういうことで、これを一旦切れてしまうとこの次の事業は、例えば計画に入れているサイン計画だとか、あるいは露天風呂のことだとか、いろんな事業に進むことができなのです。ですから、ここを、チャンスを逃してはいけないという言葉になったわけでございます。ですから、そこをご理解いただければ、地方創生の交付金でやってきたと、3年間。またこれからもつけていただいて、そして湯野上の振興策あるいは町の振興策につなげていきたい。当然観光のソフト事業も入っていますので、そんなところをご理解いただければなと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） これで5番、湯田純朗君の質疑を終わります。

ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで質疑を終わります。

湯田純朗君、猪股謙喜君からお手元に配りました修正の動議が提出されています。

この動議は、地方自治法第115条の3の規定により成立しております。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今いろいろ質疑ありましたがけれども、私、観光産業の振興による地域活性化は地方創生の一つ、町長の言うことも私わからないわけではありません。特に多目的交流施設、通称温泉会館。近年、先ほどちょっと申し上げましたけれども、外国人がいっぱい増えているのです。でも、それが総体的に産業インフラの乏しい地方部、特に山間地域において、地域の自然や文化、観光資源等を利用することで海外からの消費を獲得することが可能な観光産業に期待が集まっているのは、これは自然の流れでございます。しかし、町長、あなたの公約でもあります多目的交流施設、通称温泉会館ですか、期待に応えることが可能でしょうか。そもそも日本標準産業分類には、観光産業という区分はない。存在しないのです。観光庁が今訪日外国人客を東京オリンピックに向けて2,000万か3,000万と期待をしておりますが、必ずしも右上がりではないのです。データを見ますと、昨年来たのは、福島県は、全国的に外国人が来たのは35位なのですよ、ランキング。特に東北とか、山形が一番なのです、山形、青森、秋田。

町民が本当に欲しいものは何かと。湯野上地域の温泉関係者、宿泊関係者が本当に欲しいものは何だと思えますか。国からの補助金で物をつくり、道路を整備し、民間事業者に発注するとお金が回っていく。役場は、補助金もらって、つくって、民間に発注する、その一方が潤うのです。さらに、駅前商店街活性化で補助金もらったり、道路を整備し、町並みを直したりして、これまた民間事業にお金が回るのです。

しかし、下郷に住む者が本当に欲しいものってどんなものでしょうか。それは、例えば湯野上温泉にとっても利益を生むサイクルなのですよ、金を使ったら金が回ってくるという。先ほど申し上げた補助金もらって、物をつくって、建設業者に発注する、それ金回ってこないのです。それは、農業、商業、観光にかかわらず、全員が私は農業振興も全てそうですけども、みんなが期待していると思うのですよ、そういうことを。利益が地域経済を循環して、さらなる利益を生むというのがサイクルなのです。それが利益サイクルなのです。そこが私たちの多分誰もが思う、皆さん期待するところではないですか。

町長が今やろうとしておるのは、利益を考慮していません。これも地方自治体ですから、利益を追求しないのはいたし方ありません。行政が利益を追求すべきではないことと、行政は利益を考慮していないことは全く別物です。政策を打ち立てる行政が利益を考慮しないという計画は、往々にして政策を立てる際に、1つ目は民間の意見を聞く、審議委員会をつくる。メンバーは、例えば地元でいうと商工会、農協、役場の職員と、そういうような町内在住の学識経験者ということになるわけです。したがって、いつも同じメンバーばかりなのですよ、何やっても。会議の中に何が出てくるかと私が想像するには、商店街の活性化、湯野上温泉の活性化、農業の活性化、さらには商店街の誘客、観光客の誘客などの大変勇ましい文句は出るのですよ、立派な言葉が。しかし、肝心の利益を生むサイクルの話は一切出てこないと思います、私は。そういうことに、非常にそういう知識を持たない、大変悪い表現ですけども、素人の集団が考えた結果、このような計画になるのではないかなと私は考えております。初めからやるのであれば、プロポーザルによる計画を立案したほうがまだよかったのかなと私は考えております。

ただいま申し上げた理由で議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算に対する修正動議の提案理由といたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤勤君） これから修正案に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） まず、この文章、地方自治法第115条の3及びこの会議規則というのは、下郷町会議規則第17条の規定により別紙の修正を加えるというのが正しいと私は思います。人間、間違いあるから。ということで、わかりましたか。これ町の規則か。どこの規則でいいの。下郷町の会議規則第17条2というの、これ下郷町の会議規則なのだよ。動議成立に云々なんていう修正文、町のここにあるのだよ、これ。町の会議規則あるの。その中にちゃんとうたってあるのだ。ところが、ここには2つというのがない。

ということで、確かに私もこの湯野上の関係については若干違和感もございます。しかしながら、やはり私が当選したのは去年でございまして、その以前のことは知りませんが、もう走ってきているというのが事実なのです。それを見た場合に、まず今国では、この間大内の地区が出てきました。地元の力で、大内はこうやっているのだと、こういう例が全国にあるのだということで、公明党の井上議員が、例があるのか、これありますよということで総理大臣は、安倍さんは言っているわけです。そういう中で、地方で今は疲弊していると。これはどこも、北海道、九州も同じなのです。そういう中で、やはりもとはには戻らないけれども、少しでもとめなくてはならないというのが今の自民党施策の主眼なのです。その政権政党がそれでやっているのです。

そういう中で、今やはり我々考えなくてはならないのは、それは当然我々議員が当選するときにも公約というのがあります。白岩でいえば、あの坂、健二何とかしなければだめだと、みんなそうやって言われてきているのです。町長は公約もなく、何もなくて出るばかりもないです、我々も。そういう中で、やはりそれに一步でも近づけるとというのが、我々が汗かくのが我々の役目なのではないか。

そういう中で、今もう時限立法と同じなのですよ、この地方創生。そういう中で、今まで26年からやっているわけですから、それを今になってやめるということについては、これは全ての問題で補助金を返すということが問題になりますよ。ですから、国の出どころはまず国一本なのですから、こういう中で今どこの町村も大変なのです。坂下も私知っていますから、当然しゃべってきました。もう県内で一番赤字なのだ。でも、庁舎やらなくちゃならないと言っています。これで負けたら俺はもう諦めるということで……

（「これ間違っているんじゃないか。討論でないぞ。質疑だぞ」の声あり）

○9番（湯田健二君） そういう中で、金が今返せばあととはできないと。ですから、そういう中ですから、ぜひお願いしたいと思います。私はそう思います。ですから、この文面は、端折りましたが、どこから出た文面ですか、2つというのは。

○議長（佐藤勤君） 5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） これは、自治法の115条の3及び会議規則17条、自治法でこれ間違い

ありません。間違いございません。

(何事か声あり)

○5番(湯田純朗君) そうです。市議員関係は17条でも、町は17条2です。よく調べておいてください。

(何事か声あり)

○5番(湯田純朗君) そうですよ、会議規則ですから。ここに出ているのです。地方議会と書いているのです。

○議長(佐藤勤君) 9番、湯田健二君。

○9番(湯田健二君) 町の先輩の方が積み上げてきた下郷町の議会会議規則があるのです。昭和51年、平成25年3月21日改正。その中に修正の動議ってあるのです。第2章には、議案及び動議とあるのです。この中で、この当然115条の3というのはわかります。それが町では17条の2っていうのがないのです。会議規則町で、今まで先輩方とやってきたやつ。町の会議規則第17条。この上の地方自治法は大丈夫ですよ、115条の3と。ただ、この会議規則というのは下郷町でやっているものが、出しているのは問題ない。ただ、この2という2項が出ていますから、これの国で出している規則でやっているのか、ではこれは要らないのかということを知っている。

(何事か声あり)

○議長(佐藤勤君) では、暫時休憩します。(午後 5時33分)

○議長(佐藤勤君) では、再開いたします。(午後 5時38分)

5番、湯田純朗君。

○5番(湯田純朗君) 先ほど9番議員から指摘がありましたとおり、大変申しわけありません。不備がありまして、17条の2を、これ「下郷町会議規則第17条の規定により」ということで、「第2項」を削除してください。

それから、お配りしてある資料の予算の中で、11ページで、企画費の中の上から3の湯野上地域整備事業実施支援業務委託料、これ507万6,000円、これと多目的交流施設等設計委託料、合わせて2,707万6,000円の減額ということで、私のほうで歳出のほうで見ています。その部分も削除をしてください。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長(佐藤勤君) さて、ほかに修正案に対するご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者となります。

○8番(猪股謙喜君) いや、議長、最初の一言が、「原案反対者」と言うべきの部分を議長は「原案賛成者」……

○議長(佐藤勤君) いや、原案賛成者でいいと思いますよ、修正案ですから。

- 8番（猪股謙喜君） 討論は、反対討論からやるではないですか。
- 議長（佐藤勤君） いや、修正案が出てきたものですから、一般のあれとは違うと思うのです。
- 8番（猪股謙喜君） 違うのですか。
- 議長（佐藤勤君） ええ。それ見てください。
- 8番（猪股謙喜君） 何を見るのですか。
- 議長（佐藤勤君） 規約。ただいま謙喜君からのご質疑ですけれども、間違いなく修正案のある場合には原案賛成者が後に来ます。よろしくお願いします。
- 8番（猪股謙喜君） 原案賛成者が最初ね、討論で。
- 議長（佐藤勤君） 最初それでやって。何回ではなくて、最初やって、また次に今度別な人やると。
- （何事か声あり）
- 議長（佐藤勤君） では、これはなかなかないことですので、ちょっと休憩します。（午後 5時43分）
-

- 議長（佐藤勤君） それでは、再開いたします。（午後 5時48分）
- これから討論を行います。
- 討論の順序は、原案賛成者、原案及び修正案反対者、原案賛成者、修正案賛成者となります。
- まず、原案に賛成の者の発言を許します。
- 10番、山名田久美子君。
- 10番（山名田久美子君） 湯野上に携わる人間として、原案に賛成いたします。
- といいますのは、今反対動議が出まして、出ました中の湯野上地域整備も含めて原案修正ということでしたので、これをやられてしまいますと私たち大島地区で活動をしている人間にとっては、あちらでの整備活動費がやはり途切れてしまうというものが出てきます。湯野上の中では大島地区、湯野上地区いろいろございますし、この報告書の中にもいろいろと地域性のこと、それから「今までの慣例だとか世代間での」というような言葉が、文言出てきます。やはりこれは、本当に湯野上地域にいないとわからない世代のものというのございます。やはり今大島地区というのは、湯野上温泉駅の周辺を何とかしたいと思っております。ですから、交流会館全てを含めて今こういう形で修正動議が出るのであれば、私は原案のほうに賛成いたします。
- 以上です。
- 議長（佐藤勤君） 次に、原案及び修正案に反対の者の発言を許します。
- 2番、玉川邦夫君。
- 2番（玉川邦夫君） 4つの選択肢があるということで解釈して、今迷ったところなのですけれども、原案修正案、私総論は大賛成です。よく言う言葉で、各論になると一部反対。その一部反対というのが多目的であると。前回大変貴重な時間で説明をいただいて、私もあのところで力説したのを今思い出すのですけれども、繰り返しませんけれども、

いわゆる一般質問でも住民と行政による協働のまちづくり、これを私は3つ目の柱で質問させていただきました。非常に3年前から町長は構想を描いていて、大変町づくり頑張っているなど。これは住民への策定の段階で、非常に何回か足を運んでいる会議をしたと、こういうことだそうですけれども、私どもにはこの間が初めてなのです。ですから、私らも町民の代表、もっと広い町民の代表という後ろにしっかり背負っているつもりです。そういう私たちにあの1回限り、そして先ほども出ましたけれども、大きな修正はないというような、修正って議会中に出てきたと。この段取りが私は非常に残念であると。

やはり町長さん何度もいろんな構想を、例えばの構想を出しましたけれども、例えばではなくて、やはりこういう構想を入れて、そしてこういう予算を頼んでプランをつくと、そういう場面が、かなり今回ちょっと揺れ動いていたので、もっと私たちの意見、地元だけではない町民の声を入れる機会をぜひつくっても遅くはない。ですから、私は多目的というのは、この間もしゃべりましたけれども、なぜ交流人口を増やすためあそこに落ちつくのか、どうもわからない。これだけはもう今もそうなのです。ですから、その部分の予算化2,000万円ほどあるようですけれども、そこを修正していただいて、そしてさらに一歩進めると、そういう案を出していただければいいというふうに思っております。

ですから、繰り返しますけれども、若干原案の部分に反対。また、修正案の部分も、先ほど山名田議員お話ししましたけれども、そこにもやっぱりちょっと反対という意味で意見を申し上げました。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 私は、第2回定例会提出議案に一応……

（「原案」の声あり）

○1番（星輝夫君） 原案に一応賛成いたします。

なぜかといいますと、小野地区も一応この中にも構想に入っておりまして、今小野地区にも観光客がどんどん来ておりますので、ぜひこの計画によって進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤勤君） 次に、修正案に賛成の者の発言を許します。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 修正案に賛成します。

私が賛成する理由は、湯野上地区に町長さんが力を入れて、今多目的交流ホールをつくる、湯野上構想計画であるいろいろ出ていますデータの中で、私が反対する理由は、このエリアがある中でここを最重要視した要点がちょっとわからない。ここは何回も話しているように、道路も狭いです。車とめるスペースもありません。そういうのを考えた場合に、駐車場とかの整備が先なのではないかなと、建物よりも。車がとまるどころ

がないから、湯野上のお客さんは、湯野上温泉駅にある今の駐車場を使ったり、よらっしえの駐車場に車をとめたり、大型バスが入ったりというのを見ますと、私はそっちが先なのではないかなと、建物を建てるよりも。と思いますし、ほかの地域の人々は、湯野上さんにばっか力を入れているのはどうしてなのですかというのもやはり言われます。確かに町長がおっしゃるように、会津縦貫道路が抜けた場合に素通りになる。それは、この辺の地域も多分一緒なのです。考えるのは。というときに、湯野上さんにばかり何か肩入れしているのはどうしてなのですかと聞かれたこともありますので、余りにも集中し過ぎるのかなというので、私はちょっと修正案のほうに賛成というふうに言わせていただきます。

○議長（佐藤勤君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

まず、本案に対する……

（「議長、採決に対してちょっと発言したいんですが」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 採決の方法ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 起立によってやりたいと思います。

（「いや、議長、発言させてください」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） この採決に当たっては投票採決でお願いをしたいと、このように思います。賛成者おりませんか。投票採決でお願いします。

（「賛成」の声あり）

○議長（佐藤勤君） ただいま室井亜男君から無記名投票の要求がありましたので、賛成者の起立を求めます。

（「無記名に対する」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 無記名に対する賛成者の起立。

（賛成者起立）

○議長（佐藤勤君） 3人以上に達しておりますので、投票表決の要求は成立しました。

よって、議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第1号）についての採決は、無記名投票により行います。

暫時休憩します。（午後 5時59分）

○議長（佐藤勤君） 再開します。（午後 6時01分）

この採決については、室井亜男君外6名から無記名投票にされたいとの要求でありますので、無記名投票で行います。

まず、本案に対する湯田純朗君、猪股謙喜君から提出された修正案について、無記名

で採決します。

では、議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤勤君) ただいまの出席議員は、議長を除き11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番、小椋淑孝君及び5番、湯田純朗君を指名します。

(「議長、提案者が立会人になりますので、修正案の提案者が立会人というのはいかかなものかとちょっと思うんですが、どうでしょうか。順序でそこを割り振ってますけども、今回に限り提案者が立会人ということですから、ちょっとそこら辺は考慮してもよろしいんじゃないでしょうか」の声あり)

○議長(佐藤勤君) では、修正します。

6番、小椋淑孝君及び4番、星政征君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) では、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(佐藤勤君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。修正案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

(「確認します、議長」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 9番、湯田健二君。

○9番(湯田健二君) 出された修正案に反対か、賛成かですね。

○議長(佐藤勤君) そうです。修正案に可とする者は賛成、否とする者は反対。賛成か、反対か。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により、否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

事務局長。

(点呼・投票)

○議長(佐藤勤君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、小椋淑孝君、4番、星政征君、それでは開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(佐藤勤君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成、5票、反対、6票、以上のおおりの賛成が少数であります。

したがって、議案第33号修正案は否決されました。

次に、原案について無記名投票で採決します。

ただいまの出席議員は、議長を除き11名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に6番、小椋淑孝君及び4番、星政征君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤勤君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(佐藤勤君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。原案を可とする者は賛成、原案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により、否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

事務局長。

(点呼・投票)

○議長(佐藤勤君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤勤君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、小椋淑孝君、4番、星政征君に開票の立ち会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

(開票)

○議長（佐藤勤君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち、有効投票11票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、賛成、5票、反対、6票、以上のおり賛成が少数であります。

したがって、議案第33号 平成29年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（佐藤勤君） では、暫時休憩します。（午後 6時24分）

○議長（佐藤勤君） 再開します。（午後 6時36分）

これから議案第34号 平成29年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成29年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成29年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成29年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議員提出議案第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出につ

いて

○議長（佐藤勤君） 日程第21、議員提出議案第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

（議案朗読）

○議長（佐藤勤君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第3号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災地児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤勤君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第2回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 6時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員